

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第 121 回）
議事次第

- 1 日 時：令和 7 年 9 月 30 日（火）15：00～17：00
- 2 場 所：Zoom によるオンライン開催
- 3 議 事
 - （1）令和 7 年度連携法曹基礎課程（法曹コース）について
 - （2）地方の法科大学院と法曹の地方定着について
 - （3）中教審大学分科会における議論について（新たな評価制度）
 - （4）その他

資料 1	令和 7 年度法曹コースの実態調査	… p. 3
資料 2－1	弁護士の地方定着の現状（日本弁護士連合会提出資料）	… p. 61
資料 2－2	地域社会の発展に向けた法科大学院等の取組について 骨子（案）	… p. 69
資料 3－1	教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ 議論の整理（概要）	… p. 81
資料 3－2	教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ 議論の整理	… p. 83
資料 3－3	評価機関へのヒアリング結果	… p. 99
資料 3－4	法科大学院へのアンケート結果	… p. 113
参考資料 1	中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 第 13 期の審議に関する主な論点について	… p. 129
参考資料 2	中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第 120 回）における委員の主な御意見	… p. 131
参考資料 3	第 13 期中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会委員名簿	… p. 135
参考資料 4	令和 7 年度法科大学院入学者選抜の全体像	… p. 137
参考資料 5	各法科大学院の令和 5 年度～令和 7 年度入学者選抜のうち特別選抜の実施状況	… p. 139
参考資料 6	文部科学大臣の認定を受けた法曹養成連携協定一覧	… p. 141
参考資料 7	連携法曹基礎課程（法曹コース）一覧	… p. 145

令和7年度 法曹コースの実態調査

集計対象 : 認定連携法曹基礎課程（法曹コース）を設置している大学（42大学）

調査基準日 : 令和7年5月1日

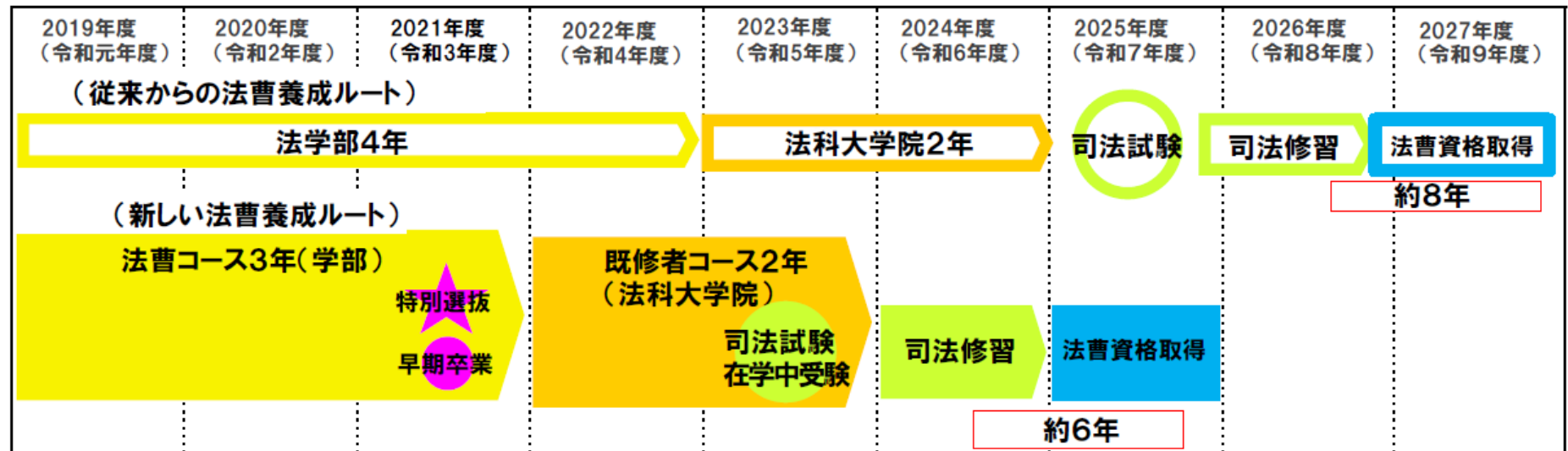
法曹コースとは

- ✓ 法曹コース（※1）とは、法曹（裁判官・検察官・弁護士）を目指す学生が大学の学部段階から法曹になるための教育を受けることができるコース。

※1 正式名称「連携法曹基礎課程」。法学部などの法学を学ぶ学部設置されている。連携する法科大学院と「法曹養成連携協定」を締結し文部科学大臣が認定。

- ✓ 法科大学院との連携協力のもとで、体系的・一貫的な学修をすることが可能。大学3年で早期卒業して、法科大学院（既修者コース：2年）に進学し、法曹となることを目指す（※2）

※2 早期卒業し、在学中受験で司法試験に合格した場合、法曹として活躍するまでの期間を従来より約2年短縮することが可能。



I. 基礎情報

II. 法曹コースの登録・進級時の選抜、修了要件等

III. 法曹コースの教育

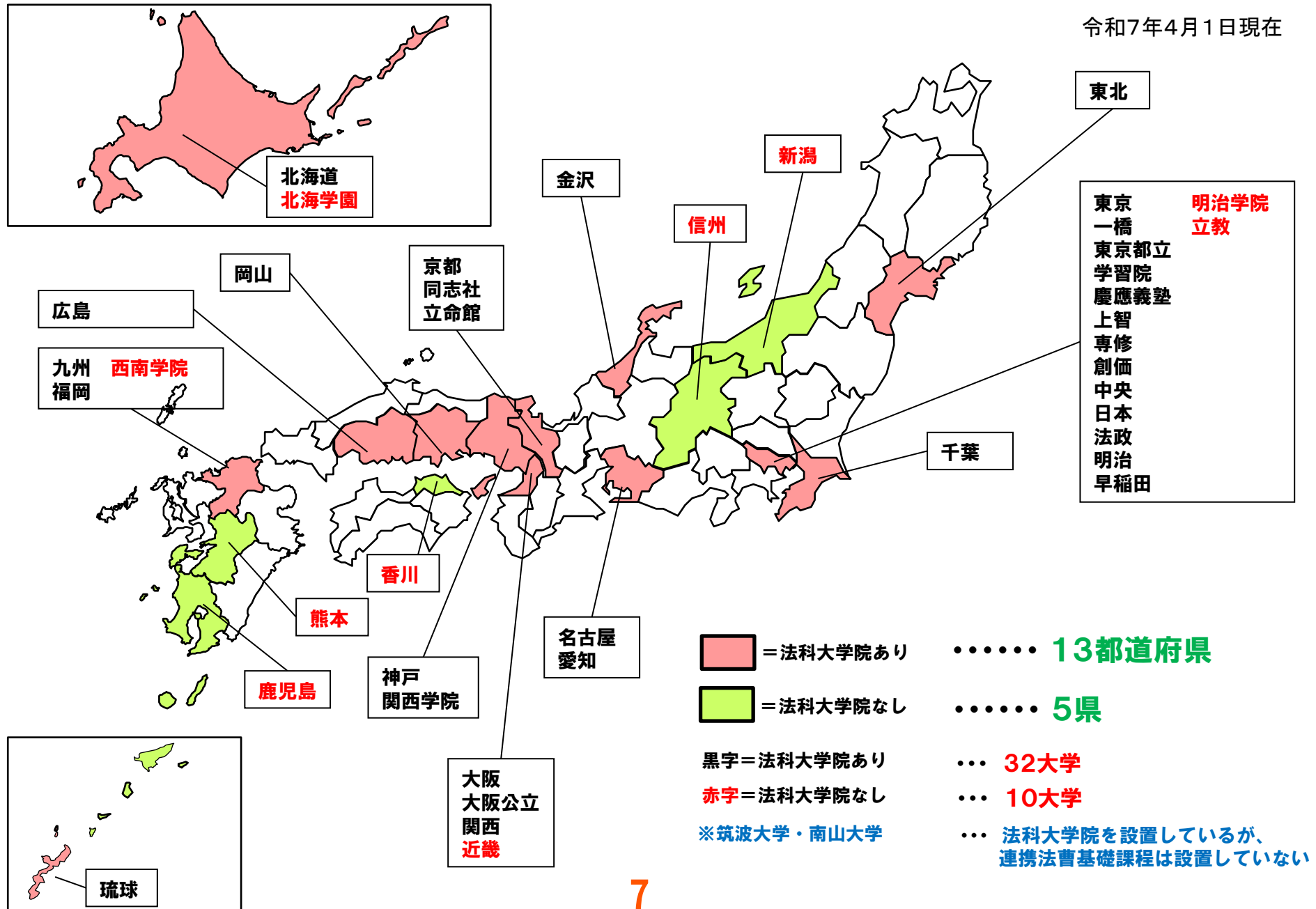
IV. 学生指導、広報活動、法曹コースの学生の様子

V. 連携法科大学院との連携、法曹コース運営等

I . 基礎情報

1. 法曹養成連携協定の締結状況①

令和7年4月1日現在



1. 法曹養成連携協定の締結状況②

法曹コース数・・・42コース

協定数・・・74協定（42の法曹コースがそれぞれの法科大学院と締結した協定数）

法曹コースを置く大学	連携法科大学院
1.北海道大学	北海道大学
2.東北大学	東北大学
3.千葉大学	千葉大学
4.東京大学	東京大学
5.一橋大学	一橋大学
6.新潟大学	東北大学、神戸大学、慶應義塾大学、中央大学
7.金沢大学	金沢大学
8.信州大学	慶應義塾大学、中央大学 東京都立大学
9.名古屋大学	名古屋大学
10.京都大学	京都大学
11.大阪大学	大阪大学
12.神戸大学	神戸大学
13.岡山大学	岡山大学
14.広島大学	広島大学
15.香川大学	大阪大学、広島大学、岡山大学
16.九州大学	九州大学
17.熊本大学	神戸大学、九州大学、中央大学、早稲田大学
18.鹿児島大学	千葉大学、神戸大学、九州大学、中央大学
19.琉球大学	琉球大学
20.東京都立大学	東京都立大学
21.大阪公立大学	大阪公立大学
22.北海学園大学	北海道大学
23.学習院大学	学習院大学、慶應義塾大学、中央大学
24.慶應義塾大学	慶應義塾大学

法曹コースを置く大学	連携法科大学院
25.上智大学	上智大学
26.専修大学	専修大学
27.創価大学	創価大学
28.中央大学	中央大学
29.日本大学	日本大学
30.法政大学	法政大学
31.明治大学	慶應義塾大学、中央大学、明治大学
32.明治学院大学	千葉大学、東京都立大学、慶應義塾大学、中央大学、明治大学、早稲田大学
33.立教大学	慶應義塾大学、中央大学、早稲田大学
34.早稲田大学	早稲田大学
35.愛知大学	愛知大学
36.同志社大学	神戸大学、同志社大学
37.立命館大学	名古屋大学、神戸大学、中央大学、立命館大学
38.関西大学	関西大学
39.関西学院大学	関西学院大学
40.近畿大学	神戸大学
41.西南学院大学	九州大学、学習院大学、中央大学、早稲田大学、同志社大学
42.福岡大学	福岡大学

1. 法曹養成連携協定の締結状況③

■ 自大学の法科大学院がない法曹コース……………10コース

※いずれも、法科大学院を廃止した経緯あり（学生募集を停止した場合も含む）

（新潟、信州、香川、熊本、鹿児島、北海学園、明治学院、立教、近畿、西南学院）

■ 地方大学枠の対象となる法曹コース……………7コース

※地方大学とは、大都市圏以外の地域に設置されている大学及び大都市圏であっても当該都市圏に法科大学院が設置されていない地域にある大学とする。

（新潟、金沢、信州、香川、熊本、鹿児島、琉球）

■ 遠隔地(他都府県)の法科大学院と協定締結している法曹コース……10コース

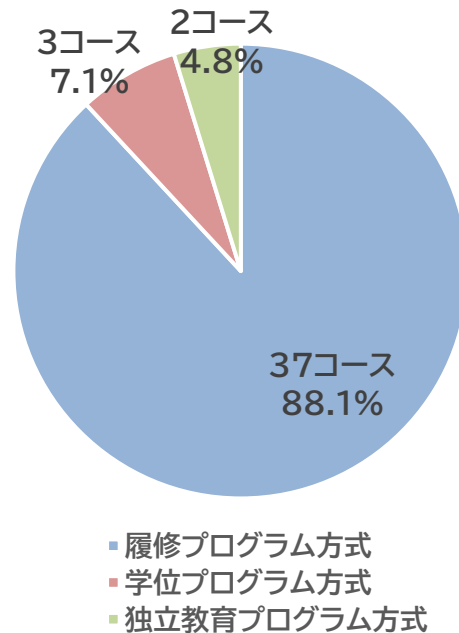
（新潟、信州、香川、熊本、鹿児島、明治学院、同志社、立命館、近畿、西南学院）

■ 複数の協定を締結している法曹コース……………12コース

- ・新潟大学×4法科大学院（東北、神戸、慶應、中央）
- ・信州大学×3法科大学院（慶應、中央、東京都立）
- ・香川大学×3法科大学院（大阪、広島、岡山）
- ・熊本大学×4法科大学院（神戸、九州、中央、早稲田）
- ・鹿児島大学×4法科大学院（千葉、神戸、九州、中央）
- ・学習院大学×3法科大学院（学習院、慶應、中央）
- ・明治大学×3法科大学院（慶應、中央、明治）
- ・明治学院大学×6法科大学院（千葉、東京都立、慶應、中央、明治、早稲田）
- ・立教大学×3法科大学院（慶應、中央、早稲田）
- ・同志社大学×2法科大学院（神戸、同志社）
- ・立命館大学×4法科大学院（立命館、名古屋、神戸、中央）
- ・西南学院大学×5法科大学院（九州、学習院、中央、早稲田、同志社）

2. 法曹コースの開設形態

法曹コースの開設形態は、「学位プログラム方式」「履修プログラム方式」「独立教育プログラム方式」のいずれに該当しますか。



- 履修プログラム方式として開設（37コース）
（法曹コースの選択や離脱が比較的しやすい方式）
- 学位プログラム方式として開設（3コース）
（卒業要件とコース修了要件が一致している方式）
（広島、立教、近畿）
- その他回答（2コース）
 - ・ コースの1つとして開設し、学位プログラム方式を基礎としているが、所定の時期におけるコース変更の申請を認める（一橋）
 - ・ 2つのコースがあり、異なる方式を採用（日本）
法職課程法曹コース履修プログラム(R元年度入学者を対象)：履修プログラム方式
法曹コース(R2年度以降の入学者を対象)：学位プログラム方式

参考

・ 学位プログラム方式

法曹コース＝学位プログラムとして、学士の学位を取得させるに当たり、学士のレベルと分野に応じて達成すべき能力を明示し、それを修得させるように体系的に設計したプログラム。

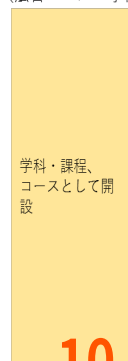
・ 履修プログラム方式

学位プログラムの構成要素の一部として、学科・課程やコースの中に、法科大学院に入学するための能力を修得するために体系的に編成された履修プログラム方式として開設。

・ 独立教育プログラム方式

学位プログラムとは別に法科大学院に入学するための能力を修得するために体系的に編成された独立教育プログラムとして開設。独立教育プログラムの一部が学位プログラムに組み込まれていることも可能。

（法曹コース＝学位プログラム）



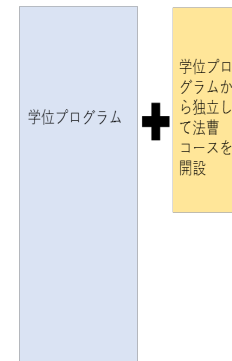
（メリット）
卒業要件とコース修了要件が一致することで、早期卒業要件は満たしているがコース修了要件が満たされていないという事態が発生しない。

（履修プログラム方式）



（メリット）
法曹コースの追加的選択や途中離脱がある程度、柔軟にできることから、学生のニーズに応じやすい。

（独立教育プログラム方式）



（メリット）
法曹コースとしての体系的なカリキュラム編成が学位プログラムから独立して開設可能。
※開設科目の一部が卒業要件単位に含まれていても可。

3. 令和6年度法曹コース在籍者数、修了者数、法科大学院進学者数等

法学部				合計
1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	
令和6年度法曹コース在籍者数				
81人 (63人)	1,383人 (1,232人)	1,304人 (1,228人)	980人 (890人)	3,748人 (3,413人)
令和6年度法曹コース修了者数				
		323人 (249人)	502人 (422人)	825人 (671人)
令和7年度法科大学院進学者数				
		281人 (213人)	325人 (280人)	606人 (493人)
		うち協定先 209人 (158人)	247人 (202人)	456人 (360人)
		うち非協定先 72人 (55人)	78人 (78人)	150人 (133人)

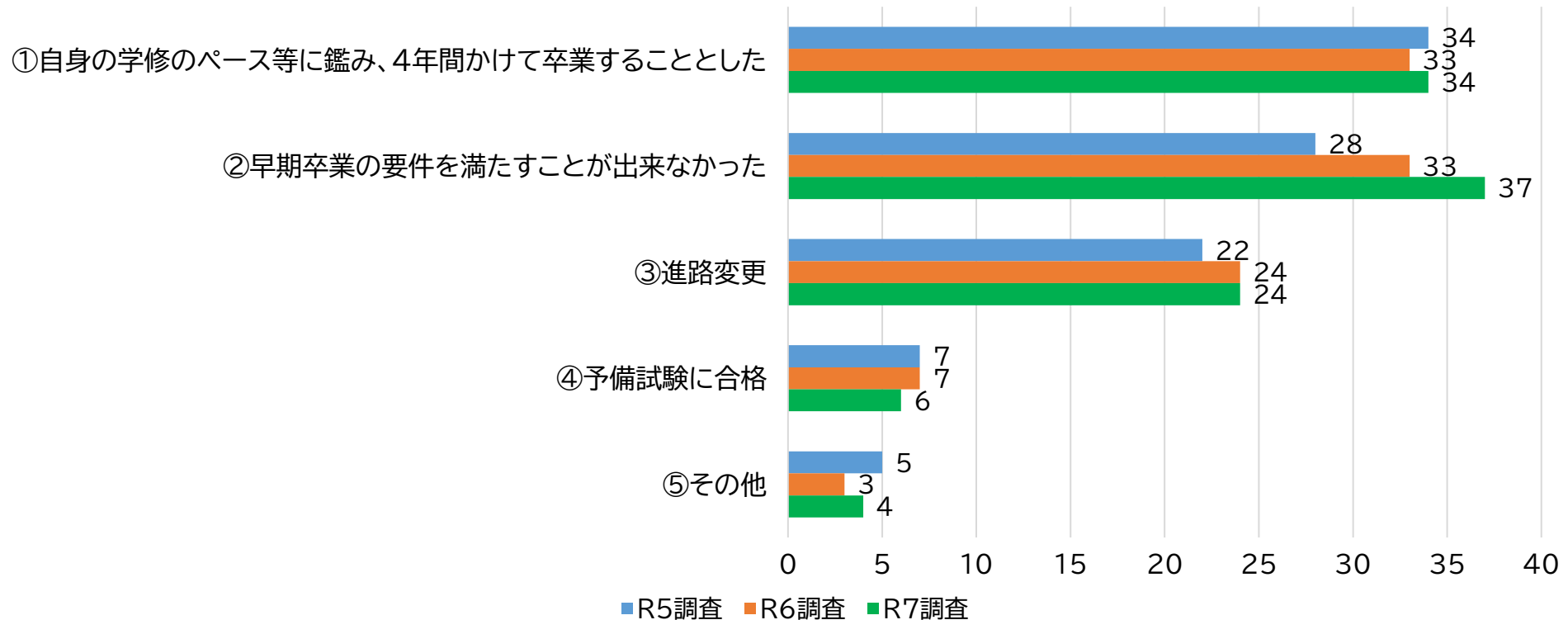
※ 法曹コース在籍者数は概数（登録制でない法曹コースにおいては法曹コース利用希望者数又は早期卒業希望者数を回答）

※ () 内は令和5年度の値（法曹コース在籍者数は令和6年に実施した文部科学省調査の回答）

※ 法科大学院進学者数は、法曹コースを置く学部が把握している値であり、実際の法科大学院進学者数とは異なる可能性がある。

4. 早期卒業をしなかった理由

法曹コースを選択した学生が早期卒業をしなかった理由として考えられる項目は何か。(複数回答可)

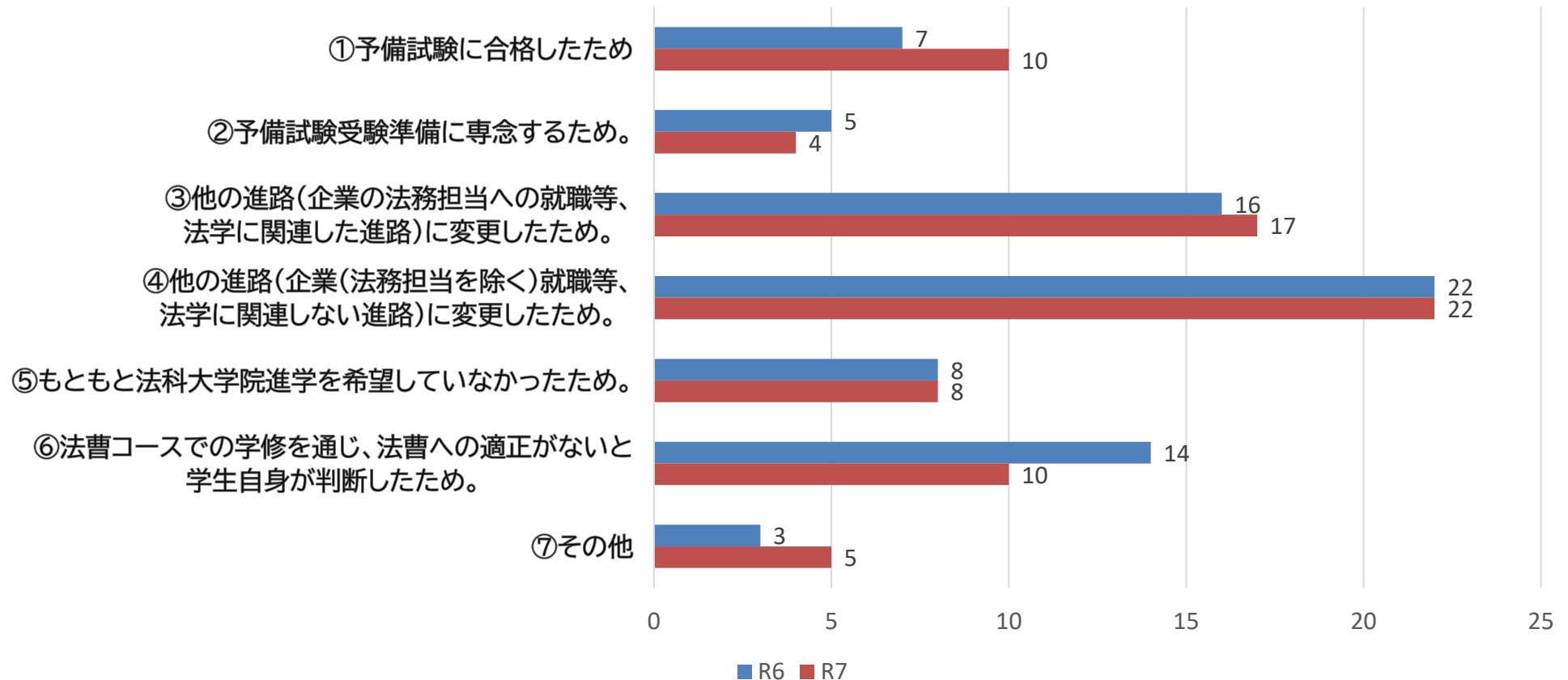


■ その他の内容

- 法科大学院入学者選抜で不合格となったため（R5：4コース、R6：2コース、R7：1コース）
- 他学部から編入したため、カリキュラム上3年次までに法曹コース指定科目のすべてを履修できないため（R5：1コース）
- 非協定先の法科大学院を志望しているため（R6：1コース）
- 合格した大学とは異なる法科大学院を志望しているため（R7：1コース）
- 留学のため（R7：2コース）

5. 法科大学院に進学しなかった理由

法曹コースを選択した学生が法科大学院に進学しなかった理由として考えられる項目は何か。(複数回答可)

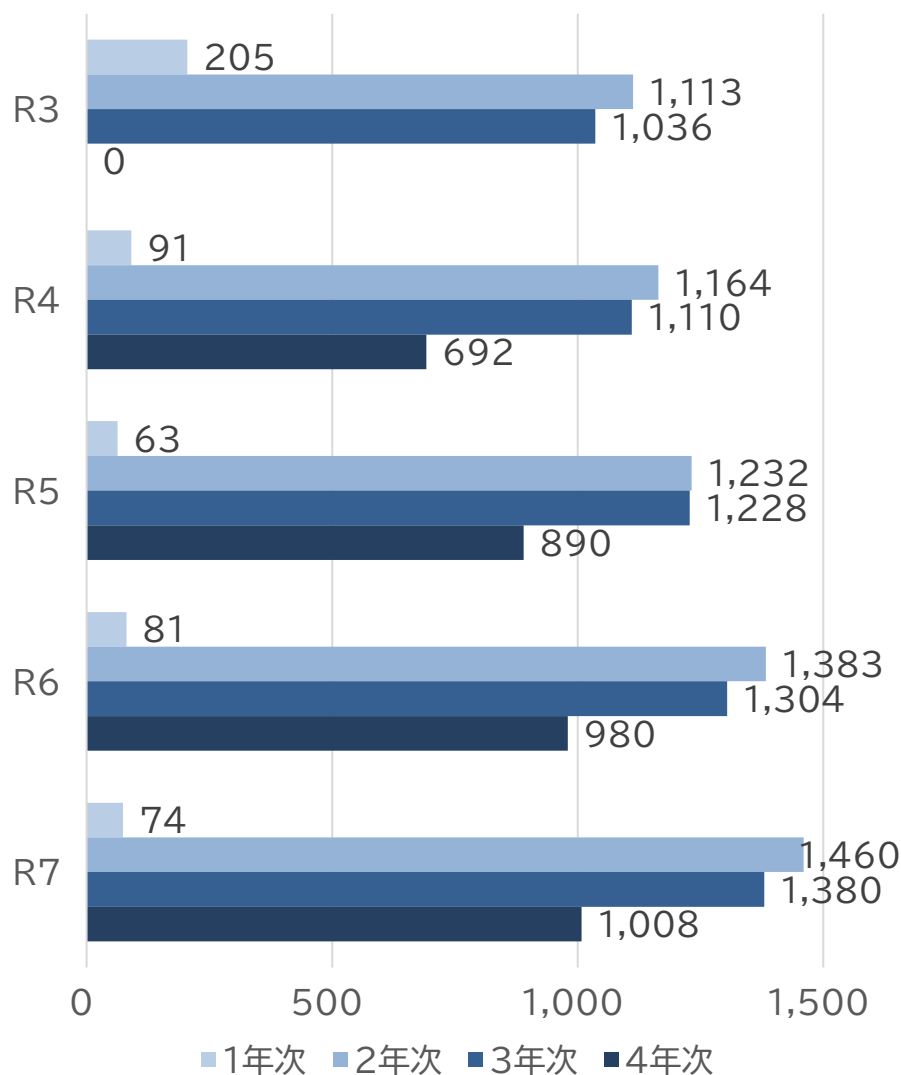


■ その他の内容

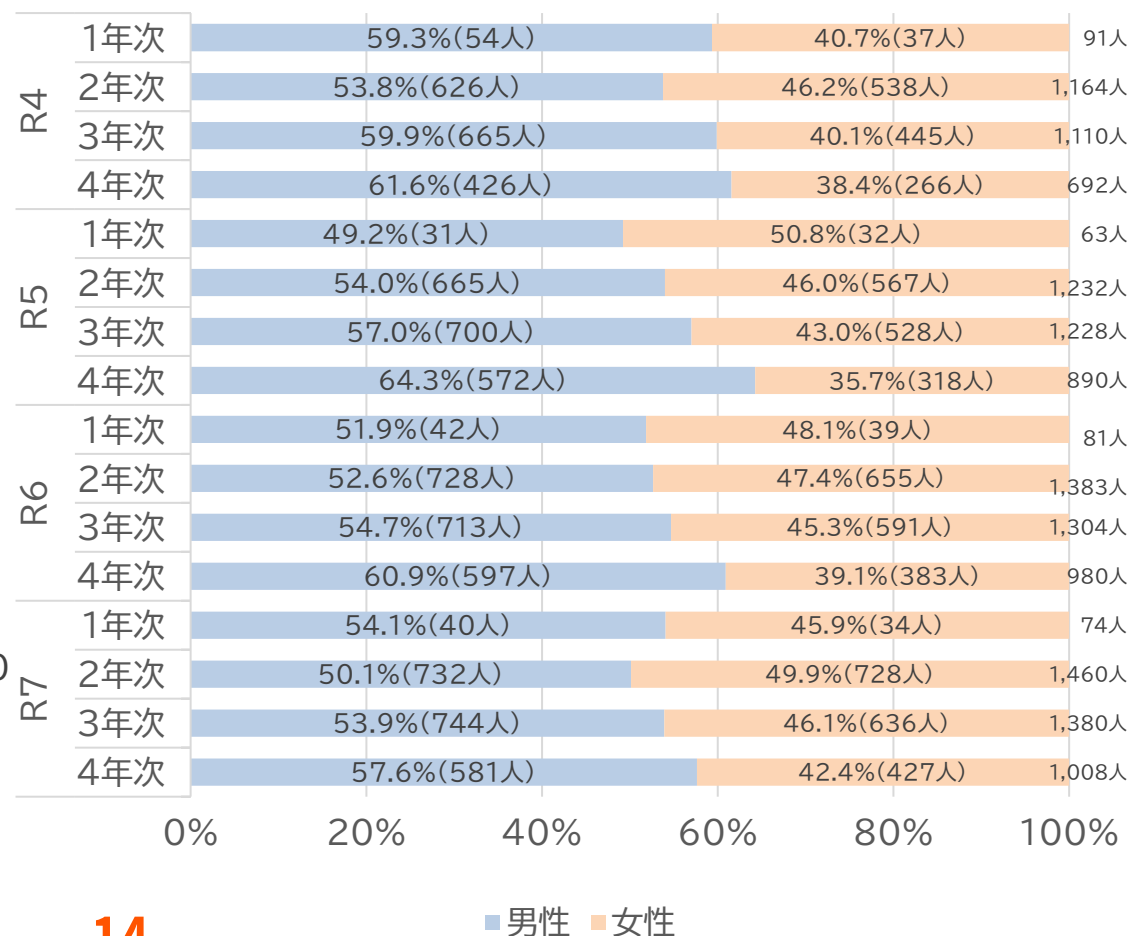
- 卒業できなかったため (R6 : 1 コース、R7 : 1 コース)
- 経済的理由 (R6 : 2 コース、R7 : 1 コース)
- 法科大学院に合格できなかったため (R7 : 1 コース)
- 法科大学院試験に向け準備 (R7 : 1 コース)
- 他の国家資格取得を目指しているため (R7 : 1 コース)

6. 法曹コース在籍者数の推移（令和3年度～）

法曹コース在籍者数の推移(学年別)

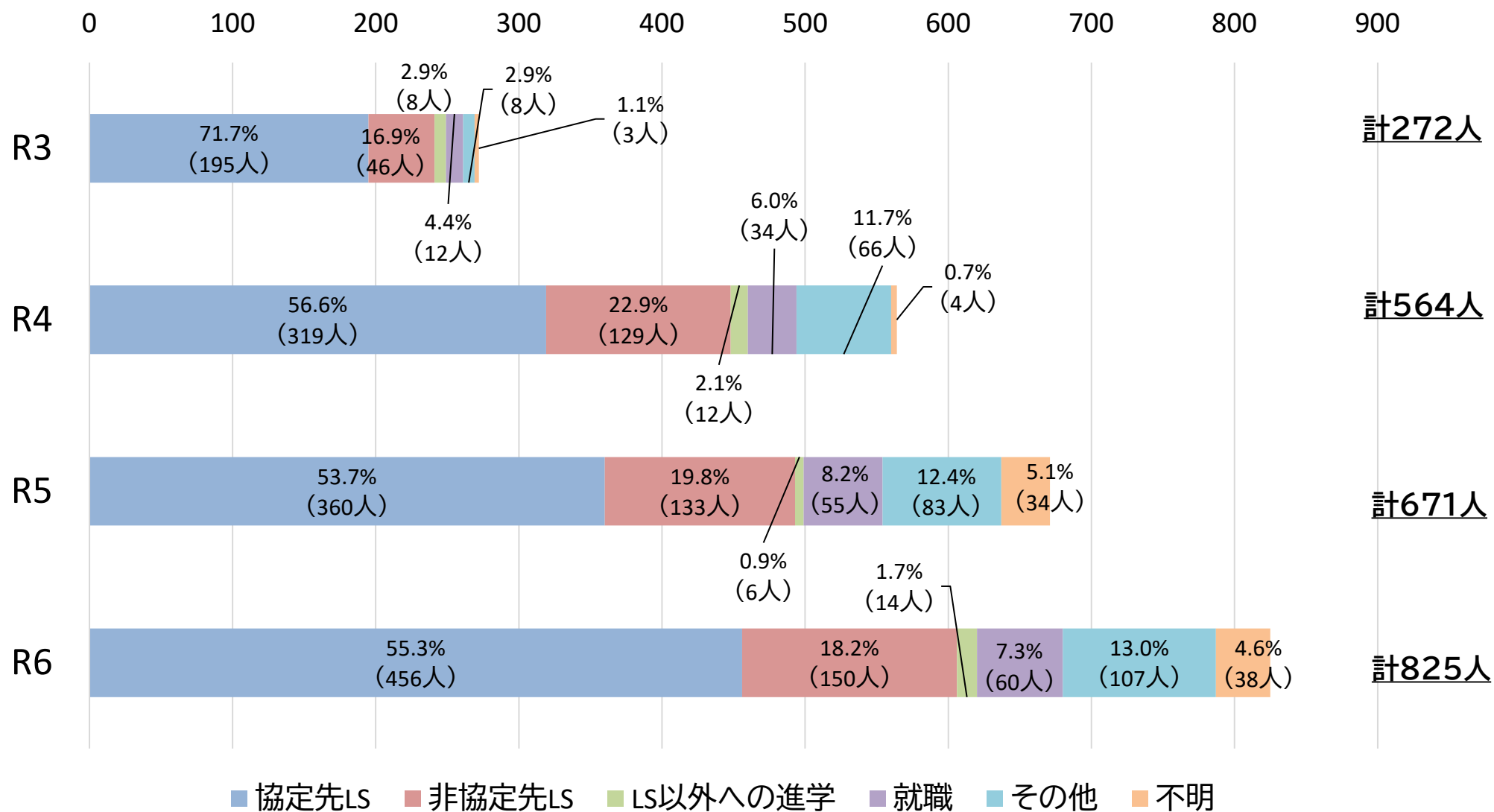


法曹コース在籍者の男女比推移(学年別)



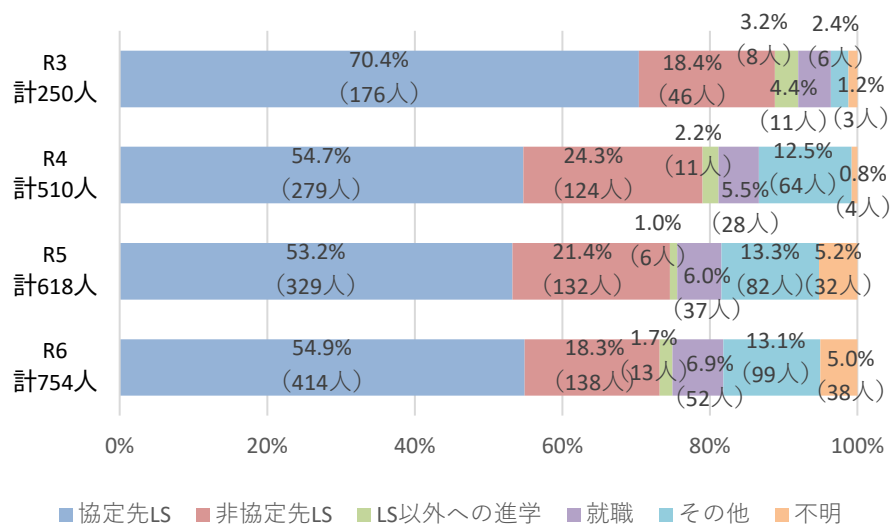
7. 法曹コース修了者の進路（全体）

法曹コース修了者の進路(全体)

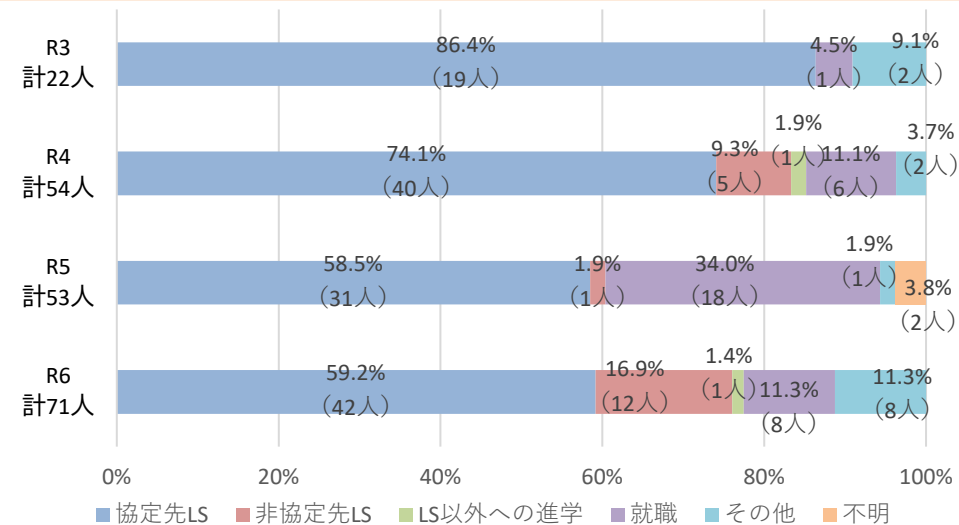


7. 法曹コース修了者の進路（法科大学院の有無別）

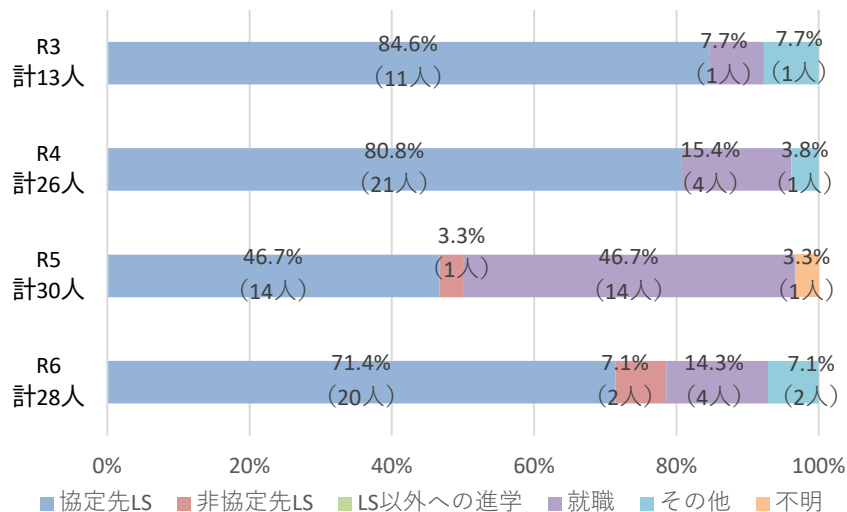
①学内に法科大学院がある 法曹コース（32コース）の進路



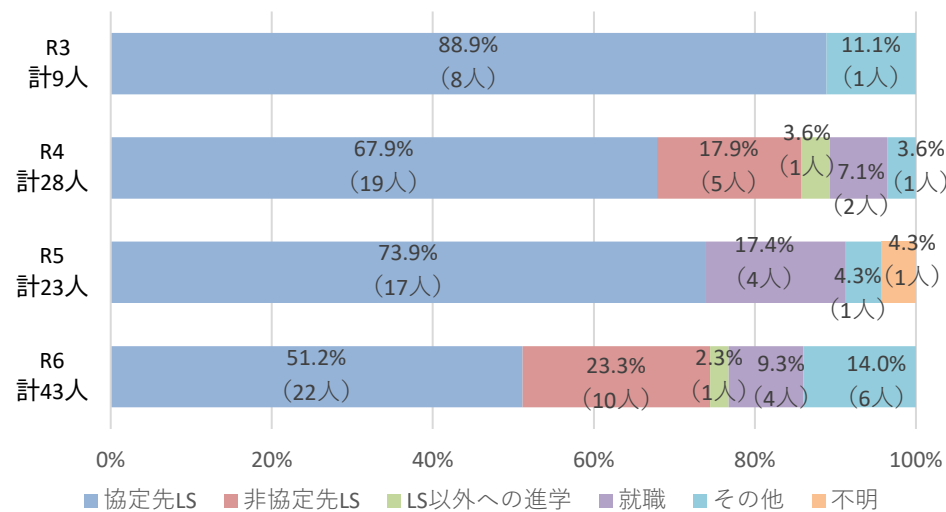
②学内に法科大学院がない 法曹コース（10コース）の進路



③学内に法科大学院がなく、同一都道府県内に 法科大学院がある法曹コース（5コース）の進路



④学内に法科大学院がなく、同一都道府県内に 法科大学院がない法曹コース（5コース）の進路



I. 基礎情報

(参考①) 法曹コースの授業開始時期、登録時期、定員、学年別在籍者数

(令和7年5月1日時点) (単位:人)

法曹コースを置く大学	法曹コース開設年度	法曹コース授業開始時期(※1)	法曹コース登録時期(※1)	定員(1学年あたり)	1年次在籍者	早期卒業希望者		特別選抜希望者	2年次在籍者		早期卒業希望者	特別選抜希望者	3年次在籍者		早期卒業希望者	特別選抜希望者	4年次在籍者		特別選抜希望者
						早期卒業希望者	特別選抜希望者		早期卒業希望者	特別選抜希望者			早期卒業希望者	特別選抜希望者			早期卒業希望者	特別選抜希望者	
1.北海道大学	R2	2年次前期	2年次後期	30人程度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	39(29)	29(0)	39(0)	25(14)	25(0)		
2.東北大学	R2	1年次後期	2年次前期	30	0(0)	0(0)	0(0)	60(44)	0(0)	0(0)	41(61)	0(1)	0(1)	45(41)	15(10)				
3.千葉大学	R2	1年次後期	1年次後期	15人程度	0(0)	0(0)	0(0)	19(20)	0(0)	0(0)	10(14)	2(5)	1(2)	13(4)	9(3)				
4.東京大学	R2	2年次前期	3年次前期/後期 4年次前期/後期	なし	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	109(137)	16(12)	16(12)	216(235)	216(235)				
5.一橋大学	R2	1年次前期	2年次前期 3年次前期	25人程度	0(0)	0(0)	0(0)	28(28)	0(0)	0(0)	29(33)	11(21)	11(21)	23(29)	11(26)				
6.新潟大学	R2	1年次前期	2年次前期/後期 3年次前期/後期 4年次前期/後期	なし	0(0)	0(0)	0(0)	72(72)	72(72)	72(72)	29(21)	6(3)	5(3)	14(16)	1(2)				
7.金沢大学	R2	1年次後期	1年次前期	30	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	17(18)	0(2)	0(2)	15(16)	0(0)				
8.信州大学	R2	2年次前期	2年次前期(9月)	10	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(5)	3(5)	3(5)	1(1)	0(0)				
9.名古屋大学	R2	1年次後期	1年次後期	20	0(0)	0(0)	0(0)	46(52)	0(0)	0(0)	52(37)	0(0)	0(0)	36(44)	0(0)				
10.京都大学	R2	1年次前期	3年次前期/後期	なし	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	61(49)	44(37)	61(49)	53(48)	53(48)				
11.大阪大学	R2	1年次後期	2年次前期 3年次前期 4年次前期	2年次30人程度 3年次20人程度	0(0)	0(0)	0(0)	35(31)	14(14)	35(31)	24(26)	11(17)	24(26)	19(16)	19(16)				
12.神戸大学	R2	2年次前期	2年次前期 3年次前期	40人程度	0(0)	0(0)	0(0)	40(40)	0(0)	0(0)	42(39)	42(39)	42(39)	32(34)	32(34)				
13.岡山大学	R2	2年次前期	2年次前期	40人程度	0(0)	0(0)	0(0)	28(28)	0(0)	0(0)	21(20)	1(5)	0(0)	19(18)	0(0)				
14.広島大学	R3	2年次前期	2年次前期	なし	0(0)	0(0)	0(0)	32(30)	0(0)	0(0)	23(24)	3(5)	0(0)	21(10)	0(0)				
15.香川大学	R5	1年次後期	1年次後期(2~3月)	15	0(0)	0(0)	0(0)	18(15)	18(0)	18(0)	13(13)	1(4)	13(4)	10(0)	7(0)				
16.九州大学	R2	1年次後期	2年次後期	30人程度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	23(24)	9(11)	23(22)	15(17)	14(17)				
17.熊本大学	R2	2年次前期	2年次前期	20	0(0)	0(0)	0(0)	17(20)	0(0)	17(20)	17(9)	4(0)	17(9)	7(13)	7(13)				
18.鹿児島大学	R2	1年次前期	1年次後期(3月) 2年次後期(3月)	なし	0(0)	0(0)	0(0)	7(11)	0(0)	0(0)	9(8)	2(4)	2(4)	5(5)	5(5)				
19.琉球大学	R6	2年次前期	1年次後期	定めない(5~9名想定)	0(0)	0(0)	0(0)	6(0)	6(0)	6(0)	3(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)				
20.東京都立大学	R2	1年次前期	2年次前期	20人程度	0(0)	0(0)	0(0)	22(21)	0(0)	0(0)	12(14)	12(14)	12(14)	11(10)	11(10)				
21.大阪公立大学	R2	1年次後期	2年次後期以降、学期毎	20	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(3)	2(3)	2(3)	3(2)	3(2)				

I. 基礎情報

(参考①) 法曹コースの授業開始時期、登録時期、定員、学年別在籍者数

法曹コースを置く大学	法曹コース開設年度	法曹コース授業開始時期(※1)	法曹コース登録時期(※1)	定員(1学年あたり)	1年次在籍者(※2)			2年次在籍者(※2)			3年次在籍者(※2)			4年次在籍者(※2)	
						早期卒業希望者	特別選抜希望者		早期卒業希望者	特別選抜希望者		早期卒業希望者	特別選抜希望者		特別選抜希望者
22.北海学園大学	R2	2年次前期	2年次前期	なし	0(0)	0(0)	0(0)	23(10)	23(10)	23(10)	12(16)	8(8)	12(16)	12(3)	12(3)
23.学習院大学	R5	1年次前期	2年次前期	なし	0(0)	0(0)	0(0)	23(15)	0(0)	0(0)	15(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
24.慶應義塾大学(※3)	R2	1年次前期	—	なし	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	48(48)	48(48)	48(48)	0(0)	0(0)
25.上智大学	R2	2年次前期	2年次前期	30	0(0)	0(0)	0(0)	32(24)	32(24)	32(24)	13(19)	13(17)	13(17)	5(2)	5(1)
26.専修大学	R6	2年次前期	1年次後期	15	0(0)	0(0)	0(0)	14(12)	14(12)	14(12)	6(14)	6(7)	6(7)	0(0)	0(0)
27.創価大学	R2	1年次前期	1年次前期 2年次前期	25	23(21)	0(0)	0(0)	26(21)	0(0)	0(0)	19(21)	0(1)	0(1)	20(15)	0(14)
28.中央大学	R2	2年次前期	2年次前期	なし	0(0)	0(0)	0(0)	187(187)	159(159)	159(159)	78(78)	50(50)	50(50)	12(12)	12(12)
29.日本大学	R2	その他	その他	なし	51(60)	0(0)	0(0)	41(32)	14(7)	14(7)	27(24)	8(1)	8(1)	26(46)	0(0)
30.法政大学	R2	2年次前期	2年次前期	20	0(0)	0(0)	0(0)	24(24)	0(0)	0(0)	20(14)	15(8)	15(10)	3(7)	3(7)
31.明治大学	R2	1年次前期	2年次前期	80	0(0)	0(0)	0(0)	185(185)	0(0)	0(0)	145(96)	11(13)	11(12)	98(90)	20(2)
32.明治学院大学	R2	1年次前期	2年次前期	30	0(0)	0(0)	0(0)	36(28)	36(28)	36(28)	12(13)	10(12)	12(13)	3(3)	0(0)
33.立教大学	R2	2年次前期	2年次前期	20人程度	0(0)	0(0)	0(0)	28(19)	0(0)	0(0)	17(16)	0(0)	0(0)	6(3)	0(0)
34.早稲田大学	R2	1年次前期	1年次後期以降、学期毎	なし	0(0)	0(0)	0(0)	174(187)	0(0)	0(0)	163(156)	26(34)	24(34)	120(90)	102(90)
35.愛知大学	R3	2年次前期	2年次前期	5人程度	0(0)	0(0)	0(0)	5(3)	5(3)	5(3)	1(1)	1(1)	1(1)	1(2)	1(2)
36.同志社大学(※4)	R2	1年次前期	—	50	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	28(30)	53(74)	28(30)	4(0)	4(0)
37.立命館大学(※5)	R2	1年次前期	2年次前期	なし	0(0)	0(0)	0(0)	85(89)	15(22)	85(89)	78(57)	19(25)	78(57)	24(42)	24(42)
38.関西大学	R2	2年次前期	2年次前期	50人程度	0(0)	0(0)	0(0)	53(45)	0(0)	0(0)	47(53)	10(22)	5(0)	42(43)	0(0)
39.関西学院大学	R2	1年次後期	2年次前期	50	0(0)	0(0)	0(0)	32(35)	0(0)	0(0)	37(40)	21(14)	15(15)	26(27)	0(0)
40.近畿大学	R5	2年次前期	2年次前期	30人程度	0(0)	0(0)	0(0)	24(25)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
41.西南学院大学	R2	2年次前期	2年次前期	30	0(0)	0(0)	0(0)	30(30)	13(14)	13(27)	30(23)	4(1)	4(12)	23(19)	8(5)
42.福岡大学	R2	2年次前期	1年次後期(3月) 2年次後期(3月)	10	0(0)	0(0)	0(0)	8(0)	8(0)	8(0)	4(1)	1(1)	1(1)	0(3)	0(3)
					74(81)	0(0)	0(0)	1460(1383)	429(365)	537(482)	1380(1304)	502(525)	603(541)	1008(980)	619(602)

※1 前期は「4月～9月」、後期は「10月～3月」を指す。

※2 令和7年5月1日時点の在籍者数。()内は令和6年5月1日時点の在籍者数。

※3 登録制ではないため、在籍者数については、早期卒業希望者の数として大学が把握している数を記載。

※4 登録制ではないため、在籍者数については、法曹コース利用希望者の数として大学が把握している数を記載。

※5 定員を設けていないが、「司法特修」(法曹等を目指す学生向けのプログラム)を選択する学生のみが登録可能で、「司法特修」の定員は105名となっている。

(参考②) 令和7年度法曹コース 女性の学年別在籍者数・割合

下段（青字）は女性の数、割合を示している。（令和7年5月1日時点）（単位：人）

法曹コースを置く大学	1年次 在籍者	早期卒業 希望者	特別選抜 希望者	2年次			3年次			4年次	
				在籍者	早期卒業 希望者	特別選抜 希望者	在籍者	早期卒業 希望者	特別選抜 希望者	在籍者	特別選抜 希望者
1.北海道大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	39 18(46.2)	29 11(37.9)	39 18(46.2)	25 5(20.0)	25 5(20.0)
2.東北大学	0 -()	0 -()	0 -()	60 26(43.3)	0 0(-)	0 0(-)	41 18(43.9)	0 0(-)	0 0(-)	45 14(31.1)	15 6(40.0)
3.千葉大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	19 11(57.9)	0 0(-)	0 0(-)	10 4(40.0)	2 1(50.0)	1 1(100.0)	13 8(61.5)	9 5(55.6)
4.東京大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	109 47(43.1)	16 10(62.5)	16 10(62.5)	216 70(32.4)	216 70(32.4)
5.一橋大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	28 16(57.1)	0 0(-)	0 0(-)	29 15(51.7)	11 6(54.5)	11 6(54.5)	23 10(43.5)	11 6(54.5)
6.新潟大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	72 40(55.6)	72 40(55.6)	72 40(55.6)	29 14(48.3)	6 4(66.7)	5 3(60.0)	14 3(21.4)	1 0(0.0)
7.金沢大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	17 6(35.3)	0 0(-)	0 0(-)	15 8(53.3)	0 0(-)
8.信州大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	3 2(66.7)	3 2(66.7)	3 2(66.7)	1 1(100.0)	0 0(-)
9.名古屋大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	46 28(60.9)	0 0(-)	0 0(-)	52 25(48.1)	0 0(-)	0 0(-)	36 10(27.8)	0 0(-)
10.京都大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	61 25(41.0)	44 16(36.4)	61 25(41.0)	53 16(30.2)	53 16(30.2)
11.大阪大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	35 16(45.7)	14 9(64.3)	35 16(45.7)	24 8(33.3)	11 6(54.5)	24 8(33.3)	19 9(47.4)	19 9(47.4)
12.神戸大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	40 18(45.0)	0 0(-)	0 0(-)	42 26(61.9)	42 26(61.9)	42 26(61.9)	32 11(34.4)	32 11(34.4)
13.岡山大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	28 19(67.9)	0 0(-)	0 0(-)	21 16(76.2)	1 0(0.0)	0 0(-)	19 12(63.2)	0 0(-)
14.広島大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	32 18(56.3)	0 0(-)	0 0(-)	23 11(47.8)	3 2(66.7)	0 0(-)	21 11(52.4)	0 0(-)
15.香川大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	18 10(55.6)	18 10(55.6)	18 10(55.6)	13 5(38.5)	1 1(100.0)	13 5(38.5)	10 5(50.0)	7 3(42.9)
16.九州大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	23 7(30.4)	9 2(22.2)	23 7(30.4)	15 7(46.7)	14 7(50.0)
17.熊本大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	17 6(35.3)	0 0(-)	17 6(35.3)	17 11(64.7)	4 3(75.0)	17 11(64.7)	7 6(85.7)	7 6(85.7)
18.鹿児島大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	7 5(71.4)	0 0(-)	0 0(-)	9 8(88.9)	2 1(50.0)	2 1(50.0)	5 2(40.0)	5 2(40.0)
19.琉球大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	6 4(66.7)	6 4(66.7)	6 4(66.7)	3 0(0.0)	0 0(-)	1 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)
20.東京都立大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	22 12(54.5)	0 0(-)	0 0(-)	12 5(41.7)	12 5(41.7)	12 5(41.7)	11 6(54.5)	11 6(54.5)
21.大阪公立大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	2 1(50.0)	2 1(50.0)	2 1(50.0)	3 2(66.7)	3 2(66.7)

法曹コース を置く大学	1年次 在籍者	早期卒業 希望者	特別選抜 希望者	2年次 在籍者	早期卒業 希望者	特別選抜 希望者	3年次 在籍者	早期卒業 希望者	特別選抜 希望者	4年次 在籍者	特別選抜 希望者
22.北海学園大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	23 14(60.9)	23 14(60.9)	23 14(60.9)	12 5(41.7)	8 2(25.0)	12 5(41.7)	12 8(66.7)	12 8(66.7)
23.学習院大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	23 8(34.8)	0 0(-)	0 0(-)	15 9(60.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
24.慶應義塾大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	48 28(58.3)	48 28(58.3)	48 28(58.3)	0 0(-)	0 0(-)
25.上智大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	32 26(81.3)	32 26(81.3)	32 26(81.3)	13 12(92.3)	13 12(92.3)	13 12(92.3)	5 5(100.0)	5 5(100.0)
26.専修大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	14 6(42.9)	14 6(42.9)	14 6(42.9)	6 2(33.3)	6 2(33.3)	6 2(33.3)	0 0(-)	0 0(-)
27.創価大学	23 13(56.5)	0 0(-)	0 0(-)	26 11(42.3)	0 0(-)	0 0(-)	19 11(57.9)	0 0(-)	0 0(-)	20 8(40.0)	0 0(-)
28.中央大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	187 84(44.9)	159 68(42.8)	159 68(42.8)	78 31(39.7)	50 21(42.0)	50 21(42.0)	12 5(41.7)	12 5(41.7)
29.日本大学	51 21(41.2)	0 0(-)	0 0(-)	41 23(56.1)	14 10(71.4)	14 10(71.4)	27 11(40.7)	8 4(50.0)	8 4(50.0)	26 9(34.6)	0 0(-)
30.法政大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	24 9(37.5)	0 0(-)	0 0(-)	20 10(50.0)	15 6(40.0)	15 6(40.0)	3 3(100.0)	3 3(100.0)
31.明治大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	185 59(31.9)	0 0(-)	0 0(-)	145 47(32.4)	11 5(45.5)	11 5(45.5)	98 45(45.9)	20 8(40.0)
32.明治学院大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	36 17(47.2)	36 17(47.2)	36 17(47.2)	12 8(66.7)	10 6(60.0)	12 8(66.7)	3 3(100.0)	0 0(-)
33.立教大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	28 16(57.1)	0 0(-)	0 0(-)	17 9(52.9)	0 0(-)	0 0(-)	6 1(16.7)	0 0(-)
34.早稲田大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	174 104(59.8)	0 0(-)	0 0(-)	163 75(46.0)	26 15(57.7)	24 14(58.3)	120 60(50.0)	102 53(52.0)
35.愛知大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	5 4(80.0)	5 4(80.0)	5 4(80.0)	1 0(0.0)	1 0(0.0)	1 0(0.0)	1 1(100.0)	1 1(100.0)
36.同志社大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	28 18(64.3)	53 29(54.7)	28 18(64.3)	4 4(100.0)	4 4(100.0)
37.立命館大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	85 36(42.4)	15 8(53.3)	85 36(42.4)	78 30(38.5)	19 7(36.8)	78 30(38.5)	24 10(41.7)	24 10(41.7)
38.関西大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	53 29(54.7)	0 0(-)	0 0(-)	47 19(40.4)	10 4(40.0)	5 1(20.0)	42 21(50.0)	0 0(-)
39.関西学院大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	32 22(68.8)	0 0(-)	0 0(-)	37 19(51.4)	21 11(52.4)	15 7(46.7)	26 12(46.2)	0 0(-)
40.近畿大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	24 10(41.7)	0 0(-)	0 0(-)	1 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
41.西南学院大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	30 16(53.3)	13 7(53.8)	13 7(53.8)	30 17(56.7)	4 2(50.0)	4 2(50.0)	23 16(69.6)	8 5(62.5)
42.福岡大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	8 5(62.5)	8 5(62.5)	8 5(62.5)	4 3(75.0)	1 1(100.0)	1 1(100.0)	0 0(-)	0 0(-)
合計	74 34(45.9)	0 0(-)	0 0(-)	1460 728(49.9)	429 228(53.1)	537 269(50.1)	1380 636(46.1)	502 252(50.2)	603 293(48.6)	1008 427(42.4)	619 256(41.4)

法曹コースを置く 大学	令和6年度法曹コース修了者の進路(令和5年度法曹コース修了者の進路)																				
	修了生計			協定先の法科大学院に 進学			非協定先の法科大学院に 進学			法科大学院以外の大学 院に進学			就職			その他			不明		
	3年次 修了者	4年次 修了者		3年次 修了者	4年次 修了者		3年次 修了者	4年次 修了者		3年次 修了者	4年次 修了者		3年次 修了者	4年次 修了者		3年次 修了者	4年次 修了者		3年次 修了者	4年次 修了者	
1.北海道大学	10(6)	4(3)	6(3)	5(2)	2(1)	3(1)	4(3)	2(2)	2(1)	0(1)	0(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)
2.東北大学	25(17)	1(1)	24(16)	12(11)	1(1)	11(10)	7(5)	0(0)	7(5)	0(1)	0(0)	0(1)	5(0)	0(0)	5(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)
3.千葉大学	6(14)	2(2)	4(12)	3(5)	1(1)	2(4)	1(3)	0(1)	1(2)	1(0)	0(0)	1(0)	0(6)	0(0)	0(6)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
4.東京大学	124 (121)	12(13)	112(108)	74(59)	12(13)	62(46)	8(14)	0(0)	8(14)	3(0)	0(0)	3(0)	11(11)	0(0)	11(11)	26(35)	0(0)	26(35)	2(2)	0(0)	2(2)
5.一橋大学	39(25)	13(6)	26(19)	25(21)	12(6)	13(15)	3(0)	0(0)	3(0)	2(0)	0(0)	2(0)	3(3)	0(0)	3(3)	4(0)	1(0)	3(0)	2(1)	0(0)	2(1)
6.新潟大学	18(9)	2(1)	16(8)	6(5)	2(1)	4(4)	3(0)	0(0)	3(0)	1(0)	0(0)	1(0)	4(3)	0(0)	4(3)	4(0)	0(0)	4(0)	0(1)	0(0)	0(1)
7.金沢大学	2(5)	1(4)	1(1)	1(4)	1(4)	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
8.信州大学	5(2)	4(2)	1(0)	5(2)	4(2)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
9.名古屋大学	8(2)	1(2)	7(0)	6(2)	1(2)	5(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)
10.京都大学	37(21)	18(8)	19(13)	34(18)	18(8)	16(10)	0(1)	0(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	3(2)	0(0)	3(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
11.大阪大学	22(26)	7(5)	15(21)	10(13)	5(2)	5(11)	7(10)	2(3)	5(7)	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)	0(0)	2(1)	3(2)	0(0)	3(2)	0(0)	0(0)	0(0)
12.神戸大学	19(15)	5(6)	14(9)	9(11)	2(5)	7(6)	6(2)	3(1)	3(1)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)	0(0)	2(2)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	1(0)
13.岡山大学	14(12)	4(0)	10(12)	11(6)	4(0)	7(6)	1(5)	0(0)	1(5)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	2(0)	0(1)	0(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)
14.広島大学	9(6)	1(0)	8(6)	3(2)	1(0)	2(2)	2(2)	0(0)	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	2(2)	0(0)	2(2)	1(0)	0(0)	1(0)
15.香川大学	3(0)	3(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	2(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
16.九州大学	18(7)	4(2)	14(5)	7(3)	2(1)	5(2)	7(4)	2(1)	5(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(0)	0(0)	4(0)	0(0)	0(0)	0(0)
17.熊本大学	11(9)	0(1)	11(8)	6(7)	0(1)	6(6)	3(0)	0(0)	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(1)	0(0)	0(1)	2(1)	0(0)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)
18.鹿児島大学	6(3)	3(3)	3(0)	4(3)	3(3)	1(0)	2(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
19.琉球大学	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)
20.東京都立大学	10(4)	1(1)	9(3)	3(4)	0(1)	3(3)	6(0)	1(0)	5(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
21.大阪公立大学	5(6)	3(3)	2(3)	3(2)	1(0)	2(2)	2(4)	2(3)	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

(参考③) 令和6年度法曹コースにおける、修了者数と進路

(単位：人)

法曹コースを置く大学	令和6年度法曹コース修了者の進路(令和5年度法曹コース修了者の進路)																				
	修了生計			協定先の法科大学院に進学			非協定先の法科大学院に進学			法科大学院以外の大学 院に進学			就職			その他			不明		
		3年次 修了者	4年次 修了者		3年次 修了者	4年次 修了者		3年次 修了者	4年次 修了者		3年次 修了者	4年次 修了者		3年次 修了者	4年次 修了者		3年次 修了者	4年次 修了者		3年次 修了者	4年次 修了者
22.北海学園大学	4(6)	2(4)	2(2)	2(4)	1(3)	1(1)	1(1)	1(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(1)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
23.学習院大学	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
24.慶應義塾大学	36(30)	36(29)	0(1)	34(29)	34(28)	0(1)	2(1)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
25.上智大学	9(14)	8(9)	1(5)	7(5)	6(5)	1(0)	2(9)	2(4)	0(5)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
26.専修大学	7(-)	7(-)	0(-)	5(-)	5(-)	0(-)	2(-)	2(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)
27.創価大学	16(13)	1(0)	15(13)	13(11)	1(0)	12(11)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	1(0)	0(0)	1(0)	0(1)	0(0)	0(1)
28.中央大学	55(55)	45(45)	10(10)	13(13)	8(8)	5(5)	35(35)	30(30)	5(5)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	7(7)	7(7)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
29.日本大学	40(32)	1(0)	39(32)	10(7)	1(0)	9(7)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	30(25)	0(0)	30(25)
30.法政大学	14(10)	7(5)	7(5)	6(4)	5(3)	1(1)	3(2)	2(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	3(2)	0(0)	3(2)	1(1)	0(1)	1(0)	1(1)	0(0)	1(1)
31.明治大学	11(7)	9(3)	2(4)	9(6)	8(3)	1(3)	1(1)	1(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)
32.明治学院大学	9(5)	9(5)	0(0)	8(5)	8(5)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
33.立教大学	9(4)	7(3)	2(1)	7(3)	6(3)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	1(0)	1(0)	0(1)	0(0)	0(1)
34.早稲田大学	76(69)	17(14)	59(55)	43(41)	14(13)	29(28)	16(16)	2(1)	14(15)	1(1)	0(0)	1(1)	4(4)	0(0)	4(4)	12(7)	1(0)	11(7)	0(0)	0(0)	0(0)
35.愛知大学	2(0)	0(0)	2(0)	2(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
36.同志社大学	33(28)	27(25)	6(3)	22(22)	18(20)	4(2)	11(6)	9(5)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
37.立命館大学	30(29)	11(8)	19(21)	25(18)	10(7)	15(11)	3(7)	1(1)	2(6)	0(1)	0(0)	0(1)	0(2)	0(0)	0(2)	2(1)	0(0)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)
38.関西大学	67(34)	39(28)	28(6)	12(2)	6(0)	6(2)	5(1)	3(1)	2(0)	5(2)	1(2)	4(0)	13(3)	0(0)	13(3)	31(26)	29(25)	2(1)	1(0)	0(0)	1(0)
39.関西学院大学	8(7)	7(5)	1(2)	5(5)	4(5)	1(0)	2(0)	2(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(2)	0(0)	0(2)
40.近畿大学	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
41.西南学院大学	6(15)	0(2)	6(13)	3(2)	0(2)	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(13)	0(0)	3(13)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
42.福岡大学	2(3)	1(1)	1(2)	2(3)	1(1)	1(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	825 (671)	323 (249)	502 (422)	456 (360)	209 (158)	247 (202)	150 (133)	72(55)	78(78)	14(6)	2(2)	12(4)	60(55)	0(1)	60(54)	107 (83)	40(33)	67(50)	38(34)	0(0)	38 (34)

※「その他」には、法曹コースの修了者のうち、早期卒業をしていない者も含まれる。

(参考④) 令和6年度法曹コースにおける、女性の修了者と進路

(単位：人)

法曹コースを置く大学	上段: 令和6年度法曹コース修了者数 下段: 女性の修了者(合計に占める割合(%))																				
	修了生計			協定先の法科大学院に進学			非協定先の法科大学院に進学			法科大学院以外の大学院に進学			就職			その他			不明		
	3年次修了者	4年次修了者	3年次修了者	4年次修了者	3年次修了者	4年次修了者	3年次修了者	4年次修了者	3年次修了者	4年次修了者	3年次修了者	4年次修了者	3年次修了者	4年次修了者	3年次修了者	4年次修了者	3年次修了者	4年次修了者			
1.北海道大学	10 3(30.0)	4 1(25.0)	6 2(33.3)	5 2(40.0)	2 1(50.0)	3 1(33.3)	4 1(25.0)	2 0(0.0)	2 1(50.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	1 0(0.0)	0 0(-)	1 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
2.東北大学	25 8(32.0)	1 0(0.0)	24 8(33.3)	12 4(33.3)	1 0(0.0)	11 4(36.4)	7 2(28.6)	0 0(-)	7 2(28.6)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	5 2(40.0)	0 0(-)	5 2(40.0)	1 0(0.0)	0 0(-)	1 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
3.千葉大学	6 5(83.3)	2 2(100.0)	4 3(75.0)	3 3(100.0)	1 1(100.0)	2 2(100.0)	1 1(100.0)	0 0(-)	1 1(100.0)	0 0(0.0)	0 0(-)	0 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	1 1(100.0)	1 1(100.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
4.東京大学	124 31(25.0)	12 4(33.3)	112 27(24.1)	74 20(27.0)	12 4(33.3)	62 16(25.8)	8 0(0.0)	0 0(-)	8 0(0.0)	3 0(0.0)	0 0(-)	3 0(0.0)	11 5(45.5)	0 0(-)	11 5(45.5)	26 6(23.1)	0 0(-)	26 6(23.1)	2 0(0.0)	0 0(-)	2 0(0.0)
5.一橋大学	39 18(46.2)	13 3(23.1)	26 15(57.7)	25 9(36.0)	12 3(25.0)	13 6(46.2)	3 2(66.7)	0 0(-)	3 2(66.7)	2 1(50.0)	0 0(-)	2 1(50.0)	3 2(66.7)	0 0(-)	3 2(66.7)	4 3(75.0)	1 0(0.0)	3 3(100.0)	2 1(50.0)	0 0(-)	2 1(50.0)
6.新潟大学	18 8(44.4)	2 1(50.0)	16 7(43.8)	6 3(50.0)	2 1(50.0)	4 2(50.0)	3 3(100.0)	0 0(-)	3 3(100.0)	1 0(0.0)	0 0(-)	1 0(0.0)	4 2(50.0)	0 0(-)	4 2(50.0)	4 0(0.0)	0 0(-)	4 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
7.金沢大学	2 1(50.0)	1 1(100.0)	1 0(0.0)	1 1(100.0)	1 1(100.0)	0 0(-)	1 0(0.0)	0 0(-)	1 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
8.信州大学	5 3(60.0)	4 3(75.0)	1 0(0.0)	5 3(60.0)	4 3(75.0)	1 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
9.名古屋大学	8 3(37.5)	1 1(100.0)	7 2(28.6)	6 3(50.0)	1 1(100.0)	5 2(40.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	1 0(0.0)	0 0(-)	1 0(0.0)	1 0(0.0)	0 0(-)	1 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
10.京都大学	37 10(27.0)	18 4(22.2)	19 6(31.6)	34 9(26.5)	18 4(22.2)	16 5(31.3)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	3 1(33.3)	0 0(-)	3 1(33.3)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
11.大阪大学	22 10(45.5)	7 2(28.6)	15 8(53.3)	10 3(30.0)	5 2(40.0)	5 1(20.0)	7 4(57.1)	2 0(0.0)	5 4(80.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	2 1(50.0)	0 0(-)	2 1(50.0)	3 2(66.7)	0 0(-)	3 2(66.7)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
12.神戸大学	19 12(63.2)	5 3(60.0)	14 9(64.3)	9 7(77.8)	2 2(100.0)	7 5(71.4)	6 3(50.0)	3 1(33.3)	3 2(66.7)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	2 1(50.0)	0 0(-)	2 1(50.0)	1 0(0.0)	0 0(-)	1 0(0.0)	1 1(100.0)	0 0(-)	1 1(100.0)
13.岡山大学	14 7(50.0)	4 2(50.0)	10 5(50.0)	11 6(54.5)	4 2(50.0)	7 4(57.1)	1 0(0.0)	0 0(-)	1 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	2 1(50.0)	0 0(-)	2 1(50.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
14.広島大学	9 5(55.6)	1 1(100.0)	8 4(50.0)	3 2(66.7)	1 1(100.0)	2 1(50.0)	2 1(50.0)	0 0(-)	2 1(50.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	1 1(100.0)	0 0(-)	1 1(100.0)	2 1(50.0)	0 0(-)	2 1(50.0)	1 0(0.0)	0 0(-)	1 0(0.0)
15.香川大学	3 1(33.3)	3 1(33.3)	0 0(-)	1 1(100.0)	1 1(100.0)	0 0(-)	2 0(0.0)	2 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
16.九州大学	18 13(72.2)	4 2(50.0)	14 11(78.6)	7 7(100.0)	2 2(100.0)	5 5(100.0)	7 3(42.9)	2 0(0.0)	5 3(60.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	4 3(75.0)	0 0(-)	4 3(75.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
17.熊本大学	11 4(36.4)	0 0(-)	11 4(36.4)	6 3(50.0)	0 0(-)	6 3(50.0)	3 1(33.3)	0 0(-)	3 1(33.3)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	2 0(0.0)	0 0(-)	2 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
18.鹿児島大学	6 3(50.0)	3 1(33.3)	3 2(66.7)	4 1(25.0)	3 1(33.3)	1 0(0.0)	2 2(100.0)	0 0(-)	2 2(100.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
19.琉球大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
20.東京都立大学	10 4(40.0)	1 1(100.0)	9 3(33.3)	3 1(33.3)	0 0(-)	3 1(33.3)	6 3(50.0)	1 1(100.0)	5 2(40.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	1 0(0.0)	0 0(-)	1 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
21.大阪公立大学	5 5(100.0)	3 3(100.0)	2 2(100.0)	3 3(100.0)	1 1(100.0)	2 2(100.0)	2 2(100.0)	2 2(100.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)

※大阪公立大学（令和4年度に大阪市立大学と大阪府立大学を統合して新設）の令和6年度法曹コース修了者数は大阪市立大学の修了者数を含む。

(参考④) 令和6年度法曹コースにおける、女性の修了者と進路

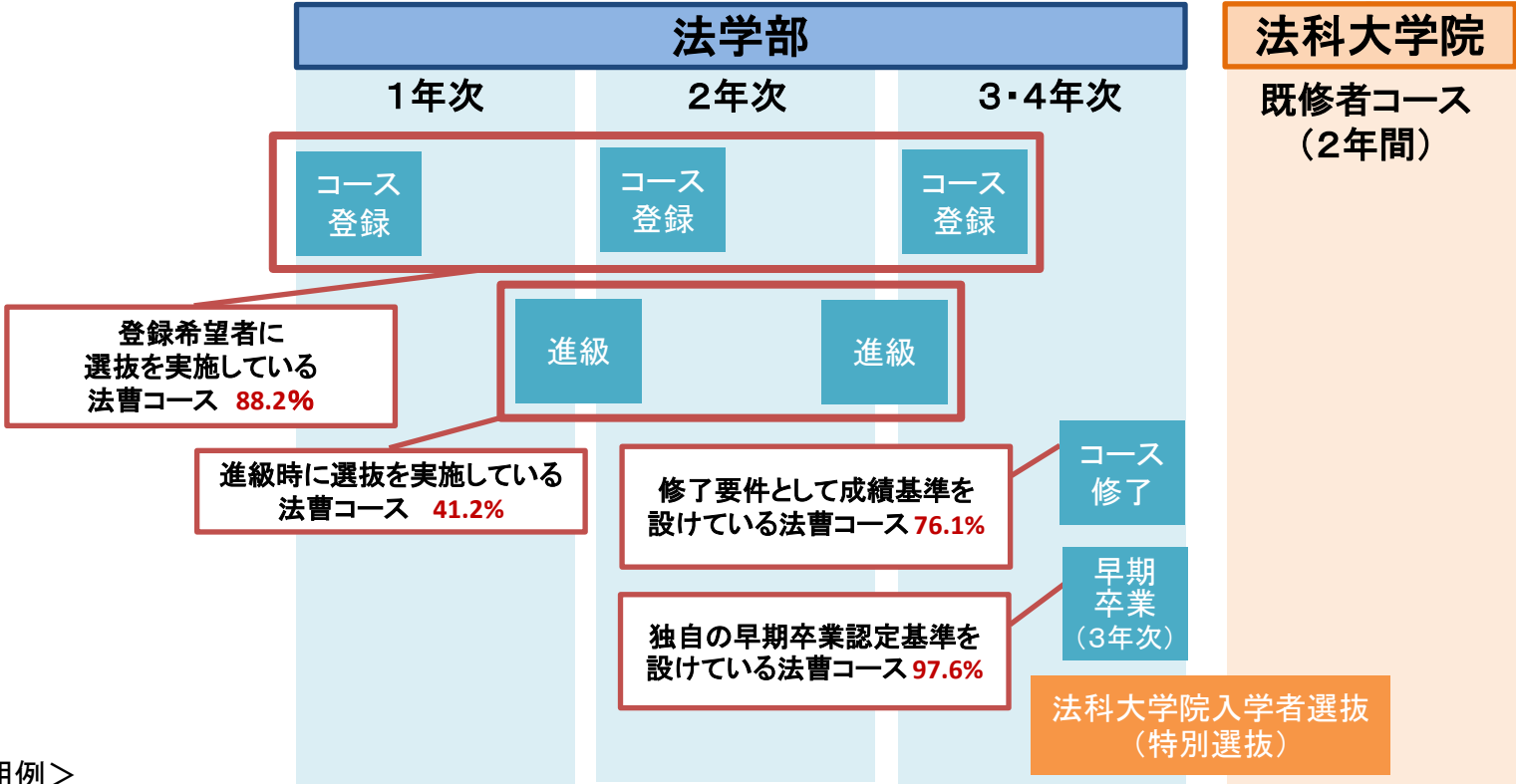
(単位：人)

法曹コースを置く大学	上段:令和6年度法曹コース修了者数 下段:女性の修了者(合計に占める割合(%))																			
	修了生計			協定先の 法科大学院に進学			非協定先の 法科大学院に進学			法科大学院以外の 大学院に進学			就職		その他		不明			
	3年次 修了者	4年次 修了者		3年次 修了者	4年次 修了者		3年次 修了者	4年次 修了者		3年次 修了者	4年次 修了者		3年次 修了者	4年次 修了者	3年次 修了者	4年次 修了者	3年次 修了者	4年次 修了者		
22.北海学園大学	4 (125.0)	2 (150.0)	2 (0.0)	2 (0.0)	1 (0.0)	1 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (0.0)	0 (-)	1 (0.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
23.学習院大学	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
24.慶應義塾大学	36 21(58.3)	36 21(58.3)	0 (-)	34 20(58.8)	34 20(58.8)	0 (-)	2 1(50.0)	2 1(50.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
25.上智大学	9 6(66.7)	8 6(75.0)	1 (0.0)	7 5(71.4)	6 5(83.3)	1 (0.0)	2 1(50.0)	2 1(50.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
26.専修大学	7 3(42.9)	7 3(42.9)	0 (-)	5 3(60.0)	5 3(60.0)	0 (-)	2 0(0.0)	2 0(0.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
27.創価大学	16 8(50.0)	1 0(0.0)	15 8(53.3)	13 5(38.5)	1 0(0.0)	12 5(41.7)	1 1(100.0)	0 (-)	1 1(100.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 1(100.0)	0 (-)	1 1(100.0)	1 1(100.0)	0 (-)	1 1(100.0)	0 (-)	0 (-)
28.中央大学	55 26(47.3)	45 20(44.4)	10 6(60.0)	13 8(61.5)	5 5(62.5)	3 3(60.0)	35 14(40.0)	30 11(36.7)	5 3(60.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	7 4(57.1)	7 4(57.1)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
29.日本大学	40 19(47.5)	1 1(100.0)	39 18(46.2)	10 4(40.0)	1 1(100.0)	9 3(33.3)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	30 15(50.0)	30 15(50.0)
30.法政大学	14 7(50.0)	7 3(42.9)	7 4(57.1)	6 3(50.0)	5 2(40.0)	1 1(100.0)	3 2(66.7)	2 1(50.0)	1 1(100.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	3 1(33.3)	0 (-)	3 1(33.3)	0 (0.0)	0 (-)	0 (0.0)	1 1(100.0)	1 1(100.0)
31.明治大学	11 3(27.3)	9 3(33.3)	0 (0.0)	9 2(22.2)	8 2(25.0)	1 0(0.0)	1 1(100.0)	1 1(100.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (0.0)	0 (-)	0 (0.0)	0 (-)	0 (-)
32.明治学院大学	9 6(66.7)	9 6(66.7)	0 (-)	8 6(75.0)	8 6(75.0)	0 (-)	1 0(0.0)	1 0(0.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
33.立教大学	9 6(66.7)	7 5(71.4)	2 1(50.0)	7 6(85.7)	6 5(83.3)	1 1(100.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	2 0(0.0)	1 0(0.0)	1 0(0.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
34.早稲田大学	76 32(42.1)	17 10(58.8)	59 22(37.3)	43 19(44.2)	14 8(57.1)	29 11(37.9)	16 6(37.5)	2 1(50.0)	14 5(35.7)	1 0(0.0)	0 (-)	1 0(0.0)	4 2(50.0)	0 (-)	4 2(50.0)	12 5(41.7)	1 1(100.0)	11 4(36.4)	0 (-)	0 (-)
35.愛知大学	2 2(100.0)	0 (-)	2 2(100.0)	2 2(100.0)	0 (-)	2 2(100.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
36.同志社大学	33 16(48.5)	27 15(55.6)	6 1(16.7)	22 11(50.0)	18 11(61.1)	4 0(0.0)	11 5(45.5)	9 4(44.4)	2 1(50.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
37.立命館大学	30 16(53.3)	11 7(63.6)	19 9(47.4)	25 16(64.0)	10 7(70.0)	15 9(60.0)	3 0(0.0)	1 0(0.0)	2 0(0.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	2 0(0.0)	0 (-)	2 0(0.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
38.関西大学	67 32(47.8)	39 20(51.3)	28 12(42.9)	12 6(50.0)	6 4(66.7)	6 2(33.3)	5 1(20.0)	3 1(33.3)	2 0(0.0)	5 1(20.0)	1 0(0.0)	4 1(25.0)	13 8(61.5)	0 (-)	13 8(61.5)	31 15(48.4)	29 15(51.7)	2 0(0.0)	1 0(100.0)	1 0(100.0)
39.関西学院大学	8 5(62.5)	7 5(71.4)	1 0(0.0)	5 2(40.0)	4 2(50.0)	1 0(0.0)	2 2(100.0)	2 2(100.0)	0 (-)	1 1(100.0)	1 1(100.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
40.近畿大学	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
41.西南学院大学	6 2(33.3)	0 (-)	6 2(33.3)	3 0(0.0)	0 (-)	3 0(0.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	3 2(66.7)	0 (-)	3 2(66.7)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
42.福岡大学	2 0(0.0)	1 0(0.0)	1 0(0.0)	2 0(0.0)	1 0(0.0)	1 0(0.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
合計	825 365(44.2)	323 162(50.2)	502 203(40.4)	456 209(45.8)	209 112(53.6)	247 97(39.3)	150 63(42.0)	72 28(38.9)	78 35(44.9)	14 1(50.0)	2 2(16.7)	60 30(50.0)	0 (-)	60 30(50.0)	107 41(38.3)	40 21(52.5)	67 20(29.9)	38 19(50.0)	0 (-)	38 19(50.0)

Ⅱ. 法曹コースの登録・進級時の選抜、修了要件等

1. 概要

法曹コースを修了して法科大学院に入学する学生の質を保証するため、各協定において、法曹コース登録時・進級時における選抜の実施、法曹コース修了要件や独自の早期卒業認定基準の設定、法科大学院入学者選抜（特別選抜）の実施など、様々な仕組みが設けられている。



<取組例>

■ 一橋大学

- 2年又は3年進級時に登録。GPA上位者より選抜。法曹コース修了要件としてGPA基準を設定。早期卒業には、より高いGPA基準と法科大学院合格が要件。
- 連携先の一橋大学法科大学院の修了生の弁護士による「法律実務入門」を開設。授業外でもゼミナール形式の法律文書作成指導を実施。

■ 京都大学

- 登録時の選抜はなし。授業は1年前期から開始。法曹コース修了要件として成績基準を設定。早期卒業は法曹コース修了や法科大学院合格が要件。
- 連携先の京都大学法科大学院の実務家教員による「現代社会と裁判」を開設。法曹の役割への理解を深めるとともに、法科大学院教育への導入を図っている。

■ 中央大学

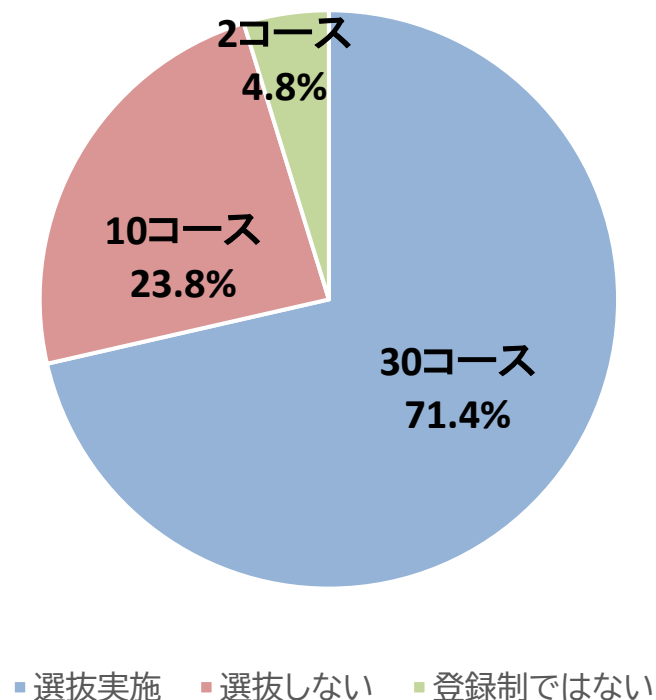
- 2年又は3年進級時に登録。2年終了時に選抜試験を実施。法曹コース修了要件にGPA基準を設定。早期卒業には、独自の認定試験と法科大学院への合格が要件。
- 学生が起案した法文書について、研究者教員と実務家教員が連携しながら、解説と添削を行う「実定法特講」と「法曹特講」を法曹コース必修科目として開設。

■ 明治学院大学

- 2年進級時に登録。面接を実施し法曹志望度や適性を把握。法曹コース修了要件としてGPA基準を設定。早期卒業は法曹コース修了や法科大学院合格が要件。
- 定期試験とは別に知識定着度確認試験（共通到達度確認試験・論文式試験）を実施し、一人一人の学生に結果を踏まえた学修指導を行っている。

2. 法曹コース登録時の選抜状況（全体）

法曹コースを希望する学生に対し、法曹コース登録時に選抜を行っていますか。行っている場合、どのような方法ですか。（複数回答可）



■ 法曹コース登録時に選抜を実施（30コース）

＜選抜方法＞ ※下記のいずれか又は組み合わせにより実施

- ①応募要件に成績基準（GPA、修得単位数等）を設定（19コース）
- ②成績による選抜（20コース）
- ③法曹コースに登録するための選抜試験（5コース）
- ④個別面談による志望度の把握（8コース）
- ⑤その他（7コース）
 - ・書類審査により志望理由等も考慮（千葉、上智、明治学院、関西）
 - ・法学部内の特定のプログラム（コース）の在籍者のみ、法曹コースに登録することを認めており、当該プログラム（コース）の登録に際しては、選抜が実施されている（金沢、琉球、立命館）

(参考) 法曹コース登録時の選抜状況 (内訳)

法曹コースを置く大学	登録制	法曹コース登録時の選抜の有無	法曹コース登録時の選抜方法					選抜時期 (出願開始～結果公表)	定員
			①応募要件に成績基準を設定	②成績による選抜	③選抜試験の実施	④個別面談の実施	⑤その他		
1.北海道大学	○	×	-	-	-	-	-	-	30人程度
2.東北大学	○	×	-	-	-	-	-	-	30
3.千葉大学	○	○	○	○	×	○	○(※1)	1年次7～9月	15人程度
4.東京大学	○	×	-	-	-	-	-	-	なし
5.一橋大学	○	○	○	○	×	×	×	1年次3月、2年次3月	25人程度
6.新潟大学	○	×	-	-	-	-	-	-	なし
7.金沢大学	○	○(※2)	×	○(※2)	×	×	×	3年次4月	30
8.信州大学	○	○	○	○	×	×	×	2年次4～9月	10
9.名古屋大学	○	○	○	×	×	×	×	1年次12～3月	20
10.京都大学	○	×	-	-	-	-	-	-	なし
11.大阪大学	○	○	○	○	×	×	×	1年次3月 2年次3月 3年次3月	2年次30人程度 3年次20人程度
12.神戸大学	○	○	×	○	×	×	×	1年次2～3月 2年次2～3月	2年次40人程度 3年次40人程度
13.岡山大学	○	○	○	○	×	×	×	1年次1～3月	40人程度
14.広島大学	○	×	-	-	-	-	-	-	なし
15.香川大学	○	○	○	○	×	×	×	1年次2～3月	15
16.九州大学	○	○(※3)	×	○(※3)	×	×	×	-	30人程度
17.熊本大学	○	○	×	○	×	×	×	1年次6～9月、12～3月	20
18.鹿児島大学	○	○	○	×	×	×	×	1年次2～3月、2年次2～3月	なし
19.琉球大学	○	○	○	×	×	×	○	1年次3月	定めない (5～9名想定)
20.東京都立大学	○	○	×	○	×	×	×	1年次12～3月	20人程度
21.大阪公立大学	○	○	○	○	×	×	×	2年次3月、3年次9月 3年次3月、4年次9月	20

(注)

※1 書類審査及び面接審査を実施。

※2 1年次前期から3年次進級時のコース選択（総合法学コース、公共法政策コース、企業関係法コース）までは成績に関係なく希望者が法曹コースに登録することが可能であるが、3年次進級時に、登録者のうち、総合法学コース（GPA2.0以上等の要件あり）に配属された者が正式に法曹コースの登録者として確定することとなる。

※3 登録希望者数が定員を超える場合には、一部の科目の成績及び単位修得状況により登録の可否を決定することとしている。

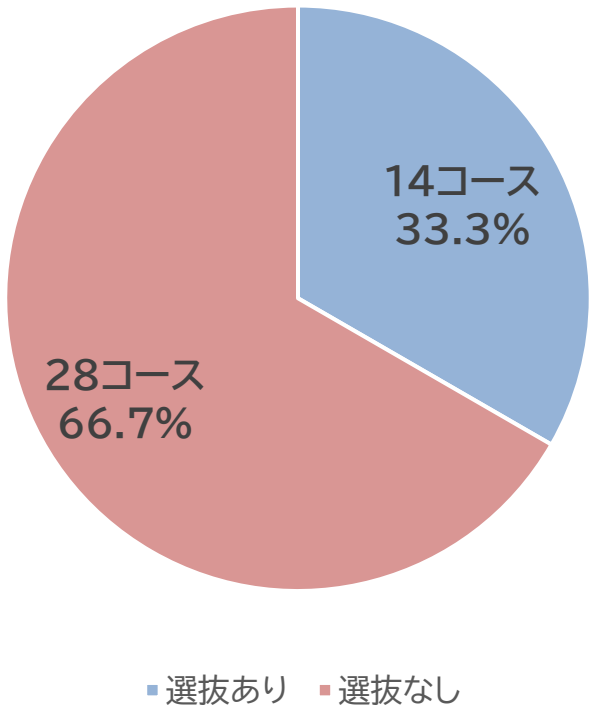
(参考) 法曹コース登録時の選抜状況（内訳）

法曹コースを置く大学	登録制	法曹コース登録時の選抜の有無	法曹コース登録時の選抜方法					選抜時期 (出願開始～結果公表)	定員
			①応募要件に成績基準を設定	②成績による選抜	③選抜試験の実施	④個別面談の実施	⑤その他		
22.北海学園大学	○	×	-	-	-	-	-	-	なし
23.学習院大学	○	×	-	-	-	-	-	-	なし
24.慶應義塾大学	×	-	-	-	-	-	-	-	なし
25.上智大学	○	○	○	×	×	×	○(※1)	1年次12～3月	30
26.専修大学	○	○	○	○	×	×	×	1年次12～3月	15
27.創価大学	○	○	×	×	○	○	×	入学前12～3月 1年次2～3月	25
28.中央大学	○	○	○	×	○(※2)	×	×	1年次3月、2年次3月	なし
29.日本大学	○	○	○	○	○	○	×	入学時(入学者選抜の結果で選抜)、 1年次12～3月 2年次6～9月、12～3月	なし
30.法政大学	○	○	×	○	×	×	×	1年次1～3月	20
31.明治大学	○	×	-	-	-	-	-	-	80
32.明治学院大学	○	○	×	×	×	○	○(※1)	1年次1～2月	30
33.立教大学	○	○	○	○	×	×	○(※1)	1年次3月	20人程度
34.早稲田大学	○	×	-	-	-	-	-	-	なし
35.愛知大学	○	○	○	○	×	○	×	1年次9～3月	5人程度
36.同志社大学	×	-	-	-	-	-	-	-	50
37.立命館大学	○	○(※3)	×	×	×	×	○(※3)	「司法特修」の選抜時期は 1年次1～3月(※3)	なし
38.関西大学	○	○	×	○	×	×	○(※1)	1年次1～3月	50人程度
39.関西学院大学	○	○	○	○	×	×	×	1年次11～3月	50
40.近畿大学	○	○	×	×	×	○	×	1年次12～1月	30人程度
41.西南学院大学	○	○	○	○	×	×	×	1年次1～2月	30
42.福岡大学	○	○	○	○	○	○	×	1年次1～3月、2年次1～3月	10
合計	40	30	19	21	4	7	7		

(注)
※1 法曹を志す理由等を記載する「志望理由書」の内容も勘案している。
※2 2年次進級時に出願する場合は、所定の修得単位数の修得を応募要件とし、3年次進級時に出願する場合は、所定の修得単位数を修得していること及びGPA基準を満たすことを応募要件とし、選抜試験を実施している。
※3 「司法特修」(法曹等をを目指す学生向けのプログラム)を選択する学生(定員105名)のみが登録することができ、「司法特修」には成績(GPA)による選抜がある。

2. 法曹コースにおける進級時の選抜状況（全体）

法曹コースに在籍する学生の進級時に、何らかの選抜を行っていますか。行っている場合、どのような方法ですか。（複数回答可）



■ 選抜方法（下記のいずれか又は組み合わせにより実施）

- ①在学中の成績による選抜（11コース）
- ②法曹コース進級用の選抜試験の実施（1コース）
- ③個別面談による法曹志望度や適性の把握（4コース）
- ④その他（1コース）
 - ・3年次進級時点で、適正を欠くと思われる者がいると判断した場合は、他のコースへ変更させる機会あり（明治）

(参考) 法曹コースにおける進級時の選抜状況 (内訳)

法曹コースを置く大学	登録制	法曹コース登録時の選抜の有無	進級時の選抜の有無	進級時の選抜方法			
				①成績による選抜	②選抜試験の実施	③個別面談の実施	④その他
1.北海道大学	○	×	×	-	-	-	-
2.東北大学	○	×	×	-	-	-	-
3.千葉大学	○	○	○	○	×	×	×
4.東京大学	○	×	×	-	-	-	-
5.一橋大学	○	○	×	-	-	-	-
6.新潟大学	○	×	×	-	-	-	-
7.金沢大学	○	×	×	-	-	-	-
8.信州大学	○	○	○	○	×	×	×
9.名古屋大学	○	○	×	-	-	-	-
10.京都大学	○	×	×	-	-	-	-
11.大阪大学	○	○	○	○	×	×	×
12.神戸大学	○	○	○	○	×	×	×
13.岡山大学	○	○	×	-	-	-	-
14.広島大学	○	×	×	-	-	-	-
15.香川大学	○	○	×	-	-	-	-
16.九州大学	○	○(※1)	○	○	×	×	×
17.熊本大学	○	○	×	-	-	-	-
18.鹿児島大学	○	○	×	-	-	-	-
19.琉球大学	○	○	×	-	-	-	-
20.東京都立大学	○	○	○	○	×	○	×
21.大阪公立大学	○	○	×	-	-	-	-

法曹コースを置く大学	登録制	法曹コース登録時の選抜の有無	進級時の選抜の有無	進級時の選抜方法			
				①成績による選抜	②選抜試験の実施	③個別面談の実施	④その他
22.北海学園大学	○	×	×	-	-	-	-
23.学習院大学	○	×	×	-	-	-	-
24.慶應義塾大学	×	-	-(※2)	-	-	-	-
25.上智大学	○	○	○	○	×	×	×
26.専修大学	○	○	○	○	×	×	×
27.創価大学	○	○	×	-	-	-	-
28.中央大学	○	○	○	×	○(※3)	×	×
29.日本大学	○	○	○	○	×	○	×
30.法政大学	○	○	×	-	-	-	-
31.明治大学	○	×	○	×	×	×	○(※4)
32.明治学院大学	○	○	○	×	×	○	×
33.立教大学	○	○	○	○	×	×	×
34.早稲田大学	○	×	×	-	-	-	-
35.愛知大学	○	○	×	-	-	-	-
36.同志社大学	×	-	-	-	-	-	-
37.立命館大学	○	○(※5)	×	-	-	-	-
38.関西大学	○	○	×	-	-	-	-
39.関西学院大学	○	○	×	-	-	-	-
40.近畿大学	○	○	×(※2)	-	-	-	-
41.西南学院大学	○	○	○	○	×	○	×
42.福岡大学	○	○	×	-	-	-	-
合計	40	29	14	11	1	4	1

(注)

※1 登録希望者数が定員を超える場合には、一部の科目の成績及び単位修得状況により登録の可否を決定することとしている。

※2 法曹コースにおける進級時の選抜は行っていないが、早期卒業の要件として進級時の成績基準を設定している。

※3 3年次進級時のみ選抜試験を実施している。

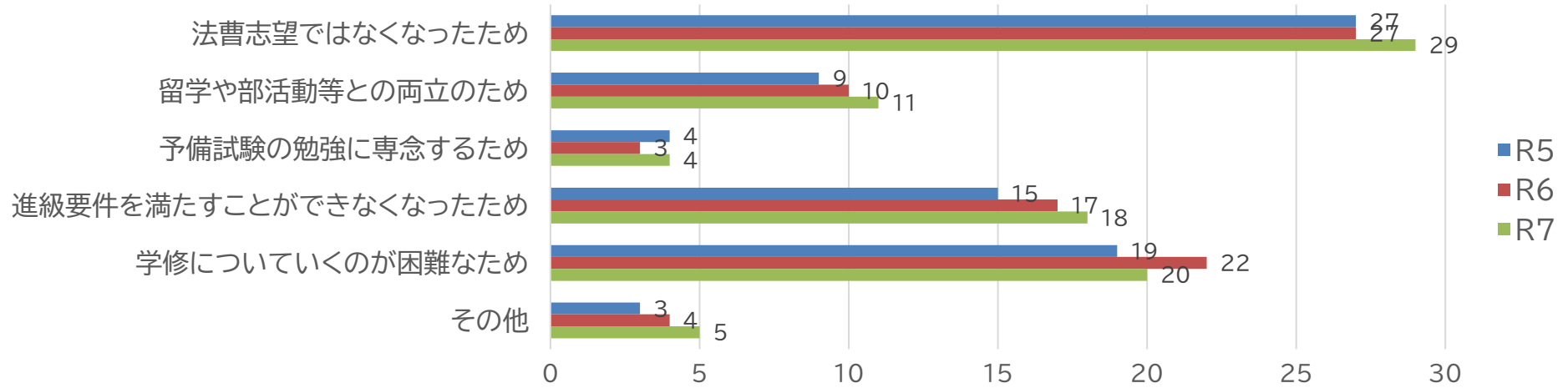
※4 2年次前期の法曹コース登録時点では、成績等によらず希望者全員が登録することができるが、3年次進級時点で、適正を欠くと思われる者がいると判断した場合は、他のコース（ビジネスローコース、国際関係法コース、公共法務コース、法と情報コース）へ変更させる機会を設けている。

※5 「司法特修」（法曹等を目指す学生向けのプログラム）を選択する学生（定員105名）のみが登録することができ、「司法特修」には成績（GPA）による選抜がある。

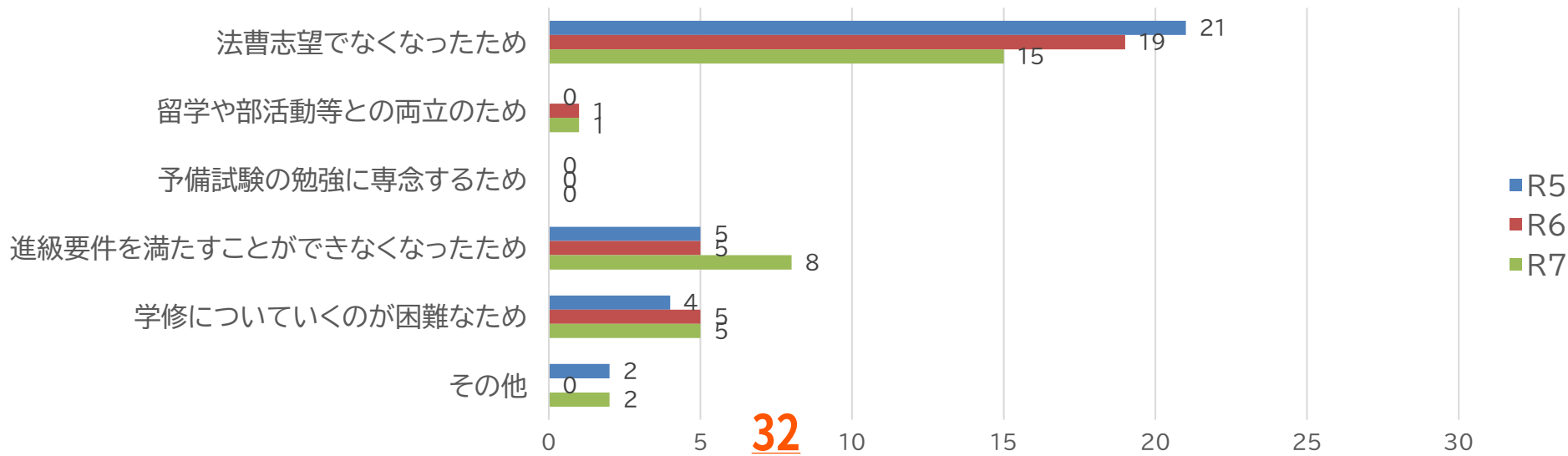
3. 法曹コースを辞めた理由

法曹コースを辞めた主な理由として該当すると考えられる項目は何か。（複数回答可）
その中でも、最も対象となる数が多いと考えられる項目は何か。（択一選択）

＜主な理由（複数回答可）＞

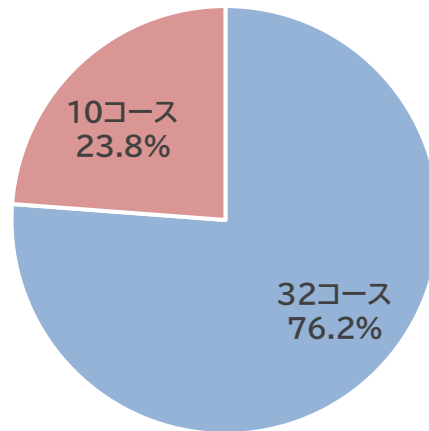


＜その中でも、最も対象となる数が多いと考えられる理由（択一選択）＞



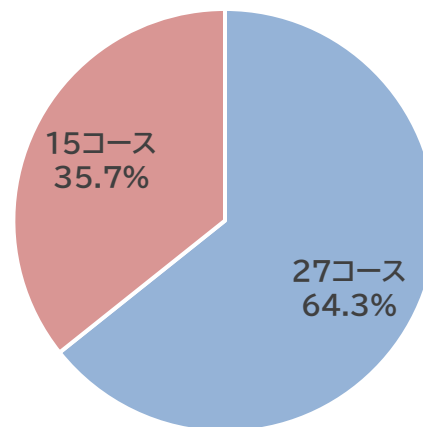
4. 法曹コース修了要件（全体）

法曹コースの修了要件として、G P A等の成績基準を設定していますか。



■ 設定している ■ 設定していない

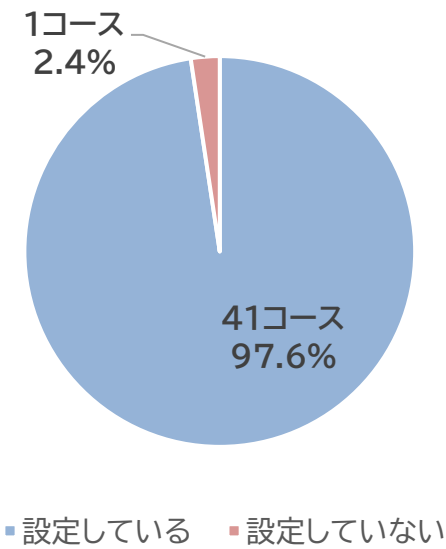
法曹コースの修了要件として、学部の卒業要件を満たすことを要件の一部又は全部として設定していますか。



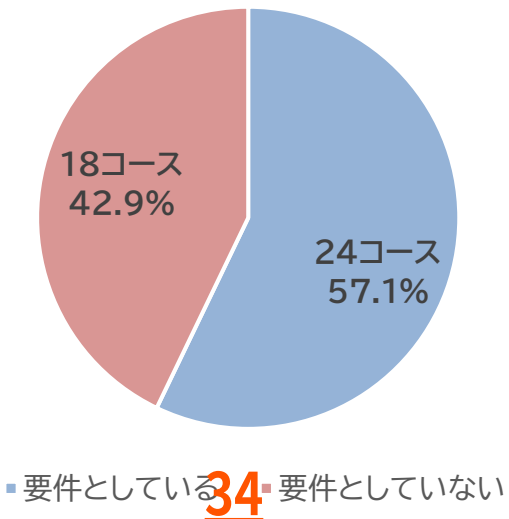
■ 設定している **33** ■ 設定していない

5. 早期卒業認定要件（全体）

早期卒業認定要件として、法曹コースを置く学部・学科、法曹コース独自の要件を設けていますか。



早期卒業認定要件として、法科大学院入学者選抜の合格を要件としていますか。



(参考) 法曹コース修了要件及び早期卒業認定要件 (内訳)

法曹コースを置く大学	法曹コース修了要件			早期卒業認定要件		
	①GPA等の成績基準	②学部の卒業要件を満たすことを要件の一部又は全部としている	③その他	①法曹コースを置く学部・学科、法曹コース独自の基準を設定	②法科大学院入学者選抜の合格	③その他
1.北海道大学	○	○	×	○	○	×
2.東北大学	×	○	×	○	○	×
3.千葉大学	○	×	×	○	×	×
4.東京大学	×	○	○(※1)	○	○	×
5.一橋大学	○	○	○(※1)	○	○	×
6.新潟大学	×	○	×	○	×	×
7.金沢大学	○	○	○(※1)	○	×	×
8.信州大学	○	×	○(※2)	○	○(※2)	○(※2)
9.名古屋大学	○	○	○(※1)	○	○	×
10.京都大学	○	○	○(※1)	○	○	×
11.大阪大学	○	○	○(※1)	○	○	○(※5)
12.神戸大学	○	×	○(※1)	○	×	×
13.岡山大学	×	○	×	○	×	×
14.広島大学	○	×	×	○	○	×
15.香川大学	○	○	○(※1)	○	○	×
16.九州大学	○	○	○(※1)	○	○	×
17.熊本大学	○	×	×	○	○	×
18.鹿児島大学	○	○	○(※1)	○	×	×
19.琉球大学	○	○	×	○	○	×
20.東京都立大学	○	○	○(※1)	○	○	×
21.大阪公立大学	○	○	○(※1)	○	×	×

(注)

- ※1 指定した科目の単位修得を法曹コース修了要件としている。
- ※2 法科大学院入学者選抜の合格を法曹コース修了要件としている。また、学科の卒業に必要な単位の修得に加え、法曹コース修了を早期卒業認定要件としている（間接的に法科大学院入学者選抜の合格が早期卒業認定要件となっている）。
- ※3 修了者認定試験の合格を法曹コース修了要件としている。
- ※4 早期卒業認定要件は大学全体と同一の基準である。
- ※5 アドバイザー・教員による学修指導を受け、2年次及び3年次の全学期における履修計画の提出を早期卒業認定要件としている。
- ※6 福岡大学大学院（法科大学院含む）への進学が確定していることを早期卒業認定要件としている。

法曹コースを置く大学	法曹コース修了要件			早期卒業認定要件		
	①GPA等の成績基準	②学部の卒業要件を満たすことを要件の一部又は全部としている	③その他	①法曹コースを置く学部・学科、法曹コース独自の基準を設定	②法科大学院入学者選抜の合格	③その他
22.北海学園大学	○	○	○(※1)	○	×	×
23.学習院大学	○	×	×	○	×	×
24.慶應義塾大学	×	×	○(※1)	○	○	×
25.上智大学	○	○	○(※1)	○	×	×
26.専修大学	○	○	○(※1)	○	○	×
27.創価大学	○	×	○(※1)	×	×	×
28.中央大学	○	○	○(※3)	○	○	×
29.日本大学	○	×	×	○	×	×
30.法政大学	×	○	×	○	○	×
31.明治大学	○	○	○(※1)	○	×	×
32.明治学院大学	○	×	○(※1)	○	○	×
33.立教大学	×	○	○(※1)	○	○	×
34.早稲田大学	×	○	×	○	×	×
35.愛知大学	×	○	×	○	×	×
36.同志社大学	○	×	×	○	○	×
37.立命館大学	○	○	×	○	○	×
38.関西大学	×	○	×	○	○	×
39.関西学院大学	○	×	×	○	○	×
40.近畿大学	○	○	×	○	○	×
41.西南学院大学	×	×	○(※1)	○	×	×
42.福岡大学	○	○	○(※1)	○	○(※6)	×
合計	31	29	23	42	26	2

6. 早期卒業を希望する学生に対する学修支援

早期卒業を希望する学生に対する支援の内容や体制について記載してください。【自由記述】

- 個別面談を通じた学修指導教員、アドバイザー教員等からの指導・助言（多数）
- 履修登録単位数の上限を緩和（東京、金沢、信州、大阪、神戸、関西学院、福岡）
 - （例）・各セメスターの履修単位数の上限を緩和する特則を置く（東京）
 - ・2年次終了時点で成績がGPA上位5%以内の学生は、3年次以降各学期履修単位の上限を緩和（関西学院）
- ガイダンス等で早期卒業制度や履修計画を紹介（多数）
 - （例）・法曹コース選抜に合格した学生へガイダンスを実施し、3年卒業が可能となる履修プランなどを指導（千葉）
 - ・1年次学生向けのガイダンスおよび法律入門科目を通じて早期卒業制度について詳細な説明を実施（神戸）
- ＜その他＞
- 他のコースでは4年次に修得するゼミナールの単位を法曹コース生は3年次に修得することを認めている。
卒業論文の執筆指導も実施。（一橋）
- 学修支援委員会を設置し、早期卒業志望者の学修支援に必要な情報を収集・分析し、学修指導教員に提供。（京都）
- 基本7法を専門とする教員13名で、法曹養成プログラム対応演習（ゼミ）を担当し、早期から答案作成の個別指導が受けられる機会を提供。（北海学園）
- 法曹コースに在籍する3年生に、年度始めに早期卒業の意思を確認し、滞りなく申請できるよう支援。
（法政）

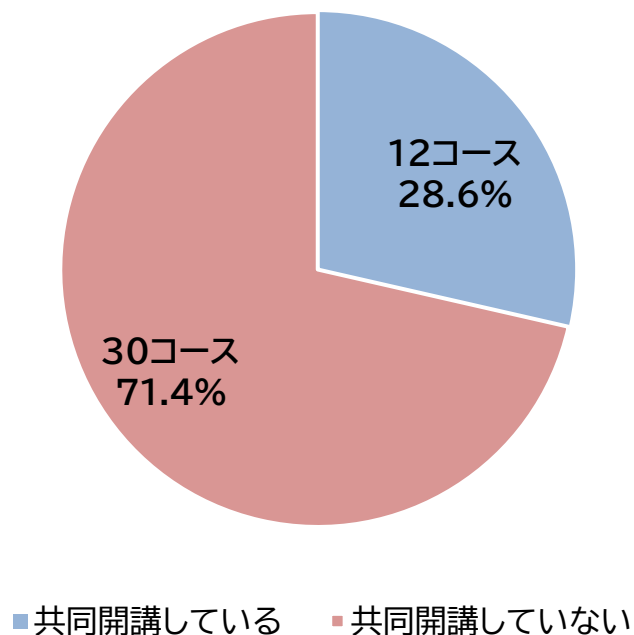
Ⅲ. 法曹コースの教育

1. 法曹コースの教育課程等①

連携先の法科大学院と共同開講している科目はあるか。

■ 12コースが連携先の法科大学院との共同開講科目を開設

○うち6コースでは、法曹コースの学生のみ、もしくは優先的に履修を認めている



■ 共同開講している科目の区分

- 法律基本科目（基礎科目）… 4コース
- 基礎法学・隣接科目… 4コース
- 上記以外の科目… 8コース

■ 共同開講している趣旨・科目の例

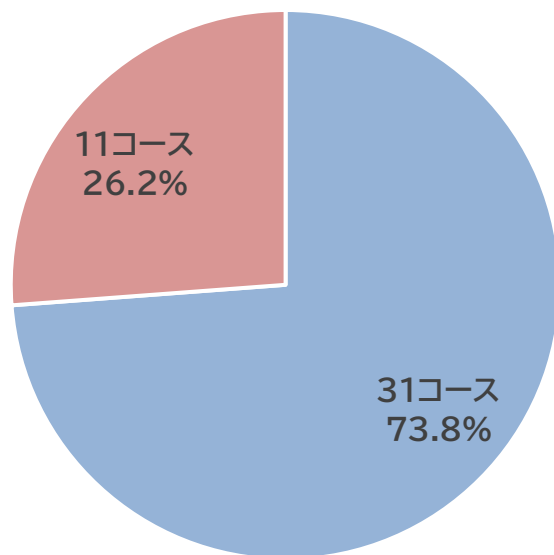
- 未修者1年次に修得すべき内容を学部段階で身に付けさせるため、法科大学院の1年次配当の法律基本科目（基礎科目）に相当する基本7法10科目を共同開講（岡山）
- 法曹コースの学生に更なる学修と先行履修の機会を提供するため、法科大学院2年次配当の法律基本科目（基礎科目）に相当する「行政法基礎」を共同開講（一橋）
- 法学部で開設されていない科目であり、かつ、法曹を目指す法学部生が学部時点で履修しても有意義であると考えられるため、基礎法学・隣接科目に相当する「法と経済学」を共同開講（上智）
- 低学年から法曹という仕事に触れ、法科大学院進学という選択肢を検討してほしいという意図により、導入講義「法曹の仕事を知る」を共同開講（早稲田）

1. 法曹コースの教育課程等②

法科大学院との共同開講ではないが、法科大学院教員が担当する科目はあるか。

■ 31コースが連携先の法科大学院教員が担当する科目を開設

- うち17コースでは、法曹コースの学生の上に、もしくは優先的に履修を認めている
- 31コースのうち、13コースでは、実務家教員が担当



■ 法科大学院教員担当科目あり ■ 法科大学院教員担当科目なし

■ 法科大学院教員が担当する趣旨・科目の例

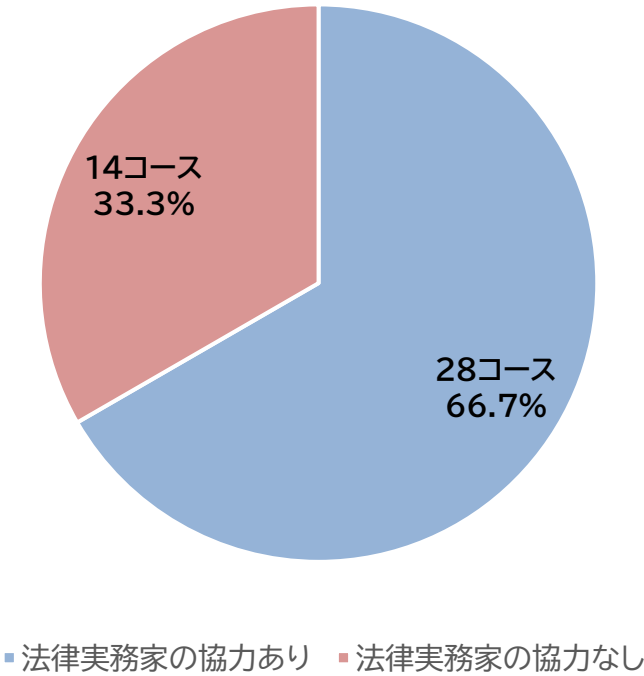
- 法科大学院教員が法曹の魅力伝えたり、法科大学院教育への導入を行うもの（千葉、金沢、信州、京都、琉球、東京都立、大阪公立、中央、明治、関西、関西学院）
- 少人数・双方向の授業やより高度な内容の授業を提供するもの（九州、琉球、専修、創価、立命館、関西、福岡）
- 法文書を作成するなどして、論述能力を涵養するための指導を行うもの（名古屋、岡山、東京都立、早稲田、同志社、関西学院）
- 法学部の教員の多くが法科大学院の教員を兼務するなど、日常的に連携を行っているもの（北海道、東北、東京、一橋、京都、大阪、神戸、学習院、慶應、上智、早稲田）

1. 法曹コースの教育課程等③

連携先の法科大学院との共同開講科目・法科大学院教員が担当する科目の他に、授業の一部で法律実務家（裁判官・検察官・弁護士など）の協力を仰いでいる科目はあるか。

■ 28コースが法科大学院教員が担当する科目以外で法律実務家が参画する授業を開設

○うち12コースでは、法曹コースの学生のみ、もしくは優先的に履修を認めている



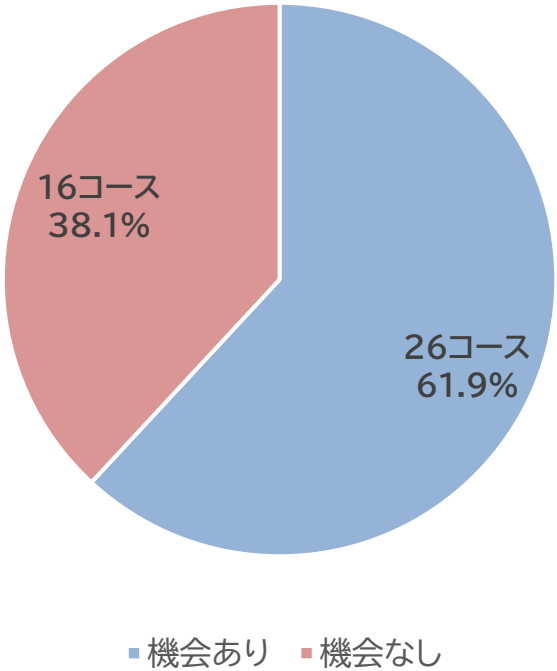
■ 法律実務家が参画する趣旨・科目の例

- 裁判官、検察官、弁護士などの法律実務家によるオムニバス形式の講義等により、法律実務の多様性や魅力について理解を深めるもの（北海道、一橋、千葉、金沢、信州、京都、大阪、神戸、大阪公立、慶應義塾、上智、明治、早稲田、関西学院）
- 法文書を作成するなどして、論述能力を涵養するための指導を行うもの（一橋、新潟、香川、九州、鹿児島、上智、創価、中央、明治学院、立教、同志社、関西、西南学院）
- 要件事実論の学修、模擬裁判、模擬法律相談等の臨床法学教育を行うもの（神戸、熊本、鹿児島、立命館）
- 裁判傍聴、刑務所訪問等のフィールドワークや企業法務部や弁護士事務所でインターンシップを行うもの（北海道、金沢、神戸）

1. 法曹コースの教育課程等④

授業外で法律実務家（裁判官・検察官・弁護士など）が学生指導に参画する機会を設けているか。

■ 26コースが授業外で法律実務家が学生指導に参画する機会を設けている



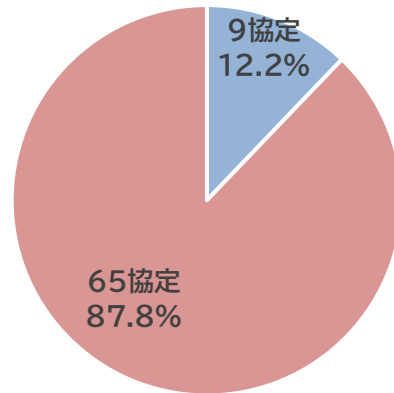
■ 法律実務家が参画している例

- 裁判官、検察官、弁護士等による講演会等の開催（東京、九州、鹿児島、東京都立、明治学院、関西）
- 地元弁護士会が提供するゼミへの参加（琉球）
- 最高裁判所、地方検察庁、弁護士事務所等の職場見学の実施（東北、大阪、慶應義塾、早稲田）
- 法律事務所体験やインターンシップの実施（早稲田、関西）
- 法文書の作成指導等を実施（一橋、上智、創価、明治、立教、同志社、福岡）
- 進路や学修に関する相談（岡山、熊本、鹿児島、上智、専修、創価、明治学院）
- 研究室やセンター等の附属機関による課外講座の実施（創価、日本、立命館）
- 連携法科大学院の課外講座への特別参加（明治学院）

法曹コースと連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置について

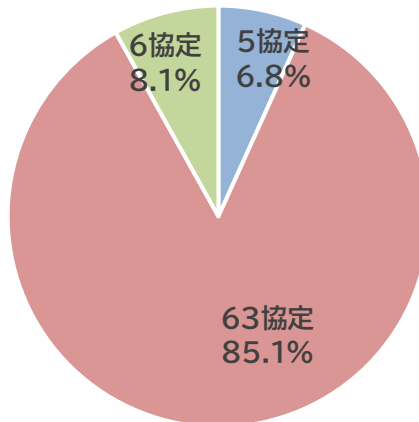
① 連携法科大学院の授業を科目等履修しようとする学生に対する配慮

<取組例>



■ ある ■ ない

② 授業で使用する教材の統一



■ ある ■ ない ■ その他

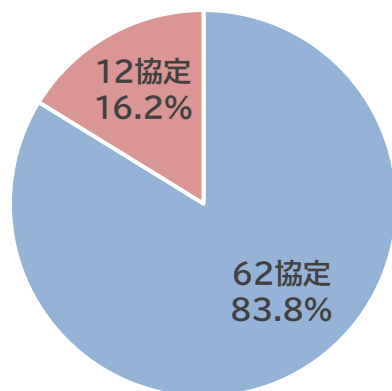
- 法曹コースの必修科目と時間割が重ならないよう調整
(大阪×大阪大学法科大学院、上智×上智大学法科大学院、
創価×創価大学法科大学院、愛知×愛知大学法科大学院
関西×関西大学法科大学院)
- 夏季集中講義を科目等履修の対象科目とし、当該期間とイベントの開催日
が重ならないよう調整
(東北×東北大学法科大学院)
- 「大学院科目早期履修制度」を導入（学部3年次生を対象に16単位を上
限として法科大学院で開講する科目の履修を認める）
(日本×日本大学法科大学院)
- 「法科大学院授業科目早期履修制度」を導入（早期卒業予定者又は本
学法学部4年次生以上の卒業見込者を対象に30単位を上限として法科大
学院で開講する科目の履修を認める）
(福岡×福岡大学法科大学院)

<取組例>

- 共同開講科目や法曹コースと法科大学院双方の授業を担当する場合等に
同一の教科書その他の教材を使用
(千葉×千葉大学法科大学院、岡山×岡山大学法科大学院、
名古屋×名古屋大学法科大学院、創価×創価大学法科大学院、
琉球×琉球大学法科大学院、専修×専修大学法科大学院)

法曹コースと連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置について

③ 法科大学院教育を意識して、少人数かつ双方向又は多方向で行う科目の開設



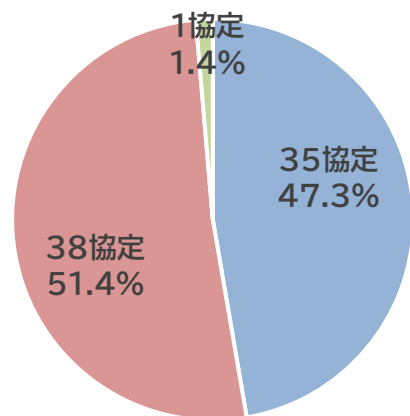
■ ある ■ ない

<取組例>

- 少人数かつ双方向又は多方向の形式で行う演習科目（事例問題の検討、論文指導など）を開設（法科大学院教員や実務家が授業を担当するケースもある）

（北海道、東北、千葉、東京、一橋、新潟、金沢、信州、大阪、京都、神戸、岡山、広島、香川、九州、鹿児島、東京都立、学習院、上智、創価、中央、日本、法政、明治、明治学院、早稲田、同志社、立命館、関西、関西学院、近畿、西南学院、福岡）

④ 法科大学院における教育の導入としての科目の開設



■ ある ■ ない ■ その他

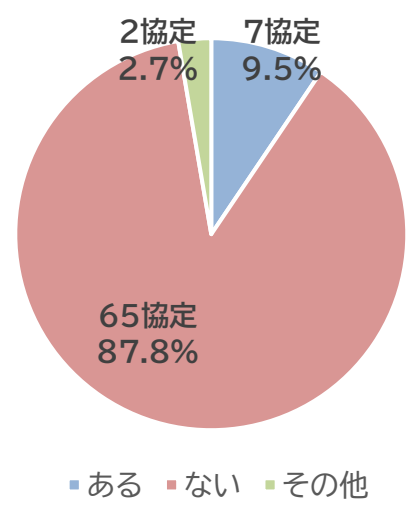
<取組例>

- 2年次の法学演習において、法情報検索、法律問題の論述等の基本的、入門的な内容の授業を提供（千葉）
- 法科大学院で開設されるほとんどの科目について（法制史や比較法も含め）理論的な知見を含む高度な内容の授業を提供（東京）
- 法曹の仕事の魅力や法曹となるための方法を学ぶ科目を開設（信州、早稲田）
- 「法文書作成」「法解釈基礎」「応用法律」「法曹養成基礎」「LS架橋演習」など法科大学院における教育を意識した科目の開設

（新潟、金沢、神戸、岡山、広島、香川、九州、鹿児島、琉球、東京都立、学習院、慶應義塾、日本、法政、早稲田、同志社、関西学院、近畿、西南学院）

法曹コースと連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置について

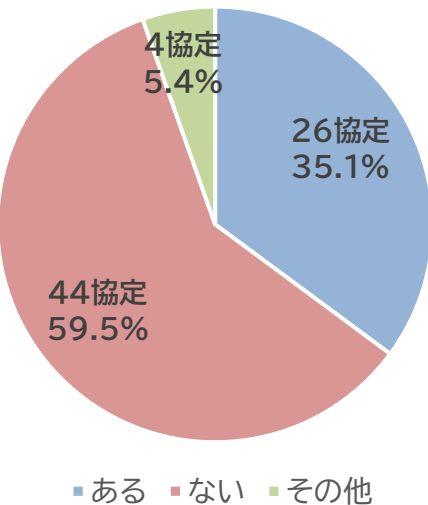
⑤ 法科大学院と同じ演習問題の事案等を活用



<取組例>

- 法科大学院教員が担当する科目、法科大学院を意識した導入的な科目において、法科大学院と同じ演習問題の事案等を活用（担当教員の判断により実施しているケースもある）
(北海道大学×北海道大学法科大学院、千葉×千葉大学法科大学院、名古屋×名古屋大学法科大学院、神戸大学×神戸大学法科大学院、広島×広島大学法科大学院、九州×九州大学法科大学院、琉球×琉球大学法科大学院、早稲田×早稲田大学法科大学院、関西学院×関西学院大学法科大学院)

⑥ 法科大学院の教員と法曹コースの教員が授業内容の共有や打合せを行っている



<取組例>

- 共同開講科目や法科大学院の教員が担当する科目があるため、日常的に授業内容の共有や打合せを実施（北海道、東北、千葉、東京、一橋、名古屋、大阪、岡山、九州、琉球、東京都立、大阪公立、学習院、上智、専修、福岡）
- 法科大学院の教員や実務家教員と定期的に協議会等を開催し、授業内容や学生に関する情報を共有（金沢、広島、創価、中央、法政、早稲田、関西）
- 法科大学院、法曹コースそれぞれのとりまとめの担当教員同士で定期的に打合せを実施（中央）

法曹コースの授業科目について、授業評価、授業参観等のFD活動 【自由記述】

多くの法曹コースで、学生への授業評価アンケートを実施し、担当教員へフィードバックを実施。

特徴的なものとして、

- 連携法科大学院と合同FDを実施（金沢、学習院）
- 連携法科大学院の授業やFD集会に、法曹コースの教員が参加（日本、創価）
- 連携法科大学院との意見交換、グッドプラクティスなどの共有（北海道、東京、一橋、学習院、関西学院）
- 法曹コース教員相互の授業参観（神戸、鹿児島、大阪公立、法政）
- 教員に対するアンケートで指導実感等を把握（信州）

4. 法曹コースの特色ある取組①

各大学の法曹コースにおける特色ある取組（アピールポイント）【自由記述】

- 法科大学院入試前は、合格に必要な知識を深め、論述能力を高める指導を行い、入試合格後は、法律基本科目に関する事例分析能力と論述能力を高めるための入学前の事前学習指導を行うなど、段階に応じた個別指導を実施（北海道）
- 法曹コース奨学金を設置、進路講演会の開催、職場訪問の実施、少人数及び双方向型の教育を行う実務演習の多数設定、論述能力の涵養に関する長期プログラム、法科大学院の春期講習セミナーへの参加等多数の取組を実施（東北）
- 学部・法科大学院一貫教育の理念に基づき、基本7法について、法曹コースの学生のみが参加可能な少人数授業「応用法学科目」を設置。法科大学院未修1年生向けの授業と同等の授業が、原則として法科大学院教員によって行われている。また、法曹コース修了学生には、本学法科大学院の特別選抜入試(論文試験免除)の受験資格が与えられる。（千葉）
- 法曹コースに登録しても、法曹コース必修科目以外は学生の自由な履修選択が可能であるところ、学部段階において、既に法制史や比較法を含めた高度な内容の授業を提供しており、法学を多角的に学ぶことが可能（東京）
- 正課内外を問わず、連携法科大学院である一橋大学法科大学院の修了生による指導を充実（一橋）
- アクティブラーニングを促す双方向型・多方向型の少人数の演習科目を開設し、自己表現・プレゼンテーション能力開発を重視した取組を実施（新潟）
- 専門教育で学んだ知識を現場体験を通じて定着させるため、法曹関係者の協力のもと、実習系科目(契約法務実習、捜査法務実習、裁判法務実習)を3年次の必修科目として配置（信州）
- 少人数で開講される演習形式の複数の授業（法解釈基礎および応用法律）を必修とすることで、きめ細かい指導や法律文書能力を早期から効果的に涵養できるコースとして設計（神戸）
- 基本科目（憲法、民法等）について、法科大学院未修者コースの学生とともに法科大学院の授業を受講できるよう措置。本学法学部、法科大学院出身の若手弁護士が学修アドバイザーとして指導。法科大学院の自習室や資料室の利用が可能となるよう措置（岡山）
- 法曹養成に携わっている法科大学院の教員、弁護士、司法書士、行政機関での実務家や実務経験を有する者が担当する科目を多数開講し、大学での学びと実社会での活躍の接続性を持たせるよう工夫（広島）

4. 法曹コースの特色ある取組②

各大学の法曹コースにおける特色ある取組（アピールポイント）【自由記述】（続き）

- 可能な限りミスマッチを防ぐため、最初の専攻教育科目の履修後の2年次前期終了時点で法曹コースへ登録（九州）
- 2年次前期の法曹コース登録に向け、1年次前期から法曹を意識した学修を行う「法学特修クラス」を設定（熊本）
- 法学部全体の少人数教育の方針を受け、法曹コースも少人数制を生かした運営を実施（例：法学政治学演習（導入演習）においては全ての2年次の法曹コース生が同一の双方向・多方向の少人数授業を履修）（東京都立）
- 演習科目における論文指導、連携法科大学院の授業を無料で受講可、夜間授業の実施（北海学園）
- 法曹コースをキャリア教育プログラムの一環と位置付け、法学部卒業後の進路の一つとして法科大学院進学を後押しするスタンスで対応。法学部卒業後の進路を法曹に限らず幅広く紹介し、法曹を目指す動機の明確化と、途中で法曹を目指すことを断念してもそれまでの努力が無駄にならないよう配慮（学習院）
- 連携先の法科大学院との協働体制および、主要科目に関する応用演習の充実、法曹実務家による進路指導（慶應）
- 少人数教育により、コース生一人ひとりに寄り添い、各コース生の長所や課題に即した丁寧な指導を実施（上智）
- コース選択時点では広く法曹に関心のある優秀な学生を受け入れており、2年次より法曹コース対象者のみが受講できる科目を展開し、法曹養成に習熟した教員による少人数授業を実施（専修）
- 法学部専任教員のほか、連携法科大学院所属教員、実務家教員も法曹コースの授業を担当し、連携法科大学院における教育との円滑な接続を図る授業を実現。教員、弁護士チューターにより個々の学生へのきめ細やかに学修指導（創価）
- 本学一貫教育プログラムの集大成として3年次に必修としている「実定法特講」と「法曹特講」の連携。“アカデミックスタッフ（法科大学院教員）による講義形式の「実定法特講」と“法曹実務家による演習形式の「法曹特講」”において、車の両輪のように緊密な連携を取りながら、授業運営を実施（中央）

4. 法曹コースの特色ある取組③

各大学の法曹コースにおける特色ある取組（アピールポイント）【自由記述】（続き）

- 課外で司法科研究室（学生研究室）との連携により、安価での司法試験に向けた準備が可能（日本）
- 学部と連携法科大学院との接続教育を円滑にするために、基礎知識の修得、法的思考能力の涵養、基礎的な文章起案能力の養成を目的とする法曹コース演習Ⅰ～Ⅳを実施（法政）
- 学内における国家試験指導センター（法制研究所）において、法曹を目指す者（法科大学院特別選抜入試のみに限定したものではない）を対象にした各種課外教育プログラムを実施し、学習支援を実施（明治）
- 学生の基礎力向上を目的に、3年次の5月に知識定着度確認試験（憲民刑の択一試験と論述試験）を実施。授業を補完するものとして、論述試験答練の課外講座を実施（2年次2回、3年次1回）。個別面談（各学年年2回）や学習管理システムmanabaを通じた随時の質問対応など、きめ細かな学生指導を実施（明治学院）
- 大学全体における学部生の施設利用方針に例外を設け、法曹コース生に対し、法務研究生と共に利用できる資料室を供与（立教）
- OB・OGの実務法曹から業務の様子や学生時代のお話をうかがう交流企画、実際の事件を題材に弁護士が解説するゼミなど、座学から模擬裁判に至るまで、法曹実務を体験できる講座を開催。法科大学院が実施する答案添削等の指導を受ける機会の提供（早稲田）
- 法科大学院未修コース1年次生の必修授業を、全て直接受講可能（法科大学院相当の授業ではなく、法科大学院の授業そのものを受講できる）（愛知、琉球）
- 学生の進路変更に対応できるカリキュラムを提供（法曹養成プログラム履修のためのエントリー不要、多様な早期卒業制度）（同志社）

4. 法曹コースの特色ある取組④

各大学の法曹コースにおける特色ある取組（アピールポイント）【自由記述】（続き）

- 1回生からの丁寧なガイダンスと履修指導。法科大学院教員が法曹コース科目の多くを担当し、法科大学院進学後を見据えた教育の提供。早期卒業希望申請機会を3回設け各学生の状況に応じた進路選択が可能。他校法科大学院とも連携し、多様な進路機会の提供（立命館）
- 若手弁護士との交流機会、法律事務所への職業体験を実施（関西）
- 法曹コース募集段階では対象者を広く募り、それぞれの将来の目標に向けて段階的にステップアップできるカリキュラムを構築。説明会・ガイダンスを複数回実施し、履修モデルをもとにコース修了、法科大学院進学へ向けて教職員から丁寧に指導。文書作成能力の向上に向けた実務家教員の講義、若手弁護士との交流機会、法律事務所への職業体験を実施（関西）
- 学習相談会の開催、学生個々の相談窓口の明確化など、丁寧な学修指導。法学部、法科大学院の教員と法曹コースの学生との密な関係の構築（メーリングリストによる頻繁な情報発信など）。法科大学院の実務家教員が担当する法曹コースの科目において、担当教員から直接実務の状況を知ることができ、また、法廷などの現場へ行くことが可能（関西学院）
- 法曹コース生のみが履修できる科目の開講。事例問題の分析と答案作成を中心とし、少人数かつ双方向の講義を行っている（西南学院）
- 法曹コースの必修となる少人数科目や講義科目の一部を法科大学院教員が担当。法曹コースの科目担当や運営については、法学部と法科大学院で密接に連絡（福岡）

IV. 学生指導、広報活動、法曹コースの学生の様子

1. 法曹志望者の学生指導や広報活動

法曹志望者への学生指導について、工夫・配慮している点【自由記述】

- クラス担任制やアドバイザー制の導入（法曹コースと連携法科大学院の双方の教員が学修支援・進路相談にあたる）
- 定期的な面談の実施
- 法曹コース希望者への説明会、ガイダンス、進路相談の実施

＜その他＞

- 授業内外で、法曹実務家と交流する機会の提供（東京）
- 定期試験とは別に、法曹コース生に対して知識定着度確認試験（択一式は共通到達度確認試験を活用、論述式は新規作問）を実施（明治学院）

法曹コース登録や法科大学院進学等に関する学生からの質問内容【自由記述】

- 法曹コースの選抜に関すること（要件、定員、倍率など）
- 連携法科大学院の入学者選抜に関すること（受験資格、併願の可否、受験勉強の方法、法科大学院の学費など）
- 早期卒業制度に関すること
- 連携法科大学院における教育体制・学修支援体制に関すること

法曹コース登録や法科大学院進学等に関する学生等（※）に対する広報活動【自由記述】

※当該法曹コースを置く大学への入学予定者・入学希望者を含む

- 在学生に対するガイダンスや説明会の開催
- 高校生等の入学希望者への広報
 - ・オープンキャンパス、高校訪問、出前講義、パンフレット、ホームページ等で積極的に広報（多数）

2. 法曹コースの学生の様子

法曹コースの学生の様子【自由記述】

＜法曹の志望度、意欲、熱意について＞

- 法科大学院への進学及び法曹という進路について、より明確なモチベーションを持ち、熱心に学修する優秀な学生が多い。
- 自ら情報収集して進学先を検討するなど、目標に向けた着実な歩みが見られる。
- 法曹コースの登録時・進級時に選抜があること等を意識し、自主ゼミを行うなどして互いに研鑽を積んでいる。
- 1年次の段階から、専門科目の学修意欲が高い。
- 明確な目標をもって学修に取り組む姿勢が、他の学生を牽引する役割を果たしている。
- （地方公務員志望が多いため）法曹を第一志望とする学生は相対的に少なく、地域に根差した法曹の魅力をどのようにアピールするかが課題である。

＜学修の負担、法科大学院進学に対する不安について＞

- 早期卒業希望者にとっては授業スケジュールがタイトであり、やや負担が重いと感じているようである。
- 定期試験の成績評価や早期卒業認定基準が厳格であること、連携法科大学院の特別選抜の枠が限定されていること等により、法科大学院への進学に不安を抱いている学生もいる。
- 法曹コース所属による負担等により、部活動等との両立が困難となるといったような悩みが生じやすい。

＜法曹コースを途中で辞める学生について＞

- 早期卒業認定基準の厳格さによるものか、途中で挫折して法曹コースを辞める学生も僅かなが見られる。
- 法曹に対する理解や進路に関し、漠然とした考えでコース登録した者については、途中で離脱する事例がいくつか見られた。
- 司法試験勉強に耐えうる学生とそうでない学生に分かれていく。

2. 法曹コースの学生の様子

法曹コースの学生の様子【自由記述】（続き）

<その他>

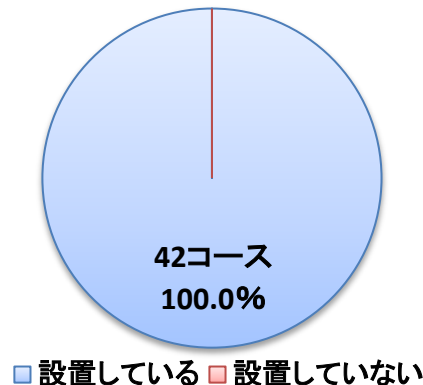
- 多様性を持った学生が集まっている。
- 最終的に法科大学院進学以外の進路を選択した学生であっても、法曹コース必修科目の受講態度は概ね意欲的であり、学修に一定の意義を見出している印象。
- 奨学金制度が充実した連携法科大学院は人気があり、経済的な面での悩みが少なからずあるように見受けられる。
- 法科大学院の特別選抜に合格したが、早期卒業の成績基準に届かず早期卒業が認められなかった法曹コース登録者は、4年次のモチベーション維持が課題。

V. 連携法科大学院との連携、法曹コース運営等

1. 連携法科大学院との連携、法曹養成連携協定を締結して良かったと感じる点

法曹コース連携協議会

■ 連携協議会を設置（42コース）



<メンバー>

法曹コース側は、法学部長、法曹コース長、法学部教授など。
法科大学院側は、法科大学院長、入試担当教員など。

<内容>

法曹コースのカリキュラムや開設科目の確認、在籍者数の動き、
学生の学修・成績状況、FD活動方針、入試状況など。

<開催頻度>

年1回のところから、毎月1回のところまで様々。

地理的に離れている場合の連携における工夫

- 会議等をオンラインで実施（多数）

法曹養成連携協定を締結して良かったと感じる点

<学部・法科大学院の連携体制>

- 法学部教員と法科大学院教員が、法曹養成のために一貫したプロセスを共に作り、協力していくための素地ができた。法曹養成のため、大学として一貫した対応を取れるように努力するきっかけとなった。
- 連携の在り方を明文化することにより、担当者の経験主義・個人的な判断に基づくことなく、組織的かつ適切な運営が確保できている。
- 相互に連携・協力すべき内容や目標が可視化され、明確になったことで実効性が高まった。
- 連携協議会によって、法学部の教員と法科大学院の教員が意見交換をする機会がこれまで以上に増えた。

1. 連携法科大学院との連携、法曹養成連携協定を締結して良かったと感じる点

法曹養成連携協定を締結して良かったと感じる点【続き】

<法科大学院がない大学や地域に与えた影響>

- 法科大学院がない大学であっても、協定により、法曹志望の学生の希望に応えられるようになった。
- 法科大学院がない大学や地域の学生であることを理由に法曹を目指すことを断念せず、法曹を目指す学生が増えた。

<法曹の志望度、熱意、意欲>

- 法学部に入学後、早い段階で法科大学院や司法試験を意識することにより、将来の目標がより早く明確になる学生が増えるなど、学生の意識改革が進んだ。また、本格的な学修をスタートさせる時期が早まった。
- 法曹を志望する学生に対し、法曹になるための具体的な道筋を一つ増やすことができた。
- 特別選抜制度や連携法科大学院の授業の履修により、法科大学院進学への関心が高まった。
- 特別選抜制度により、学部成績が法科大学院進学に直接関係するため、学部での勉学の大きな励みとなる。
- 法曹コースに所属する学生の学修に対する真摯な姿勢は、学部全体の学修意欲の向上をもたらしている。
- 勉学意欲の高い学生が、特に少人数の演習科目を積極的に履修するようになった。

<法曹コースの教育・指導>

- 法曹を目指す学生を早い段階から集め、法曹養成に向けた体系的な教育を実施できるようになった。
- 法科大学院教員、実務家教員の協力を得て、法科大学院教育と効果的に接続する法曹教育を学部生に提供できるようになった。また、学部の段階で連携法科大学院の教員の授業を履修する機会が得られるようになった。
- 特別選抜制度により、法科大学院に進学を希望する学生が独自かつ個別に法科大学院の入試対策（予備校通学や入試に特化した勉強等）にとらわれることがなくなり、大学の授業に集中できるようになった（大学の授業を中心に一所懸命勉強して良い成績をとれば法科大学院に進学することが可能）
- 連携法科大学院の開設科目との同等性の確保を図ることより、学部の教育内容の見直しを行うことができた。
- 法科大学院進学に向けて、具体的な目標や計画を示した上で指導ができるようになった。

2. 法曹コース運営に関して困っている点・不安な点、見直しを考えている点

法曹コースの運営に関して困っている点・不安な点

- 学生の間で法曹コースの制度が広く知られるようになったため、令和4年度の1年次の法曹コース選抜の受験者が昨年度と比べて大幅に増加したことは好ましいことであるが、法曹コース選抜に合格できなかった学生のモチベーションが下がらないかという点が気がかりである。
- 法曹コースの学生が科目等履修生として法科大学院の授業を履修した場合、単位修得率が低い。
- 複数校と締結する場合、最も厳しい条件の法科大学院に教育内容を合わせるため、学生の負担が大きくなっている。
- 法曹コースの学生数を安定的に確保することに不安がある。
- 少人数教育の実施と各学生へのきめ細かい指導等を要するため、法曹コースに関わる教員の負担が著しく増加した。論文指導などについて人手を多く要するとともに、授業とは別に課外講座等で知識を補うことも必要となった。
- 法曹コースの科目を大学3年間でしっかりと受講できるような時間割を策定しなければならず、毎年時間割の設定が大変。
- 法曹コースの運営開始から年数が浅く、複数の教員が個々の学生指導にあたる場合に、教員がきちんと連携し、学生に有益な指導を提供できるのか未知数。特に学生のチューターを担当している法学部教員と法科大学院教員が緊密に連絡する必要がある。
- 法学部生のうちの一部の法曹コース生に対する支援というのは、全員が法曹をめざす法科大学院とは異なり、法曹コース生ではない他の学部学生との知識・レベル等の差は否めず、両者同時履修の授業では受講生間のそれらの差や意識のギャップをどう埋め合わせるか、苦労している。

2. 法曹コース運営に関して困っている点・不安な点、見直しを考えている点

法曹コースの運営に関して困っている点・不安な点【続き】

- 法曹コースから連携法科大学院に送り出している学生の進学後の成績・学習状況等の情報共有が不十分であるため、法曹コースにおける教育がコース生に有用かつ実効性あるものかどうかの検証がなされていない。
- 各々の連携法科大学院への進学に関し、基準が明確かつ安定的なものとなっていないことから、学生の質問や相談に的確に回答できないことがある。
- 法曹コースの内容および連携法科大学院への進学について、十分に理解しないで法曹コースに所属したり、あるいは所属しなかった学生が発生する事態を避けるため、学生に十分に周知する必要がある。
- 学部では、法曹コース以外の学生が大半を占めているため、法曹コース生のためだけの授業を設置することができていない。
- 法曹コースで勉学に励むほど、在学中に予備試験に合格する可能性が高まる。

法曹コースの運営に関して見直しを考えている点

- 法曹コース修了要件(早期卒業認定要件)を満たす学生が想定より少ないため、カリキュラムの変更やサポート体制の導入を検討している。
- 法曹コースの修了要件の緩和を検討している。
- 5年間（学部3年＋法科大学院2年）で司法試験に確実に合格できるよう、補習を充実させることを考えている。
- 法曹コース修了生と法曹コース生の縦のつながりを強化する取組を進めたいと考えている。
- 女性法曹の増加のため、法曹コース生及び法科大学院進学者の女性割合の増加に向けた取組を進める予定。
- 運営の合理化、効率化について検討している。
- 法科大学院教員が担当する授業科目の増設について検討している。
- 法曹コース運営委員会のメンバーに実務家教員を増やすなど、実務家教員の関与を増やすことを検討している。

3. 連携法科大学院、実務家団体への期待・要望

連携法科大学院への期待・要望

- 連携法科大学院のキャンパスを見学したり意見交換できる機会があることが望ましい。
- 法学部と連携法科大学院が立地的に離れているため、法科大学院の様子を知る機会が少ない点が課題であり、この課題への対応として、法科大学院側から説明会や講演会等を通じた法学部の学生（特に法曹コース生）への法科大学院の魅力をアピールはなされているもの、取組みを強化する必要がある。
- 学部・法科大学院一貫して学生を指導するメンター的な教員を配置していただきたい。
- 連携法科大学院所属のティーチング・アシスタント（TA）による各種アドバイス等を継続していただきたい。
- 連携法科大学院修了生の法曹（特に若手弁護士）による論文指導、相談対応などの協力を得たい。
- 今後、連携法科大学院教員に、法曹コースでの科目を担当してもらい、ガイダンスを実施してもらうことなどが考えられる。
- 遠隔講義の技術を活用するなどして、学生を直接ご指導いただく機会が増えることを期待する。
- 法科大学院修了生の同窓会組織との連携が少しずつなされているが、より一層強化する可能性を模索している。
- 複数校と協定を締結している場合、特別選抜出願書類について、例えば、共通様式のようなものがあると便利である。
- 特に5年一貫型教育選抜を想定し、どのような学生を養成してほしいかを具体的に示していただけるとありがたい。

地元の裁判所・検察庁・弁護士会などの実務家団体への期待・要望

- 現時点で、十分な支援や協力を得られており、今後も同様のご協力をお願いしたい。（同趣旨の回答多数）
- 法曹志望の学生が具体的に法曹の仕事に関して見聞できる講演会、セミナー等の企画があれば望ましい。
- 裁判所、検察庁、弁護士事務所等の実地見学を伴った業務説明会があるとありがたい。
- 法曹を目指す学生への支援として、論文指導や法曹コース科目の授業担当などを期待する。
- 法曹コース生の経済的負担の軽減や就職（進路）不安の解消に向けた取組を期待。特に、法曹志望の裾野が広がるよう、法曹コース学生等に対する公募奨学金の機会を拡充59いただきたい。

2025年9月30日 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会
「弁護士の地方定着の現状」

日本弁護士連合会

副会長 西 森 やよい

0 新規登録弁護士のゼロワン問題

1 新規登録弁護士を取り巻く状況について

○一斉登録日未登録状況の改善（未登録者数の推移）

一斉登録時点で未登録者数が最も多かった66期は28%、77期は4.9%。

○大都市部への新規登録者の集中（弁護士会別登録者数）

77期の東京三弁護士会登録者は全体の66.9%。

2 地域偏在の原因として考えられること

○大都市の旺盛な採用意欲（大都市の法的ニーズの大きさ）

○就職活動の早期化

○地方弁護士の仕事に関する情報の少なさ

3 法曹養成との関係

○法曹養成拠点の有無と登録者ゼロ地域（新規登録者ゼロ地域）

過去6年間に新規登録者が0であったことがある弁護士会は、18会。

○出身法科大学院と登録地の関係（弁護士会別地域定着状況：LS）

○予備試験資格による合格者の動向（弁護士会別地域定着状況：予備資格）

予備試験を経由している77期登録者221名のうち大多数が東京三弁護士会を含む大都市に登録。

4 当連合会の取組

○地方会エクスターンシップ

○公設事務所見学ツアー

5 中央教育審議会、法科大学院等に望むこと

○学部段階で社会インフラとしての弁護士の必要性を教えること

○多様な弁護士像を示す等の情報提供

- 参考資料 1 弁護士未登録者数の推移
- 参考資料 2 第 7 1 期～第 7 7 期弁護士会別登録者数
- 参考資料 3 弁護士会別修習期別割合
- 参考資料 4 第 7 7 期の弁護士会別地域定着状況

弁護士未登録者数の推移

令和7年7月23日時点

修習期 (一斉登録日)		修習 終了者	弁護士未登録者							弁護士未登録者の進路の内訳	
			一斉登録 時点	約1か月 後	約2か月 後	約3か月 後	約4か月 後	約6か月 後	約12か月 後	約2か月後 (新第61期、67期は約4か月後、66期、68 期、69期、70期、71期、72期、73期は約3 か月後、75期、76期は約6か月後)	約12か月後
現行	第60期 (H19.9.5)	1,397	70	50	20	17	12	－	－	企業、官庁、大学等への就職等：4	－
			5.0%	3.6%	1.4%	1.2%	0.9%	－	－		
新	第60期 (H19.12.20)	979	32	21	17	14	12	－	－	－	－
			3.3%	2.1%	1.7%	1.4%	1.2%	－	－		
現行	第61期 (H20.9.3)	609	33	24	12	10	7	－	－	企業、官庁、大学等への就職等：2	－
			5.4%	3.9%	2.0%	1.6%	1.1%	－	－		
新	第61期 (H20.12.18)	1,731	89	66	42	32	29	－	－	登録手続中：0 企業、官庁、大学等への就職等：19 就職活動中：2 不明・その他：8	－
			5.1%	3.8%	2.4%	1.8%	1.7%	－	－		
現行	第62期 (H21.9.3)	354	51	32	26	22	18	14	14	登録見込み：3 企業、官庁、大学等への就職等：6 就職活動中：11 不明・その他：6	登録見込み：1 企業、官庁、大学等への就職等：3 就職活動中：6 不明・その他：4
			14.4%	9.0%	7.3%	6.2%	5.1%	4.0%	4.0%		
新	第62期 (H21.12.17)	1,992	133	94	65	55	41	33	25	登録見込み：14 企業、官庁、大学等への就職等：15 就職活動中：20 不明・その他：16	企業、官庁、大学等への就職等：12 就職活動中：5 不明・その他：8
			6.7%	4.7%	3.3%	2.8%	2.1%	1.7%	1.3%		
現行	第63期 (H22.8.26)	195	44	31	26	19	11	10	8	登録見込み：14 企業、官庁、大学等への就職等：2 就職活動中：4 不明・その他：6	企業、官庁、大学等への就職等：2 就職活動中：2 不明・その他：4
			22.6%	15.9%	13.3%	9.7%	5.6%	5.1%	4.1%		
新	第63期 (H22.12.16)	1,949	214	140	97	73	66	50	38	登録見込み：33 企業、官庁、大学等への就職等：15 就職活動中：20 不明・その他：29	企業、官庁、大学等への就職等：8 就職活動中：13 不明・その他：17
			11.0%	7.2%	5.0%	3.7%	3.4%	2.6%	1.9%		
現行	第64期 (H23.8.25)	161	64	48	35	27	21	18	12	登録見込み：13 企業、官庁、大学等への就職等：8 就職活動中：5 不明・その他：9	企業、官庁、大学等への就職等：5 就職活動中：3 不明・その他：4
			39.8%	29.8%	21.7%	16.8%	13.0%	11.2%	7.5%		
新	第64期 (H23.12.15)	1,991	400	278	144	109	89	67	44	登録見込み：59 就職活動中：14 企業、官庁、大学等への就職等：32 不明・その他：39	登録見込み：1 企業、官庁、大学等への就職等：22 就職活動中：6 不明・その他：15
			20.1%	14.0%	7.2%	5.5%	4.5%	3.4%	2.2%		
現行・ 新	第65期 (H24.12.20)	2,080	546	298	184	135	100	73	52	登録見込み：61 就職活動中：19 企業、官庁、大学等への就職等：24 不明・その他：80	登録見込み：1 企業、官庁、大学等への就職等：17 就職活動中：4 不明・その他：30
			26.3%	14.3%	8.8%	6.5%	4.8%	3.5%	2.5%		
第66期 (H25.12.19)		2,034	570	312	196	151	113	87	57	登録見込み：54 就職活動中：12 企業、官庁、研究職等で就業：29 その他：4 不明：52	企業、官庁、大学等への就職等：23 就職活動中：4 不明・その他：30
			28.0%	15.3%	9.6%	7.4%	5.6%	4.3%	2.8%		
第67期 (H26.12.18)		1,973	550	317	179	155	99	76	61	登録見込み：17 就職活動中：9 企業、官庁、研究職等で就業：28 その他：9 不明：36	登録見込み：1 就職活動中：4 企業、官庁、研究職等で就業：26 その他：7 不明：23
			27.9%	16.1%	9.1%	7.9%	5.0%	3.9%	3.1%		
第68期 (H27.12.17)		1,766	468	225	129	86	64	55	38	登録済み：6 登録見込み：12 就職活動中：6 企業、官庁等で就業：19 その他：1 不明：42	登録見込み：2 就職活動中：4 企業、官庁等で就業：14 不明：18
			26.5%	12.7%	7.3%	4.9%	3.6%	3.1%	2.2%		
第69期 (H28.12.15)		1,762	416	176	106	77	46	39	28	登録済み：33 登録見込み：6 就職活動中：1 企業、官庁、研究職等で就業：10 不明：27	登録見込み：2 就職活動中：0 企業、官庁、研究職等で就業：5 不明：21
			23.6%	10.0%	6.0%	4.4%	2.6%	2.2%	1.6%		

第70期 (H29.12.14)	1,563	356	156	92	64	35	30	23	登録済み:31 登録見込み:6 就職活動中:2 企業、官庁、研究職等で就業:8 不明:17	登録見込み:1 就職活動中:2 企業、官庁、研究職等で就業:7 不明:13
		22.8%	10.0%	5.9%	4.1%	2.2%	1.9%	1.5%		
第71期 (H30.12.13)	1,517	334	124	75	54	36	29	20	登録済み:25 登録見込み:3 就職活動中:3 企業、官庁、研究職等で就業:7 不明:16	企業、官庁、研究職等で就業:6 就職活動中:2 不明:12
		22.0%	8.2%	4.9%	3.6%	2.4%	1.9%	1.3%		
第72期 (R1.12.12)	1,487	315	112	78	50	35	25	17	登録済み:25 登録見込み:2 就職活動中:3 企業等で就業:4 不明:16	登録見込み:1 企業等への就業等:4 就職活動中:2 不明:10
		21.2%	7.5%	5.2%	3.4%	2.4%	1.7%	1.1%		
第73期 (R2.12.17)	1,468	286	118	92	67	51	42	28	登録済み:25 登録見込み:1 就職活動中:4 企業、官庁、研究職等で就業:12 不明:25	企業、官庁、大学等への就業等:9 就職活動中:4 不明:15
		19.5%	8.1%	6.3%	4.6%	3.5%	2.9%	1.9%		
第74期 (R4.4.21)	1,458	175	85	73	52	45	33	23	-	登録見込み:2 就職活動中:2 企業、官庁、研究職等で就業:7 不明:12
		12.0%	5.8%	5.0%	3.6%	3.1%	2.3%	1.6%		
第75期 (R4.12.8)	1,325	209	87	69	55	36	35	25	登録済み:0 登録見込み:3 就職活動中:3 企業、官庁、研究職等で就業:10 不明:19	企業、官庁、研究職等で就業:10 不明:15
		15.8%	6.6%	5.2%	4.2%	2.7%	2.6%	1.9%		
第76期 (R5.12.14)	1,391	241	113	81	68	52	45	31	登録済み:2 登録見込み:2 就職活動中:2 企業、官庁、研究職等で就業:8 不明:31	企業、官庁、研究職等で就業:8 不明:23
		17.3%	8.1%	5.8%	4.9%	3.7%	3.2%	2.2%		
第77期 (R7.3.27)	1,826	90	90						※第77期以降、調査を実施しない	
		4.9%	4.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		

- (注)
- 日本弁護士連合会調べによる。
 - 現行第60期の約4か月後は、平成20年2月6日時点(約5か月後)の数字である。現行第61期の約4か月後は、平成21年2月1日時点(約5か月後)の数字である。
 - 「弁護士未登録者」は、修習終了者から、裁判官・検察官に任官した者及び弁護士登録をした者を引いた数である。
 - 第77期の「一斉登録時点」の未登録者数・未登録者割合は令和7年4月2日時点の数字である。

第71期～第77期 弁護士会別登録者数

	一斉登録日から12か月後時点												1か月後時点		参 考	
修習期	【第71期】 (2019.12.6現在)		【第72期】 (2020.12.8現在)		【第73期】 (2021.12.7現在)		【第74期】 (2023.4.20現在)		【第75期】 (2023.12.8現在)		【第76期】 (2024.12.9現在)		【第77期】 (2025.4.28現在)		全会員 (2025.4.1現在)	
修習終了者	1,517		1,487		1,468		1,456		1,325		1,391		1,826			
弁護士会	登録者	割合	登録者	割合	登録者	割合	登録者	割合	登録者	割合	登録者	割合	登録者	割合	登録者	割合
東京	261	19.4%	236	17.7%	240	18.3%	220	17.1%	237	17.9%	244	20.3%	297	19.0%	9,452	20.1%
第一東京	268	19.9%	262	19.7%	284	21.7%	274	21.2%	263	19.8%	291	24.2%	447	28.6%	7,258	15.5%
第二東京	210	15.6%	252	18.9%	258	19.7%	245	19.0%	216	16.3%	185	15.4%	303	19.4%	6,854	14.6%
神奈川県	49	3.6%	56	4.2%	43	3.3%	52	4.0%	33	2.5%	28	2.3%	45	2.9%	1,803	3.8%
埼玉	27	2.0%	27	2.0%	27	2.1%	29	2.2%	17	1.3%	21	1.7%	21	1.3%	1,003	2.1%
千葉県	28	2.1%	24	1.8%	23	1.8%	27	2.1%	20	1.5%	25	2.1%	34	2.2%	910	1.9%
茨城県	9	0.7%	8	0.6%	7	0.5%	5	0.4%	5	0.4%	7	0.6%	2	0.1%	304	0.6%
栃木県	8	0.6%	6	0.5%	7	0.5%	9	0.7%	2	0.2%	5	0.4%	5	0.3%	233	0.5%
群馬	7	0.5%	8	0.6%	7	0.5%	12	0.9%	3	0.2%	10	0.8%	6	0.4%	327	0.7%
静岡県	9	0.7%	12	0.9%	16	1.2%	13	1.0%	9	0.7%	16	1.3%	10	0.6%	545	1.2%
山梨県	5	0.4%	1	0.1%	2	0.2%	1	0.1%	3	0.2%	2	0.2%	0	0.0%	125	0.3%
長野県	3	0.2%	4	0.3%	8	0.6%	4	0.3%	0	0.0%	9	0.7%	2	0.1%	275	0.6%
新潟県	5	0.4%	3	0.2%	2	0.2%	3	0.2%	3	0.2%	4	0.3%	3	0.2%	294	0.6%
大阪	155	11.5%	136	10.2%	139	10.6%	133	10.3%	119	9.0%	139	11.6%	141	9.0%	5,105	10.9%
京都	22	1.6%	24	1.8%	16	1.2%	24	1.9%	12	0.9%	19	1.6%	22	1.4%	904	1.9%
兵庫県	32	2.4%	19	1.4%	30	2.3%	20	1.6%	25	1.9%	19	1.6%	27	1.7%	1,057	2.3%
奈良	4	0.3%	0	0.0%	2	0.2%	4	0.3%	4	0.3%	2	0.2%	1	0.1%	198	0.4%
滋賀	2	0.1%	2	0.2%	1	0.1%	3	0.2%	6	0.5%	4	0.3%	2	0.1%	175	0.4%
和歌山	4	0.3%	2	0.2%	0	0.0%	4	0.3%	2	0.2%	1	0.1%	1	0.1%	147	0.3%
愛知県	55	4.1%	72	5.4%	48	3.7%	45	3.5%	40	3.0%	47	3.9%	60	3.8%	2,181	4.6%
三重	3	0.2%	4	0.3%	3	0.2%	2	0.2%	4	0.3%	4	0.3%	5	0.3%	204	0.4%
岐阜県	2	0.1%	5	0.4%	2	0.2%	3	0.2%	4	0.3%	3	0.2%	3	0.2%	217	0.5%
福井	5	0.4%	1	0.1%	2	0.2%	0	0.0%	2	0.2%	2	0.2%	2	0.1%	122	0.3%
金沢	2	0.1%	2	0.2%	6	0.5%	4	0.3%	1	0.1%	1	0.1%	2	0.1%	189	0.4%
富山県	2	0.1%	1	0.1%	1	0.1%	4	0.3%	2	0.2%	0	0.0%	1	0.1%	128	0.3%
広島	11	0.8%	15	1.1%	17	1.3%	18	1.4%	9	0.7%	12	1.0%	10	0.6%	626	1.3%
山口県	1	0.1%	6	0.5%	5	0.4%	2	0.2%	5	0.4%	7	0.6%	0	0.0%	185	0.4%
岡山	14	1.0%	11	0.8%	6	0.5%	9	0.7%	8	0.6%	6	0.5%	7	0.4%	396	0.8%
鳥取県	2	0.1%	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.2%	2	0.2%	1	0.1%	75	0.2%
島根県	2	0.1%	0	0.0%	2	0.2%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	80	0.2%
福岡県	50	3.7%	52	3.9%	33	2.5%	37	2.9%	31	2.3%	33	2.7%	32	2.0%	1,496	3.2%
佐賀県	2	0.1%	2	0.2%	1	0.1%	1	0.1%	2	0.2%	2	0.2%	2	0.1%	112	0.2%
長崎県	2	0.1%	0	0.0%	3	0.2%	2	0.2%	2	0.2%	0	0.0%	1	0.1%	156	0.3%
大分県	0	0.0%	5	0.4%	2	0.2%	2	0.2%	2	0.2%	0	0.0%	2	0.1%	161	0.3%
熊本県	6	0.4%	2	0.2%	2	0.2%	3	0.2%	2	0.2%	5	0.4%	8	0.5%	291	0.6%
鹿児島県	6	0.4%	7	0.5%	3	0.2%	8	0.6%	7	0.5%	1	0.1%	5	0.3%	231	0.5%
宮崎県	0	0.0%	2	0.2%	2	0.2%	2	0.2%	1	0.1%	1	0.1%	3	0.2%	143	0.3%
沖縄	10	0.7%	5	0.4%	5	0.4%	8	0.6%	3	0.2%	5	0.4%	7	0.4%	291	0.6%
仙台	15	1.1%	12	0.9%	14	1.1%	13	1.0%	13	1.0%	7	0.6%	4	0.3%	494	1.1%
福島県	6	0.4%	4	0.3%	3	0.2%	5	0.4%	4	0.3%	1	0.1%	4	0.3%	192	0.4%
山形県	4	0.3%	2	0.2%	2	0.2%	3	0.2%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	102	0.2%
岩手	2	0.1%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	1	0.1%	1	0.1%	111	0.2%
秋田	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	78	0.2%
青森県	1	0.1%	3	0.2%	1	0.1%	2	0.2%	1	0.1%	2	0.2%	0	0.0%	110	0.2%
札幌	25	1.9%	19	1.4%	26	2.0%	23	1.8%	18	1.4%	19	1.6%	25	1.6%	878	1.9%
函館	1	0.1%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	53	0.1%
旭川	0	0.0%	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	78	0.2%
釧路	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	81	0.2%
香川県	4	0.3%	5	0.4%	3	0.2%	3	0.2%	9	0.7%	2	0.2%	4	0.3%	197	0.4%
徳島	2	0.1%	1	0.1%	1	0.1%	2	0.2%	0	0.0%	2	0.2%	1	0.1%	95	0.2%
高知	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	93	0.2%
愛媛	3	0.2%	2	0.2%	3	0.2%	4	0.3%	1	0.1%	6	0.5%	3	0.2%	159	0.3%
	1,346		1,330		1,308		1,290		1,154		1,203		1,564		46,974	

弁護士会別修習期別割合

	30期台以前	40期台	50期台	60期台	70期台
東京	14.2%	9.4%	16.9%	38.1%	21.5%
第一東京	11.1%	7.0%	16.7%	33.1%	32.1%
第二東京	10.5%	7.7%	16.6%	37.5%	27.6%
神奈川県	12.1%	8.3%	16.2%	43.5%	19.8%
埼玉	11.3%	8.1%	15.6%	44.2%	20.7%
千葉県	11.0%	6.0%	16.0%	46.1%	20.9%
茨城県	11.0%	7.7%	17.0%	46.3%	18.0%
栃木県	15.5%	9.5%	10.8%	45.7%	18.5%
群馬	18.1%	7.5%	13.1%	42.7%	18.7%
静岡県	17.4%	5.2%	14.2%	45.7%	17.6%
山梨県	22.6%	7.3%	17.7%	42.7%	9.7%
長野県	18.5%	9.1%	14.9%	44.0%	13.5%
新潟県	17.6%	7.6%	19.4%	42.6%	12.8%
大阪	15.8%	10.7%	16.8%	35.5%	21.2%
京都	14.2%	7.9%	16.9%	42.2%	18.7%
兵庫県	11.6%	7.5%	16.2%	45.3%	19.3%
奈良	12.2%	7.7%	25.5%	39.3%	15.3%
滋賀	9.7%	9.7%	21.1%	41.1%	18.3%
和歌山	23.6%	8.1%	16.9%	39.2%	12.2%
愛知県	14.3%	8.1%	16.0%	42.1%	19.5%
三重	10.4%	6.0%	14.9%	51.2%	17.4%
岐阜県	20.7%	7.8%	13.4%	44.2%	13.8%
福井	11.5%	9.0%	17.2%	49.2%	13.1%
金沢	10.7%	5.9%	21.9%	46.5%	15.0%
富山県	19.5%	3.9%	14.8%	47.7%	14.1%
広島	15.8%	6.6%	15.1%	48.4%	14.1%
山口県	16.2%	8.6%	15.1%	44.3%	15.7%
岡山	14.2%	10.4%	12.0%	49.4%	14.0%
鳥取県	10.8%	4.1%	16.2%	48.6%	20.3%
島根県	12.2%	6.1%	14.6%	50.0%	17.1%
福岡県	12.1%	9.4%	15.2%	41.9%	21.3%
佐賀県	7.1%	8.0%	17.9%	52.7%	14.3%
長崎県	14.9%	8.4%	15.6%	47.4%	13.6%
大分県	18.4%	9.5%	15.8%	46.8%	9.5%
熊本県	16.3%	7.6%	17.7%	45.5%	12.8%
鹿児島県	14.0%	7.0%	11.8%	50.0%	17.1%
宮崎県	17.1%	7.9%	16.4%	47.9%	10.7%
沖縄	5.3%	9.0%	21.4%	45.5%	18.8%
仙台	16.0%	9.6%	14.5%	40.3%	19.6%
福島県	14.3%	7.9%	14.8%	49.2%	13.8%
山形県	18.8%	12.9%	10.9%	41.6%	15.8%
岩手	14.5%	8.2%	15.5%	48.2%	13.6%
秋田	20.8%	11.7%	20.8%	37.7%	9.1%
青森県	14.5%	4.5%	15.5%	50.9%	14.5%
札幌	13.6%	8.3%	16.3%	43.0%	18.7%
函館	9.6%	3.8%	9.6%	57.7%	19.2%
旭川	8.9%	7.6%	19.0%	49.4%	15.2%
釧路	9.9%	4.9%	29.6%	45.7%	9.9%
香川県	15.5%	6.2%	14.9%	44.8%	18.6%
徳島	19.1%	12.8%	16.0%	37.2%	14.9%
高知	20.9%	7.7%	16.5%	39.6%	15.4%
愛媛	11.9%	11.9%	18.9%	41.5%	15.7%
全体	13.2%	8.4%	16.5%	39.4%	22.6%

第 7 7 期の弁護士会別地域定着状況

2025年4月1日現在

弁護士会	【A】新規登録者		【B】Aのうち弁護士会管内の法科大学院を修了した者		【C】Aのうち弁護士会連合会管内の法科大学院を修了した者		【D】Aのうちその他の地域の法科大学院を修了した者		【E】B～Dのうち法科大学院在学中合格者		【F】Aのうち予備試験合格者（B～Dを除く）		備考
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	
東京三会	948	63%	600	63%	605	64%	168	18%	358	46%	174	18%	
神奈川県	42	0%	0	0%	34	81%	4	10%	14	37%	4	10%	
埼玉	21	0%	0	0%	16	76%	1	5%	7	41%	4	19%	
千葉県	33	15%	5	15%	28	85%	5	15%	12	36%	0	0%	
茨城県	2	0%	0	0%	1	50%	0	0%	0	0%	1	50%	
栃木県	5	0%	0	0%	3	60%	1	20%	2	50%	1	20%	
群馬	6	0%	0	0%	4	67%	1	17%	2	40%	1	17%	
静岡県	10	0%	0	0%	7	70%	2	20%	4	44%	1	10%	
山梨県	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	
長野県	2	0%	0	0%	2	100%	0	0%	0	0%	0	0%	
新潟県	3	0%	0	0%	0	0%	2	67%	0	0%	1	33%	
大阪	140	24%	34	24%	113	81%	15	11%	43	34%	12	9%	
京都	22	11%	11	50%	19	86%	3	14%	8	36%	0	0%	
兵庫県	25	13%	13	52%	19	76%	6	24%	9	36%	0	0%	
奈良	1	0%	0	0%	1	100%	0	0%	0	0%	0	0%	
滋賀	2	0%	0	0%	1	50%	1	50%	1	50%	0	0%	
和歌山	1	0%	0	0%	1	100%	0	0%	0	0%	0	0%	
愛知県	60	29%	29	48%	29	48%	27	45%	19	34%	4	7%	
三重	5	0%	0	0%	0	0%	5	100%	1	20%	0	0%	
岐阜県	3	0%	0	0%	1	33%	1	33%	1	50%	1	33%	
福井	2	0%	0	0%	1	50%	1	50%	1	50%	0	0%	
金沢	2	0%	0	0%	0	0%	2	100%	0	0%	0	0%	
富山県	1	0%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%	0	0%	
広島	10	10%	1	10%	1	10%	8	80%	1	11%	1	10%	
山口県	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	
岡山	7	43%	3	43%	3	43%	2	29%	1	20%	2	29%	
鳥取県	1	0%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%	0	0%	
島根県	1	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	100%	
福岡県	32	28%	9	28%	9	28%	17	53%	9	35%	6	19%	
佐賀県	2	0%	0	0%	1	50%	1	50%	0	0%	0	0%	
長崎県	1	0%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%	0	0%	
大分県	2	0%	0	0%	0	0%	2	100%	1	50%	0	0%	
熊本県	8	0%	0	0%	1	13%	4	50%	0	0%	3	38%	
鹿児島県	5	0%	0	0%	1	20%	3	60%	3	75%	1	20%	
宮崎県	3	0%	0	0%	0	0%	3	100%	1	33%	0	0%	
沖縄	7	29%	2	29%	2	29%	5	71%	2	29%	0	0%	
仙台	4	100%	4	100%	4	100%	0	0%	1	25%	0	0%	
福島県	4	0%	0	0%	2	50%	2	50%	2	50%	0	0%	
山形県	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	
岩手	1	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	100%	
秋田	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	
青森県	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	
札幌	23	57%	13	57%	13	57%	9	39%	11	50%	1	4%	
函館	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	
旭川	1	0%	0	0%	0	0%	1	100%	1	100%	0	0%	
釧路	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	
香川県	4	0%	0	0%	0	0%	3	75%	1	33%	1	25%	
徳島	1	0%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%	0	0%	
高知	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	
愛媛	2	0%	0	0%	0	0%	2	100%	0	0%	0	0%	
合計	1455	50%	724	50%	922	63%	311	21%	516	42%	221	15%	

地域社会の発展に向けた法科大学院等の取組について
～地理的観点からの「アクセス」の確保と法曹界による偏在対策への協力の視点より～
骨子（案）

1. 基本的考え方

（１）「知の総和」答申と法科大学院等との関係について

＜高等教育政策の３つの目的と地域社会の発展＞

令和７年２月に示された「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（令和７年２月２１日中央教育審議会）（以下「「知の総和」答申」という。）においては、今後の高等教育政策の３つの目的（「質」「規模」「アクセス」）が示されるとともに、特に地域と高等教育機関との関係性について、地域における教育機会の確保という観点での高等教育への「入口」面、また、卒業生の地域への貢献という観点での高等教育からの「出口」面の双方の指摘がなされている。

具体的には、「入口」面について、「少子化が進行する中で、地域¹における教育機会の確保や高等教育機関間の連携等を通じた高等教育の機能強化が最も重要となる。特に、地方の高等教育機関が担う多面的な役割を考慮し、地域との連携を強化することが求められている」とされている。一方、「出口」面について、「地域の中核となる高等教育機関は、リカレント教育にも力を入れる必要があり、地方公共団体や地元企業等の産業界との連携をより一層強め、(略)、地域の将来を担う人材を輩出する地方創生の拠点となっていくことが求められる」とされている。

さらには、「各高等教育機関が持つ強みや特色を生かしつつ、地域におけるアクセス確保を図り、地域に必要な人材を育成するために、まずは、地域連携プラットフォームの仕組みを発展させ、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人材需要等を地域の高等教育機関が共通に認識し、地方公共団体や産業界等地域の関係者も一体となって具体的な取組に向かうことができる場の構築が重要である。そのために、地域の高等教育機関や地方公共団体、産業界等の各地域の関係者が議論し、各地域で実効性のある取組を推進するための協議体（地域構想推進プラットフォーム（仮称））を構築することが必要である」とされている。

＜「知の総和」答申と法科大学院等の関係＞

法科大学院においては、「第１２期の審議のまとめ～法科大学院制度の２０年の歩みと法科大学院教育の更なる発展・充実～」（令和７年２月２０日中央教育審議会法科大学院等特別委員会）（以下「第１２期審議まとめ」という。）でも示されたとおり、制度創設当初から教育の「質の向上」に尽力し、関係省庁とともに定員管理等を通じた「規模」の管理を図り、一定の成果を挙げてきた。

¹ 「知の総和」答申においては、地理的な特性に着目する場合は「地方」を、機能的な特性に着目する場合は「地域」を用いられていることから、ここでも同様の整理とする。

(案)

今後の方向性として、法科大学院ごとの特色・魅力を発揮しつつ、多様で質の高い法曹を輩出し続けていくことの重要性が指摘されたところである。

また、「知の総和」答申における「入口」面の観点からは、今後、我が国の人口減少が一層進む中であっても、地方に在住する高校生・学部学生・社会人等が法曹を志望した際に、質の高い法科大学院教育（連携法曹基礎課程（以下「法曹コース」という。）における教育を含む。）を、地方においても受けることができる環境を維持していくことが、地理的観点からの「アクセス」に係る課題として重要と考えられる。

また、「出口」面の観点からは、近年の法曹の「偏在」について、全国 52 の弁護士会のうち、新規登録者が 0 人や 1 人となる例が増加しており、都市部における司法サービス需要の高まり等を背景に多くの登録者が東京に集中することで、地方における司法サービスが十分に行き届かなくなる点が危惧されている。

日本弁護士連合会等の関係機関における検討や取組が進められており、こうした課題に対して法科大学院等として何ができるのか、検討を深める必要がある。

まず、法科大学院等特別委員会としては、関係機関等における客観的なデータや学生の就職に対する意識等に基づき、この状況を正確に把握し分析した上で、法科大学院等として対応できる取組を検討し、取組を進めていくことが重要であると考えます。

なお、これらの課題に関しては、法科大学院における自助努力のみで対応できるものではない。むしろ、質の高い人材を求める地方公共団体、法曹界、産業界、公的機関等による、法科大学院や学生に対する積極的な支援を通じた前向きな関与が不可欠である。優れた人材の獲得競争が職種を超えて厳しくなる状況にあっては、関係者の協力・連携を通じた「入口」と「出口」面を念頭に置いた取組の必要性は一層高まっていくものと考えられる。

(2) これまでの法科大学院等特別委員会等における主な議論や通知等について

＜司法制度改革審議会から令和元年法令改正までの主な指摘＞

司法制度改革審議会意見書（平成 13 年 6 月 12 日司法制度改革審議会）において、「地域を考慮した全国的な適正配置に配慮するとともに、夜間大学院等の多様な形態により、社会人等が容易に学ぶことができるよう法科大学院の公平性、開放性、多様性の確保に努めるべきである。」とされた。

また、平成 26 年に示された「法科大学院における就職支援等の充実について（通知）」（26 文科高第 214 号平成 26 年 5 月 30 日文部科学省高等教育局長通知）においては、法科大学院修了者の進路状況の正確な把握と就職支援の充実の重要性について指摘している。以後の通知等においても、法曹であるか否かを問わず法科大学院修了者の活躍の場の広がり期待されていることからすれば、法科大学院修了者の進路状況（法曹としての進路に限らない。）を調査・把握し、広く社会に発信していくことが極めて有用であるとの見解が示されている。

さらには、令和元年の法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部を改正する法律施行時の「法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一

(案)

部を改正する法律等の施行について（通知）」（元文科高第 623 号令和元年 10 月 31 日文科科学省高等教育局長通知）（以下「令和元年改正通知」という。）では、「地方においても十分な司法サービスの提供を担う法曹を確保することが重要であることに鑑み、地方大学出身者を対象とした特別枠（以下「地方大学枠」という。）を設けることは可能であること。この場合、自大学も含めて地方大学出身者を対象とした専願枠を設けることや推薦入試による選抜を実施することも可能であること」が示された。

＜令和元年法令改正以降の主な指摘＞

第 108 回法科大学院等特別委員会（令和 4 年 10 月 7 日）においては、岡山大学法務研究科から「地域の自治体や法曹界、産業界との連携」を議題として発表がなされた。その特色は、大学の附属組織として「岡山大学法科大学院弁護士研修センター」、いわゆる「OATC」を立ち上げたところにある。OATC の運営においては、当該組織が担う地域貢献の内容を明らかにし、機能を明確化した上で体系化され運営されている。OATC の活動内容については、主に、人材輩出、リカレント教育、シンクタンク機能等であり、地方公共団体、法曹界、産業界、他大学等との連携を図り、中国・四国地方における法務系人材の養成拠点としての役割を担っている。

令和 4 年 10 月 7 日の特別委員会においては、法科大学院は、法曹養成機関としてだけでなく、法的な知識や技能を有する優れた人材を地域社会又は経済社会とつなぐ結節点という機能を有しており、地域の地方公共団体や法曹界、産業界等との連携を推進し、地域のニーズを踏まえた人材輩出など、法科大学院教育の成果を社会に還元することにより、魅力ある法科大学院として存在意義を高めていくことが必要であるとの意見が出された。

これらの審議や通知等を踏まえつつ、第 12 期審議まとめにおいては、「地方の司法を支える人材の養成、教員の確保に係る取組等、今般の議論にあった諸課題についても、検討を行っていく」とされたところである。

2. 現状

(1) 法科大学院の「入口」面に関する現状について

① 法曹コースについて

(法曹コースの設置状況等)

令和7年4月1日現在、法科大学院は全国に34校²設置されており、その内訳は、東京都14校、京都府・大阪府・兵庫県8校と、約3分の2が4都府県に、約3分の1がその他の地域（北海道、東北、中部、中国、九州地方）に設置されている。

また、同日現在、学部段階における法曹コースは42コースが設置されており、自大学に法科大学院がないものは10コース³、自大学に法科大学院がなく、かつ、同一都道府県内にも法科大学院がないものは5コース⁴が設置されている。

自大学に法科大学院がなく、かつ、同一都道府県内にも法科大学院がない法曹コースの修了者が法科大学院に進学する割合や傾向については、地方における法曹コースの充実に係る施策を検討する上で重要な指標となると考えられるため、その動向を引き続き注視していく必要があるのではないか。

(地方大学の法曹コースと法科大学院との連携の状況)

令和7年度に地方大学⁵の法曹コースから特別選抜により法科大学院に入学した者は21人おり、令和7年の特別選抜による入学者数全体の約5パーセントである⁶。

地方大学の法曹コースと法科大学院の連携に関しては、当該法曹コースにおける教育の状況、連携の状況の深度（選抜手法や成績評価の在り方）、各法科大学院の目指すべき人材像等の影響が想定されるとの指摘があり、連携の在り方については、今後、調査・分析することが必要ではないか。

② 地方大学出身者を対象とした特別選抜について

地方大学出身者を対象とした特別選抜については、地方においても十分な司法サービスの提供を担う法曹を確保することが不可欠であることから、地方大学出身者を対象とした専願枠を設けることや推薦入試による特別選抜を実施することが認められており、地方に在住する学生の法科大学院へのアクセスを確保する手段となっている。

² 募集停止校を除く。

³ 新潟大学、信州大学、香川大学、熊本大学、鹿児島大学、北海学園大学、明治学院大学、立教大学、近畿大学、西南学院大学

⁴ 新潟大学、信州大学、香川大学、熊本大学、鹿児島大学

⁵ 「地方大学」の定義は、令和元年改正通知の地方大学の定義（直近の国勢調査（平成27年）における大都市圏以外の地域に設置されている大学に加え、大都市圏であっても当該都市圏に法科大学院が設置されていない地域にある大学とする）による。具体的には、①平成27年の国勢調査における大都市圏（札幌、仙台、関東、新潟、静岡・浜松、中京、近畿、岡山、広島、北九州・福岡、熊本の11大都市圏）以外の地域に設置されている大学に加え、②大都市圏であっても当該都市圏に法科大学院が設置されていない地域（新潟、静岡・浜松、熊本の3大都市圏）に設置されている大学とする。また、大学本部が大都市圏内に設置されている場合でも、法曹コースを開設する学部がその圏外に設置されていれば地方大学とする。

⁶ その内訳は、5年一貫型特別選抜による入学者：18人、開放型特別選抜による入学者：3人

5年一貫型特別選抜による入学者総数：314人、開放型特別選抜による入学者総数：123人

(案)

令和7年4月1日現在、地方大学枠を設定している法科大学院は、6校⁷である。法科大学院の特別選抜において地方大学枠を設定することは、地方に在住する学生の法科大学院へのアクセスを確保するために効果的であるとの指摘がある。

③高校段階での取組について

法曹の魅力の発信や地域定着に関しては、従来より、大学の法学部、裁判所、法務省、日本弁護士連合会等が高校生等に対して法曹の仕事を紹介するイベント等を行っており、積極的な普及啓発活動を行っている。地域振興の観点から、これらの情報発信の対象や内容、タイミング、発信手法等、効率的・効果的な取組を進めることが重要ではないか。

また、高校生等に対し、大学の講義を提供し、当該講義に係る単位の授与等を行うことで、地域の大学での学びに関心を持たせ、学問を学ぶ第一歩としての経験を与える機会を提供する大学もある。高校生等に対する大学の講義の提供や単位の授与については、令和3年の学校教育法施行規則改正⁸により、高校生等の大学入学資格を有さない者が科目等履修生として単位を修得した場合も当該大学入学後に修業年限の通算を可能とする改正が行われたところであり、これを積極的に活用することも考えられるのではないか。

(2) 法科大学院の「出口」面に関する現状について

法科大学院の「出口」面に関する現状については、法科大学院に対する調査のみでは、その把握に限界があるため、今後、他機関とも連携して、データの収集・整理や現状把握を行っていく必要があるのではないか。

(3) 法科大学院の「入口」面及び「出口」面の現状と地域との関係性について

(地方の法科大学院と地域定着の状況)

地方の法科大学院に入学し卒業した学生は、当該法科大学院が設置されている地域に定着しやすい傾向にあるとの指摘がある。地域ごと、法科大学院ごとの地域定着の状況を把握し、一定の傾向があるのか等について、調査・分析することが必要ではないか。

(法科大学院での実践的教育の状況)

エクスターンシップや被災地訪問等の実践的カリキュラムは、法曹の多様な働き方を知ることができ、学生の意識啓発にとって効果的であるとの指摘がある。当該実践

⁷ 東北大学、千葉大学、神戸大学、慶應義塾大学、中央大学、早稲田大学

⁸ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第49号）

(案)

的教育の状況と学生の就職の動向等については、調査・分析をすることが必要ではないか。また、3＋2制度の開始以降、これらのカリキュラムを法科大学院3年次秋学期に受講する学生が多いところ、都市部の法科大学院の学生を中心に、既に一部の学生は就職の内定を得ている時期であると指摘されている。

(法曹界等との連携活動の状況)

法科大学院と法曹界等の連携の主な取組としては、実務家教員による指導や教育課程連携協議会による情報共有、OB・OGによるサポート等が実施されている。令和3年度における調査⁹では、調査対象とされたほぼ全ての大学において、教育課程外の体制の充実として補助教員による支援が行われており、教育課程内においても、約2割の大学において補助教員を活用した科目が開設されている。

また、法曹界、特に地方部の法曹界による採用活動の状況については、今後、他機関とも連携して、データの収集や現状の整理を行っていく必要があるのではないかと指摘されている。

(学生の就職に対する意識・情報収集・就職活動等の状況)

法科大学院に在学する学生が就職に関する情報収集や就職活動を開始する時期は、東京などの大都市部が早く、地方部ほど遅くなる傾向があるのではないかと指摘がある。

また、学生の求める情報は、主に業務内容・環境、給与・待遇であり、情報収集は、法科大学院主催の就職説明会、学部ゼミのOB会や学内サークルのイベント、弁護士会主催の合同就職説明会、法曹関係専門の就職サイト、エクスターンシップ・サマークラーク、OB／OGによる紹介等多岐にわたる機会を活用して行われている。

学生の就職活動に関する状況を把握し、こういった情報提供等を行うことが効果的か検討していくことが重要ではないかと指摘されている。

(産業界等と比較した人材獲得の状況)

法曹の活躍の場は大きく広がっており、産業界等における法曹人材の獲得の需要は大きく高まっているとの指摘がある。少子高齢化等により、労働力の供給がひっ迫する中、国内外の企業における優秀な人材確保は一層厳しくなると見込まれる。

近年の企業においては、個別・合同就職説明会の実施、法曹関係の就職サイトへの登載、エクスターンシップ・サマークラーク・修習生の受入れ等の多様な活動を通じて法曹人材の確保に努めている。

なお、企業等による奨学金の代理返還等を通じた人材確保の取組も広がりを見せていることも踏まえ、民間資金を活用した経済的支援を通じた法曹人材の確保についても留意することが必要ではないかと指摘されている。

(法科大学院修了後の活躍の状況)

⁹ 令和3年度法科大学院関係状況調査について（法科大学院等特別委員会（第105回）配布資料より）
https://www.mext.go.jp/content/20220210-mxt_senmon02-000019554_9.pdf

(案)

法科大学院を修了した学生が、地域においてどのような処遇・働き方を選んでいるのかという観点や、地域において充実したライフスタイルを構築している事例の発信は、法科大学院の魅力・特色を出していく上で重要な視点である。

法科大学院修了時点で最終的な就職先が決定していない学生は、現状においても一定数存在しており、法科大学院における情報発信の必要性は大きい。この点、法科大学院における能動的な情報収集には限界もあり、関係団体から法科大学院に対する情報提供等の協力が不可欠ではないか。

法曹の地域定着には、各学生個人の進路に関する意向のほか、各法科大学院における教育の状況、学生の置かれた文化的・経済的な背景、各地域における雇用状況などが複合的に影響し合うものである。このことから、一つの取組・一つの組織のみをもって課題解決に至るものではなく、時流によって十分変化し得る点には留意すべきである。

同時に、各法科大学院はその特色・魅力を伸長していく段階にあり、例えば、研究者養成や国際化も見据えた法曹養成を志す法科大学院と、地域に根差した人材を継続的に輩出することを志す法科大学院には、それぞれに重要な意義があり、十把一絡げに取り扱うべきでないことには注意を要する。

3. 具体的な方向性

(1) 施策の検討に当たって必要な情報の収集・整理・充実

今後、法科大学院における「入口」面、「出口」面における施策を検討し、効果的に推進するためには、法科大学院と地域との関係性に関する事実関係やデータ等の収集・整理・充実を図ることが必要となる。

例えば、以下のようなデータについて、関係機関の協力を得つつ、大学側の負担にも配慮し、収集・整理の適否を検討することなどが考えられないか。

＜主に「入口」面に関する情報収集例＞

- ・高等学校と地方法曹コースとの連携状況
- ・地方法曹コースと法科大学院との連携協定締結状況等
- ・法科大学院の入学者選抜（地方大学卒等）の運用状況
- ・法科大学院における地方での実践的教育・臨床教育の実施状況
- ・地方公共団体・地方の産業界・地方の単位弁護士会等との連携活動の状況

＜主に「出口」面に関する情報収集例＞

- ・法科大学院ごとの法科大学院修了生の進路（地方での就職等）の状況
- ・法科大学院在学生の就職に対する意識・情報収集手法・就職活動等の状況
- ・地方の単位弁護士会、産業界等における採用活動の状況
- ・法科大学院修了生の地域での働き方や活躍等の状況

(2) 「入口」面・「出口」面の施策の検討

(1) の検討の結果得られた情報に基づき、具体的な施策の検討を深めていくことが必要ではないか。

特に、法曹コースの充実等に向けた分析については、令和8年度の法科大学院等特別委員会において各大学の法曹コースへのヒアリング等を実施し、引き続き検討を深めることとしてはどうか。

なお、国立大学法人等の機能強化に向けた検討会においては、以下のように述べられている。

改革の方針（令和7年8月29日国立大学法人等の機能強化に向けた検討会）（抜粋）

2. 今後の国立大学法人等の機能強化に向けた改革の方向性

(4) 教育の質の向上に向けた取組

④教育の質向上に向けた大学間の連携

地域における高等教育機会を確保していく観点から、特に、公私立大学の数や種類が限られた地方に所在する国立大学においては、地域産業等の中核となる高度専門人材、さらには地域経済を支え、地域活性化の担い手となる地域中核人材等の育成など、地域の人材育成インフラのハブとしての役割を果たすこ

(案)

とが求められる。このことを踏まえ、自らが率先して公私立大学をはじめとした地域の高等教育機関とともに、オンラインも活用しつつ、地域の大学に所属する学生に、より多様な教育プログラムを提供できる仕組みを整備することが期待される。

また、各国立大学自らも、教育・研究組織の見直しに伴い、十分な教育課程が自大学のみでは提供できなくなる恐れもあることから、地域における知の拠点として、地域の他大学や、大都市に所在する大学との連携強化に向けたネットワーク形成・強化等の取組を進め、より多くの教育コースを提供していくことができる体制を構築していくことが求められる。

3. 国立大学法人等への支援の考え方

(2) 地域社会を先導する人材の育成と地域産業の振興を行う国立大学への支援
今後、2. で記載した内容に基づき各国立大学法人等が第5期中期目標期間に向けた見直しを進めることが期待されるが、その際、国においては、ミッションや機能強化の方向性に応じて一律の見直しを求めるのではなく、我が国の高等教育の均衡ある発展の観点から、国立大学による地域社会を先導する人材の育成と地域産業の振興のミッションを踏まえた見直しを求めることが必要である。特に、学部学生定員について、教育の質を持続的に確保しつつ、単純に18歳人口の減少に併せて規模を縮小するということではなく、都市から地方へと人の流れを変えていくという視点を持ち、学部定員の設定等を行うことが求められる。

地方国立大学において、教育面においては、地域における様々な機関における人材の供給拠点としての役割も果たしており、今後ともその役割を域内の他の高等教育機関との連携も行いながら果たしていくことが期待される。立地自治体や産業界等も巻き込んだ上で、地域構想推進プラットフォームにおいて中心的な役割を果たすとともに、それに対する支援を充実していくことが望まれる。

また、研究面においては、地域の産業を支える特色ある研究の進展が見られるとともに、今後、地域における新しい産業を育成していく核としての役割も期待される。国において、そのような地方国立大学の役割に配慮した支援を検討するとともに、立地自治体と連携して地方国立大学としての役割を積極的に果たす法人への支援も充実していくことが望まれる。(略)

また、2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議においても、以下のように述べられている。

社会とともに歩む私立大学の変革への支援強化パッケージ

－2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議 中間まとめ－

(令和7年8月29日2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議)(抜粋)

Ⅲ 私立大学振興のための3つの施策の方向性の転換

1. 地域から必要とされる人材育成を担う地方大学の重点支援への転換

(1) 現状と課題・目指すべき姿

<現状と課題>

②地域連携プラットフォームや大学間連携の現状等

○地域連携プラットフォームは、令和6年度時点で、全国で273あるとされており、多くの都道府県で地域連携プラットフォームが所在するに至るなど、全国的な広がりを見せているものの、将来的な地域の人材需要を踏まえた大学間の連携やプラットフォームにおける議論を踏まえた大学改革は一部に留まる状況にあり、地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者によるプラットフォームの構築や連携強化を進めていくことが求められる。

○また、地方大学が教育の質を高めるとともに効率的な大学運営を進める上では、都市部の大学と地方の大学や地方同士の大学間で教学部門・大学事務部門の連携を強化していくことが重要であり、国においても、私学助成の特別補助等において支援を講じているところであるが、教育課程の連携や事務の共同実施等の具体的な取組は、元々の教育内容の違いや事務組織の風土、業務工程等の違いから容易ではなく、大学間の連携は未だ道半ばの状況にある。

<目指すべき姿>

○大学、地方公共団体、産業界等が地域連携プラットフォーム等において、各地域の生活・産業基盤の維持向上のための人材需要等を踏まえた実効的な地域アクセス確保の取組や地方創生の取組の創出のための高等教育の将来像等の認識を共有していくことが求められ、各大学においては、将来像等を踏まえた教育研究面の構造転換や大学間連携をしつつ、強みをもつ分野への資源の集中等を推進していくことが求められる。

○また、地方私立大学が担う人材育成等の機能を踏まえ、地域に必要な人材が継続的に輩出されるよう、地方公共団体や産業界等と私立大学が協力して人材を輩出する体制を構築していくことが必要である。また、私立大学が果たす地域への貢献等について、自治体や地元の産業界をはじめとする地域社会等と認識を共有していくことも重要である。

○更に、地域の人材輩出等において不可欠な地方の中小規模の私立大学が、今後も役割を継続的に果たしていくためには、大学進学者数の急減も見据えつつ、質の向上と経営の効率化を両立させたレジリエントな組織を作り上げていくことが重要である。このため、特色ある分野に集中した上での持続的な経営を可能としたり、地域間の大学同士や都市部の大学と地方の大学とが、オンライン

(案)

等の活用によって開設科目の相互補完や事務の共同実施の体制を構築したり、学部と大学院の一貫教育の体制を整備したりしていくことが求められる。

これらの意見は、大学全体の議論ではあるが、今後の法科大学院等の地域社会の発展に向けた取組を検討するに当たって傾聴に値するため、参考のため、引用する。

第1部 新たな評価の基本的な考え方

認証評価制度の現状と課題

- 制度導入から20年が経過し、各高等教育機関の努力と認証評価機関における様々な改善や工夫の結果、**内部質保証システムの導入が進んでいる**一方で、以下のような課題も指摘されている。

①社会的機能の再確認の必要性

社会からの期待は「教育の質」を明らかにすることであるが、複数の評価基準等により評価結果のわかりづらさが生じているのではないか

②評価者・被評価者双方の評価負担、インセンティブの不足

様々な項目や確認事項等による「負担感」と十分な動機付けがない等による「徒労感」があるのではないか

③内部質保証の意義の浸透

機関の改革には繋がったが、学生の学びと成長に寄与するカリキュラム改善まで至っていないのではないか

「新たな評価」への転換

- ✓ 学生が生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を身につけ、学生自身が学修成果や成長を実感できるよう、高等教育機関は、学生の学ぶ意欲を醸成し、成長を後押しするため、**「教育の質」を不断に見直すことが必要。**
- ✓ 不断の見直しを行うためには、高等教育機関が、その使命や目的を実現するために自らが行う活動を継続的に点検・評価し質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組む**「教育の改善」が必要。**
- ✓ **「教育の質」と「教育の改善」を内部質保証と現行の認証評価制度の見直し等を通じた第三者評価で確認する「新たな評価」へ転換**する。

※「新たな評価」制度の構築に当たっては、現在、高等教育機関が受審している様々な評価についてその必要性や代替可能性を整理する。

改革の方向性

(1) 学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築

- 「新たな評価」においては、学位を授与する過程で**3 ポリシーを基盤とする教育成果**と学生が在学中にどれくらい成長したかについて、**学生自身の成長実感やステークホルダーによる評価により可視化し**、その結果を踏まえて各高等教育機関において**教育改善が進められているかという観点から評価すべき**である。
(※マイクロクレデンシャルについては必要に応じて別途検討する。)
- 「新たな評価」を通じて、**最低限の質保証のみならず、「教育の質」の向上を図る。**

(2) 社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現

- VUCA時代においては、高等教育機関はこれまで以上に自らが行う教育活動に対して社会からの理解と支持を得ることが必要。
- そのためにも、「新たな評価」の結果やその他必要な情報が**社会に理解されやすい形で公表される仕組み**が必要。

(3) 効果的かつ効率的な評価の実現

- 「教育の質」の向上を測るために真に必要な項目に厳選し、データベースを積極的に活用するなど、「徒労感」や「負担感」解消のための評価制度の抜本的な見直しを図る。

第2部 新たな評価制度の基本的な枠組み

1. 評価の主体【誰が評価するのか】

- 大学教員らを中心とした評価委員会による定性的評価（ピア・レビュー）を基本とし、産業界や高校関係者等の参画を促進する。また、学生代表者の評価への参画も検討する。
- 評価機関が複数存在する場合、評価の基準・観点のばらつきをなくすための調整組織の設置を検討する。
- 評価機関に対して認証を与えた**文部科学大臣**が評価が適正に行われているか**確認するシステム**を設けることも検討する。

2. 評価対象【評価する単位・対象はどこか】

- 養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして学生が学修成果を上げられているかという点の可視化を行うために、**学位の分野に基づく学部・学科、研究科ごとの教育の質の評価を重視する制度の設計**に向け、引き続き議論を進めていく。

3. 評価の視点【何を評価するか】

- 「新たな評価」では、養成すべき人材像やディプロマ・ポリシーに照らして学生が必要な学修成果が上げられているかという点を可視化し、教育改善へ活用がなされているかという点を評価の中心に据え、この観点からの評価に注力できるよう検討する。
- また、これらの観点について項目・指標等を共通化するとともに、**具体的な評価基準・項目、指標等のモデルを示す**ことを引き続き検討する。
- **学修成果の可視化**については、ディプロマ・ポリシーを達成目標として、成績等の**直接評価**と学生アンケート等の**間接評価の双方の観点で行う**ことを検討する。
- 国際的な評価や先行している分野別評価については、「新たな評価」との関係性を整理し、これまでの取組が損なわれないよう検討する。
- 「新たな評価」制度導入において、**ディプロマ・ポリシー等の再検証**を実施することを検討する。

4. 評価手続【どのように評価するのか】

- わかりやすく、かつ、改善につながる**段階別評価の導入**を検討する。その際、課題の追求・指摘ではなく、**自己改善につながる評価（絶対評価）**にすることを検討する。
- **評価手続の効率化のため、データベースの構築・活用を検討する。実地調査は、実施義務を撤廃し一定の条件下のみ、実施の方向で検討する。**

5. 評価結果の公表・活用【どのように公表・活用するか】

- 評価結果を一元的に公表し、**公表内容やフォーマットは統一**することを検討する。
- 評価結果については、例えば資源配分等の**国の政策に活用**することや、段階別評価において高い評価を得た機関に対する受審期間延長等の**インセンティブ**を検討する。

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ
ここまでの議論の整理

令和 7 年 8 月 2 1 日

第 1 部 「新たな評価」の基本的考え方

1. 高等教育機関に対するこれまでの質保証の考え方と課題

- 高等教育機関は、学校教育法で規定されたそれぞれの目的を達成するため、世界水準の教育研究の推進や、地域における人材育成、産業振興の貢献等、様々な活動を行っている。予測不能な時代にあって、学生一人一人が自らの可能性を最大限に発揮するとともに、多様な価値観を持つ人材が協働して社会と世界に貢献していくことができるようにするためには、「何を学び、身に付けることができるのか」という学修の成果を中核に据えた学修者本位の教育を更に発展させる必要がある。
- 我が国の高等教育における質保証・向上システムは、大学設置基準、設置認可審査、認証評価、情報公表等によって構成されており、これに加えて、学校法人運営の状況を確認する学校法人運営調査が行われるほか、継続的な質的向上と社会への説明責任を果たすため、中期目標・中期計画の達成状況の評価を行う国立大学法人評価や、公立大学法人評価が実施されているところである。
- 特に、認証評価は、各高等教育機関が、日本の高等教育機関としての質と水準を有していることを保証し、十分にその機能を果たしているかを定期的に確認し、評価結果の公表をもって社会からの信頼と支援を受け、各高等教育機関が評価結果を踏まえて自己改善を行っていくことを目的に、高等教育の質保証の中核として、平成 1 6 年度から実施されている。
- 認証評価が導入されてからの 2 0 年間で、各高等教育機関における適切な自己点検・評価の実施及び定着、評価結果を活用した改善、内部質保証システムの導入が進んでいる。これらは、各高等教育機関の努力と、認証評価機関におけるさまざまな改善や工夫の結果であり、高等教育機関の改革を支える役割を担ってきた。
- なお、現在の認証評価制度は、米国を参考にしながら、国が学校教育法第 1 1 0 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（以下「細目省令」という。）にて定めた項目を踏まえて国が認証した各認証評価機関において作成した大学評価基準に基づき、「適合」「不適合」の判断を行い、高等教育機関に対してア kred i t a t i o n を行ってきたところである。
ただし、米国は、国による設置認可がなく、外部の評価機関がそれぞれに定める基準に照らして適合しているか、また、継続的に適合しているかという観点から各評価機関

がア kreditation を行っている。我が国の場合は、大学設置基準等にとって大学設置認可が行われているため、国が高等教育機関としての適格性を判断している。その上で、国が定める大学設置基準等を踏まえた大学評価基準により第三者が評価する仕組みとなっていることを鑑みれば、米国の第三者評価制度と我が国の第三者評価制度は大きく異なる点には留意する必要がある。

- この点、認証評価は制度構築から 20 年が経過して、これまでの中央教育審議会の答申等でも課題が指摘されている。改めて、本ワーキンググループでは、これまでに、認証評価を行っている機関別認証評価機関及び分野別認証評価機関、認証評価を受審する高等教育機関の各種団体、高等学校関係団体、経済団体から対面又は書面によるヒアリングを実施したところである。そこでの意見や委員間での議論も踏まえ、認証評価の現状と課題については、以下のように整理される。

① 現在の認証評価が果たす社会的機能を再確認する必要があるのではないか

- ・現在の認証評価は、高等教育機関の自己改革・自己改善を促すことを主眼として、各機関の内部質保証システムが機能しているかどうかを中心にチェックしてきた。しかし、社会（高校生、高校教員、企業、世論等）からは高等教育機関で行われている「教育の質」を明示することを期待しているとの指摘がある。学生一人一人の能力を最大限に高めるという高等教育機関の本来の目的を達成するために各機関が取り組んでいる内容とその成果を明確に提示し、社会からの理解と支持を得るために、教育の質に一層重点を置いた評価手法への転換を図るべきではないか。
- ・高等教育機関の多様性・個性や特性は尊重されるべきである。他方、現在の認証評価において高等教育機関の質と水準を保証すべき評価基準や評価結果にばらつきがあることは、外部から見た際のわかりづらさに繋がっているのではないかと指摘がある。したがって、評価の客観性・公平性をより高めるとともに、特に国際通用性のある評価基準との整合性も引き続き担保するべきではないか。
- ・評価結果についても、関係の各種ウェブサイト等に公表されているが、評価機関によってそれぞれ項目や表現が異なることで外部から見てわかりづらいという指摘がある。また、教育実施に係る学内プロセスについての詳細な記述による評価報告書は、高等教育機関が自らの質を保証する際には重要なものであるが、第三者からは読みにくく、それゆえに社会から十分認知されていないのではないかと指摘がある。

② 評価に当たり、評価者・被評価者双方への負担が重く、そのインセンティブを感じづらいのではないか

- ・現在の認証評価を受審することが高等教育機関の内部質保証に活かされているという意見がある。その一方で、既に教育の質向上のために様々な取組を行っている高等教育機関においては、改めて細かい規程や制度の整備の有無を確認されたり、評価によって得られる具体的な効果の実感がなかったりなど、十分な動機付けがなされていない評価

業務となっていることへの「徒労感」が生じているとの指摘がある。

- ・さらには、学生への教育や研究等の時間と労力を割いて様々な調査で同じ情報・項目を収集・整理・提供したり、異なる目的で同様の項目について評価を受けていたり、法令適合性などの確認事項が多いことによる「負担感」が生じているのではないかな。
- ・機関別認証評価と分野別認証評価の評価サイクルが異なるとともに、評価に係る作業に重複がある点など、評価に伴う高等教育機関の負担が増加しているのではないかなとの指摘がある。受審負担の軽減を図りつつ、実効性のある制度へと転換していくことが求められるのではないかな。

③ 認証評価を通じた内部質保証の意識を高等教育機関内で十分に共有できていないのではないかな

認証評価結果は内部質保証に活用し、高等教育機関全体の改革・改善に活かすことが期待されており、機関の改革につながった面がある。しかし、個々の学部・学科のレベルにおける学生の学びと成長に寄与するカリキュラム改善までには至っていないのではないかな、との危惧もある。

2. 改革の方向性

- 令和7年2月の中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(以下「知の総和答申」という)では、我が国の最も重要な課題として少子化を指摘した上で、高等教育が目指す姿として、「知の総和」を向上させることを掲げた。この「知の総和」の向上を実現するためには、高等教育機関の多様性の確保を図った上で、教育研究の質の向上を通じて、学生一人一人が能力を最大限高めていくことが必要であり、そのためには、新たな高等教育の質保証・向上システムを構築することが求められている。
- 我が国は、少子化の他にも国際競争の激化、AI技術の更なる進化などに伴う社会・産業構造の変化など様々な課題・変化に直面している。そのような課題や変化に対してしなやかに対応し、課題解決の道筋をつけ、新たな価値を創造できる人材が必要であり、高等教育機関の役割は非常に大きく、社会からも期待されている。何よりも、この不透明な時代を生きる学生が自らの可能性と学びの伸長を実感でき、『「学び続けること」こそが価値である』と共有できる社会を実現できることが、重要である。

学生が生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を身につけ、学生自身が学修成果や成長を実感できるよう、高等教育機関は、学生の学修時間の増加・確保による学生の主体的な学びの確立や、学生の学ぶ意欲を醸成し、その成長を後押しするよう、その「教育の質」を不断に見直し、学修者本位の教育が行うことが必要である。
- このような不断の見直しを行うためには、高等教育機関が、自律的な組織として社会からの期待・信頼を得るべく、その使命や目的を実現するために自らが行う活動について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組む、いわゆる内部質保証の取組は必要不可欠である。その上で、内部質保証と認証評価をはじめとする第三者評価が相補的に関わることで、新たな高等教育の質保証・向上システムの構築の実現を図っていくべきである。
- 上記の課題及び「知の総和答申」の提言内容を踏まえて、以下の方向性で、現在の認証評価制度をはじめとした第三者評価の改革を行い、「新たな評価」制度を構築する。

なお、「新たな評価」制度の構築に当たっては、現在、高等教育機関が受審している様々な評価について、その必要性や代替可能性を整理する。

(1) 学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築

「知の総和答申」において示されたように、学生一人一人が能力を最大限に高めていくためには、各高等教育機関における「教育の質」の向上を図っていくことが必要である。認証評価の有する社会的機能を踏まえれば、これまでの大学設置基準等の法令適合性や高等教育機関として求められる教育環境水準や教学に係るシステムなど内部質保証システムの確認は、我が国の高等教育機関としての適格性の有無という観点から引き続き重要で

ある。

その上で、「新たな評価」においては、当該評価を基盤にして、

- ・高等教育機関が自ら掲げた養成すべき人材像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを基盤とする教育プログラムの成果と
- ・その教育プログラムにより学生が在学中にどのくらい成長したかについて、学生自身による成長実感やステークホルダーによる評価

により可視化し、

- ・その結果を踏まえて、各高等教育機関において教育改善が進められているか

という観点から評価すべきである。そしてこの「新たな評価」を通じて、高等教育機関としての最低限の質を保証するとともに、高等教育機関の「教育の質」の向上を図る。

（２）社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現

これから迫りくる少子化という社会情勢、将来の予測が困難である VUCA といわれる時代においては、高等教育機関はこれまで以上に自律的な改革・改善を行い、自らが行う教育活動に対して社会からの理解と支持を得ることが求められる。

また、「新たな評価」の結果が、高等教育機関へ進学を希望する高校生や社会人等が進学先を選ぶ際の判断の契機になったり、高等教育機関が産業界や地域社会との連携の促進に活用されたりすることで、各高等教育機関の更なる改革・改善につながることも期待できる。

そのためにも、「新たな評価」を社会に広く活用してもらうべく、各高等教育機関による積極的な情報公表はもとより、「新たな評価」の結果やその他必要な情報が、社会に理解されやすい形で公表される仕組みを構築する。

（３）効果的かつ効率的な評価の実現

高等教育機関側・評価機関側の双方で「徒労感」や「負担感」が生じているとの指摘が多く、また、「知の総和」の実現のためには「教育の質」の向上が必要であることを踏まえ、これまでの認証評価における評価項目についても真に必要な項目に厳選するなど、評価制度の抜本的な見直しを図る。

評価の手續についても、デジタル化を進め、データベースを積極的に活用することで評価事務手續の簡素化・効率化を図る。

また、評価すべき項目や収集する情報等が重複する類似の制度がある場合には、整理・統合を行う。

以上の改革の方向性を踏まえた上で、現在の認証評価制度の見直し等を通じた「新たな評価」制度の構築に向けて、

- ① 評価の主体【誰が評価するか】
- ② 評価対象【評価する単位・対象はどこか】
- ③ 評価の視点【何を評価するのか】

④ 評価の手續【どのように評価するのか】

⑤ 評価結果の公表・活用【評価結果をどのように公表・活用するのか】
の論点ごとに検討を行う。

第2部 新たな評価制度の基本的枠組み

1. 評価の主体【誰が評価するのか】

(1) 評価主体の在り方：ピア・レビューの維持及び評価基準・観点の調整組織を設置することによる評価の整合性の確保

○ 現行の認証評価制度において、文部科学大臣に認証を受けている評価機関は16機関ある。各機関がもつ専門性等を踏まえ、書面審査や実地調査、ヒアリング等を通じて、大学教員らを中心とした評価委員会による定性的評価（ピア・レビュー）を行っているところであり、これまで培った定性的評価等の経験については、「新たな評価」制度においても積極的に活かすべきである。

○ これまでの認証評価においては、高等教育機関の教員のみならず、産業界関係者や高校関係者も一部参画してきた。社会の視点を幅広く反映して高等教育の質を評価していくためには、これら関係者に評価基準の策定や評価作業への一層の参画を促進していくことが必要である。

加えて、国際的な事例でもあるように、学生代表者が評価手続に参画することについても、今後検討していくべきである。その際、評価者に必要な素養・理念の共有や研修を行うことも必要である。

○ また、

- ・複数の評価機関が存在し、その評価の基準や観点が必ずしも一致しないことから評価への公平性という観点で課題があるのではないか
- ・評価機関ごとに評価手法が異なることで、効果的・効率的で優れた評価手法が十分に共有・実践されていないのではないか
- ・第三者評価である認証評価を通じて各高等教育機関の活動を社会へ明らかにして理解を得るという役割が必ずしも十分に果たせていないのではないか

という指摘がある。

○ そのため、既存の認証評価機関連絡協議会ではなく、評価の公平性をより担保できるよう、評価に当たり必要な基準・項目をより明確にするとともに、評価機関間での評価の観点や評価手法の共有を図り、評価の観点・視点等のばらつきをなくすための調整組織の設置を検討する。

(2) 評価主体の質の確保：評価機関に対する定期的な確認

○ 「新たな評価」制度は、評価機関が、高等教育機関として求められる教育環境水準や教学に係るシステムなど内部質保証システムの確認を基盤とし、高等教育機関の中核たる「教育の質」の評価をすることになるが、その評価結果を通じて、高等教育機関の教育活動を社会に問うていくことを踏まえれば、これまで以上に評価機関の評価の質の信頼性を高めていかなければならない。このことから、評価機関自身が自己点検・評価を

実施していくことが必要であるとともに、評価機関に対して認証を与えた文部科学大臣も評価が適正に行われているか確認するシステムを設けることも検討する。

＜今後、さらに検討する際に考慮すべき点＞

- ・ 評価の主体については、これまでの認証評価機関の果たしてきた役割や課題等を踏まえながら、検証を行うべきではないか。
- ・ 今後、評価の観点・視点等のばらつきをなくすための調整組織の設置を検討するに当たり、具体的にどのような役割を担わせるべきか等についても検討すべきではないか。

2. 評価対象【評価する単位・対象はどこか】

～ 学部・学科、研究科の「教育の質」の評価を重視する制度への転換

- 現在の認証評価は、高等教育機関の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況の評価する機関別認証評価と、専門職大学等又は専門職大学院を置く大学について、その課程に係る分野について評価する分野別認証評価がある。
- これまでの機関別認証評価は、高等教育機関全体の内部質保証システムの構築に一定の成果を上げてきたところである。一方で、教育研究の基本的組織である学部・学科、研究科ごとの「教育の質」を評価し改善につなげるまでにはその成果は及んでおらず、それが高等教育機関の果たすべき大きな役割である「教育の質」の向上に向けた取組に十分につながっていないのではないか、との指摘もある。
- 今回、新たな評価において「教育の質」について評価を行うに際し、養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして学生が必要な学修成果を上げられているかという点を可視化し、それに基づき、教育改善がなされているかという点に重きを置いた評価への見直しが必要である。そのためには、養成すべき人材像やディプロマ・ポリシーが掲げられている単位としての学位プログラムごとに評価を行う視点が必要である。
- 現在の高等教育機関においては、学部・学科等の「教育研究上の基本的組織」を設置し、設置の際にも学部・学科、研究科単位で認可を得ていることを踏まえ、「新たな評価」制度においても、学位の分野に基づく学部・学科、研究科ごとの教育の質の評価を重視する制度の設計に向け、引き続き議論を進めていく。

<今後、さらに検討する際に考慮すべき点>

今後、学位の分野に基づく学部・学科、研究科別の評価を行うに当たり、

- ・ 高等教育機関及び評価機関に過度な負担にならないよう考慮することが必要ではないか
- ・ 大学等の新設や大学等の学部・学科の設置の認可に際しては、「学位の分野」に基づき、養成すべき人材像や3つのポリシーに基づく教育環境整備等について審査していることから、評価の対象について検討する際に参考になるのではないか
- ・ 分野横断・学際領域に関する学部・学科若しくは研究科への対応をどうするか
- ・ 全学的な教学マネジメントをどのように担保するか

3. 評価の視点【何を評価するか】

(1) 評価の基準・項目

～内部質保証システム及び学修成果と改善、項目及び指標の共通化

- 現在の認証評価においては、法令適合性や高等教育機関として求められている教育環境水準や教学に係る規程やシステムの有無を判断することで内部質保証システムの構築を中心に評価している。
内部質保証システムの構築は、各機関の教育の質向上の基盤であることから、引き続き、その確認・評価を行っていくことは必要である。
- その上で、「新たな評価」は、各学部・学科、研究科の教育目標たる、養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして学生が必要な学修成果を上げられているかという点を可視化し、教育改善へ活用できているかという点を評価の中心に据え、この観点からの評価に注力できるよう検討する。
- この点、高等教育機関は、社会に変革をもたらす研究成果を創出するなど社会貢献も重要な役割を担っている。研究については、各プロジェクトや競争的研究費の審査を通じて、研究チームや個々の研究者に対して評価が行われているところであるが、高等教育機関における「教育と研究の往還」という視点は重要であるため、「新たな評価」においては、研究力やその成果が教育に還元できているかを留意すべきである。
- また、各評価機関の定める大学評価基準について、基準・項目や表現に差異があることで、認証評価を通じた高等教育機関の取組が社会から見てわかりづらく、社会から高等教育機関に対する十分な理解や信頼を得にくいのではないかと指摘がある。また、進学者は学びたい学問分野を前提に高等教育機関を選択している傾向があることから、その高等教育機関そのものの評価ではなく、学部・学科、研究科の「教育の質」を評価した結果を提示することが重要である。このため、高等教育機関の「教育の質」を評価する基準・項目、つまり「養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして学生が必要な学修成果を上げられているかを可視化し、それに基づき、教育改善がなされているか」という点については、共通的な基準・項目、指標等を定めるとともに、具体的な評価基準・項目、指標等のモデルを示すことを引き続き検討する。
- 評価に当たっては、在学中、学生一人一人が知識・能力をどの程度身につけたかという学修成果の可視化が重要になる。これまでアンケート等、学生の自己報告を通じてエビデンスを得る間接評価が中心であったが、学修成果の評価は、第一義的には学生の知識や能力の表出に伴う直接評価によって行われることを受け、直接評価と間接評価の双方の観点で学習成果の可視化を行うことが求められる。直接評価に関しては、標準試験、ポートフォリオ、ルーブリックを用いた卒業論文等の評価、授業成績に基づくディプロマ・ポリシーの達成度の評価、プロジェクト・ベースト・ラーニングなどプロジェクト

学修の成果の把握などの取組が高等教育機関でも始まっているところであり、そのような取組が学修成果を十分可視化できているかを検証しながら、どのような評価手法が効果的であるか各高等教育機関で検討していくことが必要である。なお、間接評価に関しては、本格実施する全国学生調査の枠組みを通じて、「新たな評価」の趣旨に即した質問項目を設定し、把握した内容を活用していくべきである。

- あわせて、各高等教育機関が「教育の質」の向上につながる優れた取組及び特徴的な取組についても積極的に評価できる仕組みにするように留意することも重要である。
- なお、評価基準・項目の検討に当たっては、前述の分野横断的な共通的な基準・項目のほかに、学部・学科、研究科に基づく学位分野の独自性や国際水準の基準と照らして別途評価基準・項目を設定する必要があることについても考慮すべきである。
- 現在の認証評価を通じて、高等教育機関として求められる教育環境水準である法令適合性（教員数、収容定員数、校地・校舎面積等）も確認しているが、法令適合性に関しては、文部科学省との役割分担やデータベース等を活用した方策を引き続き検討する。
- 高等教育機関への負担と言う観点からも、「新たな評価」制度導入に合わせて、既存の高等教育機関の教学に対する調査・点検を行っている取組の整理・統合も併せて検討すべきである。例えば、国立大学法人評価における教育に関する現況分析は類似するところも多いと考えられ、その廃止も含めて検討する。
- また、認証評価制度以外にも、高等教育機関の自主的な取組として、国際的な評価機関による評価を受審している場合（例えばビジネス教育分野）、日本医学教育評価機構（JACME）が世界医学教育連盟（WFME）の評価基準を踏まえて評価基準を策定し、評価を行っている場合や国際協定の取決めに従い、日本技術者教育認定機構（JABEE）が技術者教育プログラムを認定している場合もあり、「新たな評価」制度導入に合わせて、その活用を一層進めるべきである。例えば、国際的な評価機関による認定が高等教育機関側のインセンティブとして働くよう、「新たな評価」に係る業務の大幅な簡略化等も含めて検討する。
- その他、先行して独自に評価を実施してきた分野の基準・項目についても、「新たな評価」制度における基準・項目との重複や類似性等に留意し、これまでの取組が損なわれないよう検討する。

（２）「新たな評価」制度導入におけるディプロマ・ポリシー等の再検証

新たな評価制度においては、各高等教育機関が将来を見据えた養成すべき人材像を掲げ、社会にそのような人材を輩出するために、学生が在学中にどのような資質・能力を身につ

けることができたかを評価することになることから、適切なディプロマ・ポリシーの設定が求められる。また、産業構造の変化や新たな技術の発展などを踏まえて、高等教育に求められる人材像も常に変化していることから、「新たな評価」制度を実施するに際し、各高等教育機関は自らが掲げる養成すべき人材像とディプロマ・ポリシーを、地域のニーズや社会の要請及び国際的な要請に照らしつつ、各機関の教育理念に基づき、「学生にどのような力を身に付けてもらいたいか」「学修成果として可視化しうるものとなっているか」について改めて検討し、具体的かつ十分なものとなっているか再検証すべきである。

＜今後、さらに検討する際に考慮すべき点＞

- ・ 高等教育機関の「教育の質」を評価する、つまり「養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして学生が必要な学修成果を上げられているか」という点を可視化し、それに基づき、教育改善がなされているか」を評価するに際し、具体的にどのような基準・項目を設定するか
- ・ その際、各高等教育機関が社会から信頼と支援を得るためには、各機関で掲げる養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして、必要な知識・能力を身につけた卒業生を輩出し、社会で学修成果を十分に活用できているかという視点も必要ではないか
- ・ 「新たな評価」における法令適合性の確認の方策について、役割分担を含めてどうあるべきか

4. 評価手続【どのように評価するか】

(1) 評価結果の在り方：わかりやすく、かつ、改善につながる段階別評価

- 現在の認証評価の「適合」「不適合」という評価結果については、ほぼ全ての高等教育機関が「適合」という判定を受けている。当然、高等教育機関を称する資格を備えるべく、各機関が必要な取組を行ってきた証左である。
- 大学をはじめとする高等教育機関の役割は、学生一人一人の可能性を広げ、その資質・能力を最大限伸ばすことによって、社会の発展の原動力となる人材を育成することである。しかしながら、偏差値や立地等といった必ずしも各機関の「教育の質」とは直接的には関わりがない価値判断で社会的な評価や進路選択が行われているのが現状であり、このような現状を打破するため、その「教育の質」をわかりやすく評価し、発信する必要性は高い。
- また、段階別に評価することによって、各高等教育機関間で先進的な取組や課題を把握・共有しやすくなり、それを参考に学生が学修の成果を実感できるための高等教育機関の自己改革・自己改善の取組が進むことも期待されることから段階別評価を導入する方向で引き続き検討する。
- なお、段階別評価を行う際には、各高等教育機関の課題を追及・指摘するのではなく、各高等教育機関が自らの活動に対する自負を獲得するとともに、更なる高みを求めて自己改革を通じた「教育の質」の向上につながる評価（絶対評価）にする方向で検討する。

(2) 評価サイクル

- 評価のサイクルは、評価基準や項目及び手続の全体像を明確にした上で、評価機関の実情を加味して最終的に判断すべきであるが、医学部等は6年制課程であり、高等教育機関の教育サイクルが一回りした段階で評価を行うべきであることや国立大学法人の中期目標期間は6年のサイクルであることを考慮し、検討する。

(3) 評価手続の効率化：データベースの構築やオンラインの積極的な活用

- 評価業務の効率化に向けて、各高等教育機関が自己点検・評価の際に必要なデータを収集・入力すれば、第三者評価の際に改めて加工・再整理する必要がないよう、第三者評価の際にも評価機関が活用できるデータベースを設置する。また、そのデータベースは、高等教育機関、評価機関及び文部科学省が共有できるシステムとして整備する。
- コロナ禍において実地調査の実施が不可能であった際には、各高等教育機関から提出された資料やデータ等から教育の実情を把握し、オンラインでの面談を効果的に活用することで、学生や教職員の声も取り入れながら評価を行ってきたところである。

- このような経験を踏まえ、全ての評価で実地調査を求めることを改め、評価に当たり重要な判定を行う場合や、評価機関が社会に対してより丁寧な説明が求められる場合などの一定の条件下においては実地調査を行うこととし、それ以外については評価機関に実地調査を行うか否か委ねる方向で検討する。

＜今後、さらに検討する際に考慮すべき点＞

- ・ 段階別評価を行うのであれば、何段階で評価すべきか、また、段階別に判断をどのような考え方で行うか

5. 評価結果の公表・活用【評価結果をどのように公表・活用するか】

(1) 評価結果の公表

- 社会で求められる人材となるよう一人一人の学生の成長を促すために各高等教育機関が「教育の質」の向上に向けた取組をさらに加速させる必要がある。そのためには、第三者評価を通じて高等教育機関において学生の成長に資する取組が行われていることを明らかにするとともに、社会が理解を深め、支持を得ていくことがこれまで以上に必要である。そのためには、しかるべき主体が評価結果を一元的に公表し、フォーマット（公表内容）に統一性を持たせるとともに、一元的に公表する内容は、特に必要な内容に厳選するなど、社会が利用しやすい公表の在り方を構築する。
- また、「知の総和答申」では、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム（Univ-map（ユニマップ）（仮称））の構築が提言されており、「新たな評価」結果以外の情報公表事項（高等教育機関への進学希望者や企業等の関係者にとって有益な情報について、質向上・質保証システム部会で別途検討）と併せて公表することも検討する。
- ただし、「新たな評価」結果の公表する際には、各高等教育機関の個性・特色の明確化を図り、その多様性を明らかにするよう配慮することも必要である。

(2) 評価結果の活用の在り方

- 前述のとおり、「新たな評価」に当たっては、評価の公平性を担保するため、細目省令において必要な項目の明確化を図るとともに、評価の観点・視点等のばらつきをなくすための調整組織の設置について検討することとしている。このことを踏まえ、各高等教育機関の改善努力を後押しできるよう、評価結果を、例えば、資源配分等の国の政策に活用することも検討する。
- 良好な評価結果を受けた各高等教育機関に対しては、受審期間の延長や次回の評価における評価項目の軽減など、インセンティブの付与を検討する。

＜今後、さらに検討する際に考慮すべき点＞

- ・ 評価結果を公表するにあたり、具体的にどのような内容を含んだフォーマットにするか

6. その他

(1) 「新たな評価」と設置計画履行状況等調査の連携

- 現在伝達されている是正・改善意見のほとんどが「定員未充足への対応」「教員辞職に伴う安定的な教員組織の編制」に関する意見であり、高等教育機関の活動の改善に対して、必ずしも有益な活用がなされていないのが現状である。大学設置分科会設置計画履行状況等調査委員会においては、是正・改善意見に加え、今後の高等教育機関における教育の質向上に資する具体的な意見についても「申し送り事項」として評価機関等に伝え、評価に活用することを促す。

評価機関へのヒアリング結果

ヒアリング対象：（独）大学改革支援・学位授与機構
（公財）大学基準協会
（公財）日弁連法務研究財団

ヒアリング期間： 令和7年8月19日～令和7年8月28日

-
1. 分野別認証評価の意義について
 2. 4巡目評価における変更点について（令和2年事務連絡）
 3. 4巡目評価における変更点について（令和2年事務連絡以外）
 - 4-1. 認証評価に対する課題認識について（各論）
 - 4-2. 認証評価に対する課題認識について（総論）
 5. 評価結果のばらつきについて
 6. 重要と考える評価基準について
 7. 不要と考える評価基準について
 8. 評価機関独自の基準について
 9. 他の評価機関を参考にしているかについて
 10. 他の評価制度を参考にしているかについて

1. 分野別認証評価の意義について

法科大学院の質保証に当たって、認証評価がこれまで果たしてきた役割についてどう考えるか。
(どのようなところに法科大学院における分野別認証評価の意義があると感じているかについて)

(独)大学改革支援・学位授与機構

- 教育活動・内部質保証に対して、一定の役割を果たしてきた
- 改善を要する大学に対して、対応状況報告書を提出させることで、効果的に改善を促すことができた
- 各大学の優れた点や特色・個性を把握できた

(公財)大学基準協会

- 法科大学院基準への適合状況を総合的に判断することで、各種法令の遵守状況を確認するだけではなく、法科大学院自らの理念・目的に応じた多様な発展を支援してきた
- 各法科大学院が司法試験合格率等の情報を基に自主的・自律的に教育改善に取り組むことを求め、各法科大学院における内部質保証の取組が一定の定着を見ている

(公財)日弁連法務研究財団※

- 財団の認証評価の特徴である3日にわたる現地調査の中で、授業見学、採点答案の確認、受審校との綿密な意見交換等を実施しており、そういった点に当財団による分野別評価の意義があると考えている

※認証評価事業部事務局限りの意見となります。

2. 4巡目評価における変更点について

現在、第4巡目の法科大学院における分野別認証評価が実施されているが、「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性について」（令和2年6月17日中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会。以下「令和2年事務連絡」という。）を受けて、どのような変更を行ったか。また、未実施事項がある場合、その理由について教えていただきたい。

(独)大学改革支援・学位授与機構	(公財)大学基準協会	(公財)日弁連法務研究財団※
- 重点的な評価項目の設定 - 評価基準の簡素化 - 年次報告書の廃止 - 各大学の自己点検・評価の結果に状況に応じた評価の実施 事務連絡事項で未実施のものはない	- 形式的な評価の効率化 - 教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価 - 過去の評価結果や客観的な指標に基づく評価対象校の重点化 - 評価基準・評価資料の簡素化など	- 受審校の内部質保証の仕組みが一定程度機能し、教育の質が一定程度担保されていると認めた受審校について特色を重視した評価を行い、それ以外の受審校について通常の評価を行う運用を開始した - 現地調査前の資料開示 - 自己点検・評価報告書の簡易化 事務連絡事項で未実施のものはない ※認証評価事業部事務局限りの意見となります。

3. 4巡目評価における変更点について

第4巡目の法科大学院における分野別認証評価を実施するに当たり、令和2年事務連絡を受けた改善以外に、どのような変更を行ったか教えていただきたい。

(独)大学改革支援・学位授与機構	(公財)大学基準協会	(公財)日弁連法務研究財団※
- 会議・授業視察・意見聴取等でWebを活用 - 前回の認証評価から変更のない項目は、前回の資料や結果で代替	点検・評価報告書の根拠資料の電子データ化等の負担の軽減	- Web会議の実施 - 自己点検・評価報告書及び関連資料の提出の電子化 - 現地閲覧資料の閲覧の電子化 - 自己点検・評価報告書フォーマットの書式変更に伴う受審校の負担軽減化 等多数あり ※認証評価事業部事務局限りの意見となります。

4-1. 認証評価に対する課題認識について（各論）

評価機関が負担と感じていることがあればどのような点か。（評価者の確保、評価の実施に向けた研修、実地調査、財政面等）

(独)大学改革支援・学位授与機構	(公財)大学基準協会	(公財)日弁連法務研究財団※
- 評価委員の確保 - 実地調査は、対面だから分かる観点もあるため、要否の意見は分かれるところ	- 評価委員の確保 - 評価者研修の実施 - 財政面の確保	評価員の確保（ジェンダー、年齢、研究者・実務家のバランス保持の観点） ※認証評価事業部事務局限りの意見となります。

4-2. 認証評価に対する課題認識について（総論）

4-1のほか、総論として、課題認識があれば教えていただきたい。

(独)大学改革支援・学位授与機構	(公財)大学基準協会	(公財)日弁連法務研究財団
- 内部質保証は引き続き評価すべき - 評価結果に応じて調査項目を簡易化することも考えられる	- 評価の簡易化・スリム化 - 大学側の負担軽減	-

5. 評価結果のばらつきについて

現状の認証評価において評価機関内においてもばらつきがあるとの指摘があるが、この点について問題意識があるか教えていただきたい。もし、問題意識を持っている場合、対応策として講じていること、もしくは、解決方法として検討している点があれば教えていただきたい。

(独)大学改革支援・学位授与機構	(公財)大学基準協会	(公財)日弁連法務研究財団※
- 評価部会・運営連絡会議において横並びを確認することで、ばらつきを抑制している - 評価委員が評価した内容を事務方が評価結果の原案として取りまとめることにより、横並びの確認ができている	どのような場合に不適合判定となるかを具体化して公表することが重要であると考えており、この点については第5巡目のサイクル移行時に着手したいと考えている	- 受審校から、評価にばらつきがあると指摘を受けた事実はない(現地調査において、受審校の教育の在り方を重視した調査を行っているため、場面によって質問事項が異なることはあり得るが、それは必要なことであると認識している) - ばらつき防止のための対策としては、年次・サイクルごとに評価委員会、認証評価会議で横並びの確認をしている ※認証評価事業部事務局限りの意見となります。

6. 重要と考える評価基準について

法科大学院の質保証に当たって、重要な分野別認証評価基準はどの点と考えるか教えていただきたい。

(独)大学改革支援・学位授与機構	(公財)大学基準協会	(公財)日弁連法務研究財団※
「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性」において、「実質的かつ重点的な評価を行うべき項目の例(※1)」で示された項目。 - 図書資料・教員人事・予算配分等は、法科大学院の体制整備の一環として重要	「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性」において、「実質的かつ重点的な評価を行うべき項目の例」として示された4点(※1)はいずれも重要 - このほか、法科大学院の理念に基づく教育を、各大学のポリシーに基づいて実施できているか等に係る評価も重視すべき	基準は、法令由来基準、追加基準A、追加基準B(※2)の3つに分類し、法令由来基準・追加基準Aを重要視し、1つでも満たさないものがあつた場合は不適合と判断している ※認証評価事業部事務局限りの意見となります。

(※1)

- ・入学者選抜における適正及び能力の評価等及び判定
- ・論述の能力を含む法曹に必要な学識等の涵養に向けた授業の方法
- ・学修の成果に係る評価や修了の認定
- ・認定法曹養成連携協定において連携法科大学院が行うこととされている事項の実施状況

(※2)

- 法令由来基準 : 設置基準等の法令に由来する評価基準
 追加基準A : 法令由来基準以外で重要な評価基準
 追加基準B : 法令由来基準及び追加基準A以外で充足すべき評価基準

7. 不要と考える評価基準について

優先度が低い（不要）と感じる分野別認証評価基準があれば、教えていただきたい。

(独)大学改革支援・学位授与機構	(公財)大学基準協会	(公財)日弁連法務研究財団※
- 機関別認証評価と重複する項目（施設設備・学生支援等） - 実務家教員を専任教員等と同様の並びで評価する必要があるかは検討の余地がある	重複感のある評価基準については、整理の可能性が考えられる	必要な基準に基づき評価を行っているため、不要な基準があると考えていない。 ※認証評価事業部事務局限りの意見となります。

8. 評価機関独自の基準について

現行の法科大学院に係る分野別認証評価基準として、認証評価機関独自の評価基準・項目をどのように設定しているのか教えていただきたい。（理念・目的・評価機関内プロセス等）

(独)大学改革支援・学位授与機構	(公財)大学基準協会	(公財)日弁連法務研究財団※
関係法令(細目省令だけでなく、連携法、学校教育法、設置基準等)に規定されている事項のみ設定している	- 法科大学院基準は法令要件のみならず、各法科大学院の理念・目的に沿った取組や内部質保証を重視するよう設定しているため、細目省令に合致しない評価項目が含まれている - また、各種施行通知も参考にしている	- 連携法・設置基準等に加えて、当財団が法曹養成教育に必要なかつ有益と考える基準を含めている - 具体的には、法曹に必要なマインドスキルの養成などを独立の基準としている ※認証評価事業部事務局限りの意見となります。

9. 他の評価機関を参考にしているかについて

分野別認証評価基準や、評価の方法について他の評価機関のものを参考にしたり、意見交換等を実施しているか教えていただきたい。もし意見交換等を実施している場合、その結果対応したことがあれば教えていただきたい。

(独)大学改革支援・学位授与機構	(公財)大学基準協会	(公財)日弁連法務研究財団※
- 参考にしていない - 評価機関ごとに評価に対するスタンスが異なるため、協議を行うことは難しいと考える	評価基準の改正時においては、他の認証評価機関の評価基準や評価方法に加え、各種様式等を参考とする、他の認証評価機関の説明会に参加するなどの取組を行っている	実施していない ※認証評価事業部事務局限りの意見となります。

10. 他の評価制度を参考にしているかについて

法科大学院公的支援見直し・加算プログラムの評価結果を参照するなど、他の評価を参考にしていることがあれば教えていただきたい。

(独)大学改革支援・学位授与機構	(公財)大学基準協会	(公財)日弁連法務研究財団※
行っていない	行っていないが、大学が提出する点検・評価報告書の中で言及があれば、適宜その内容を参考にしている	行っていない ※認証評価事業部事務局限りの意見となります。

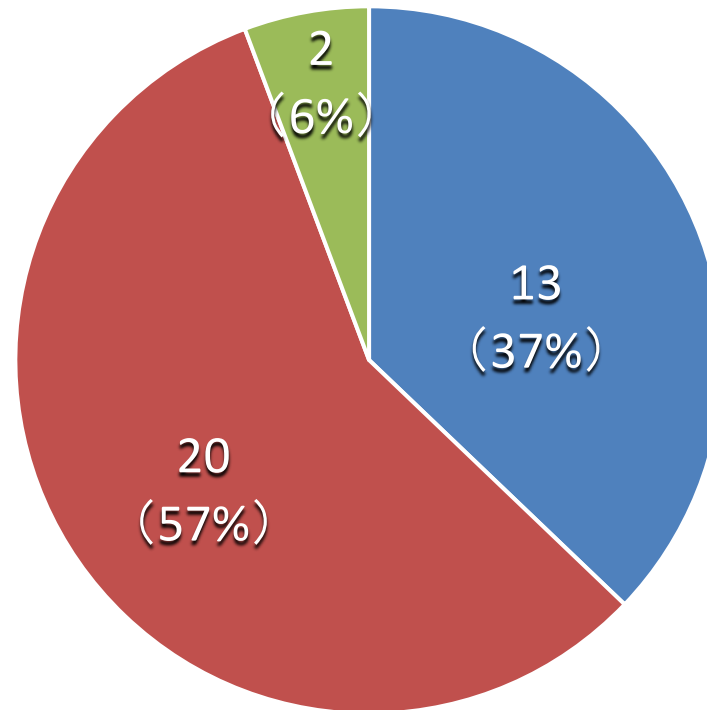
法科大学院へのアンケート結果

集計対象 : 分野別認証評価を受審する法科大学院 (35校)
調査期間 : 令和7年7月29日～令和7年8月26日

-
1. 分野別認証評価の有益性について
 2. 分野別認証評価機関を選択する観点について
 3. 評価結果の活用方法について
 4. 評価結果を踏まえ対応した事項について
 5. 分野別認証評価に関する課題について
 6. 今後も必要だと考える評価項目について
 7. 不要だと考える評価項目について
 8. 評価結果を踏まえた優遇策や指導方策について
-

1-1. 分野別認証評価の有益性について

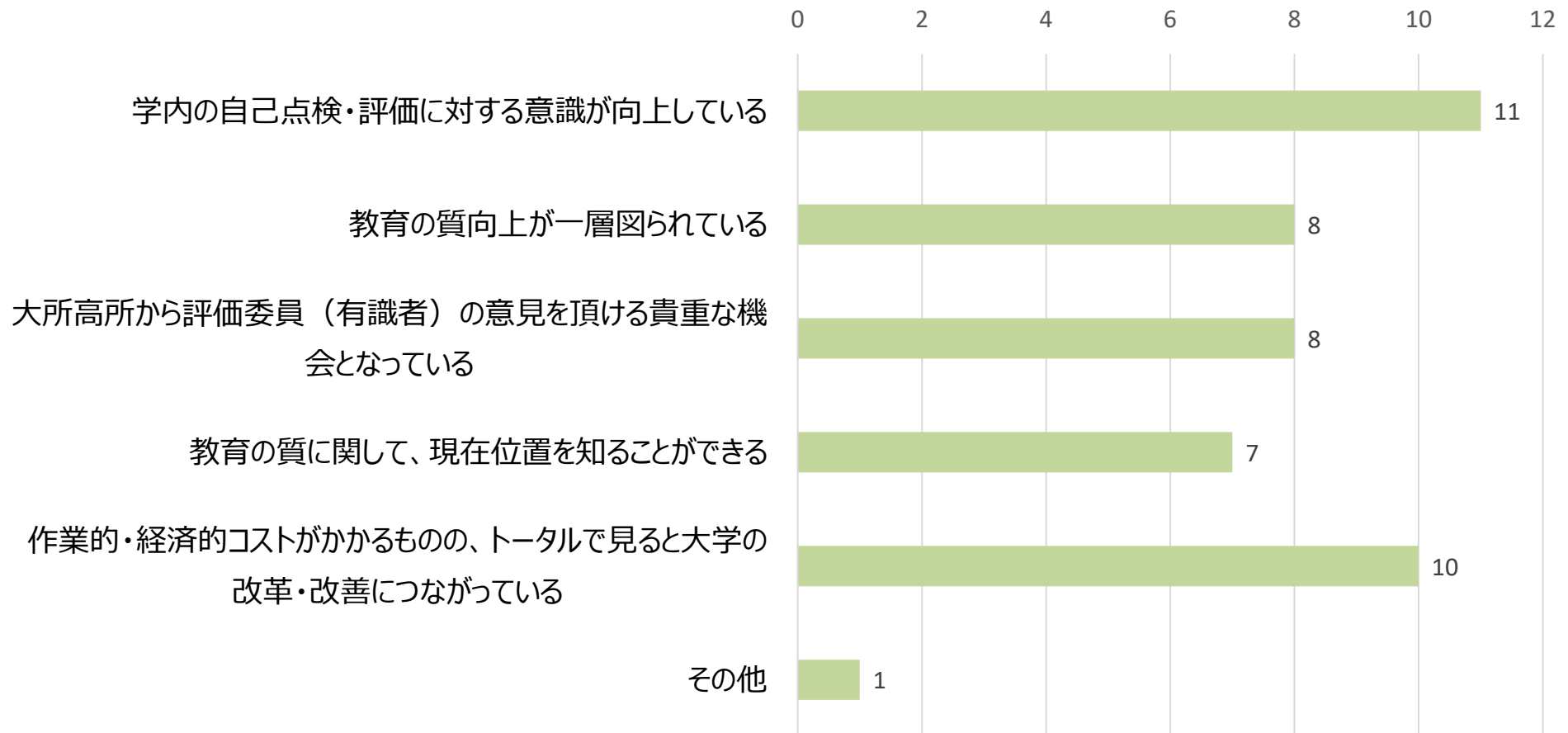
現状の分野別認証評価が貴学の改革・改善に有益であると感じますか。



- 有益である
- どちらとも言えない（「一定の有益性はあるものの、作業的なコスト等が過多であるため、トータルで見ると有益とはいえない」等を含む。）
- 有益ではない

1-2. 分野別認証評価の有益性について

どのような点が有益だと感じていますか。(1-1.で「有益である」と回答した場合、複数選択可)

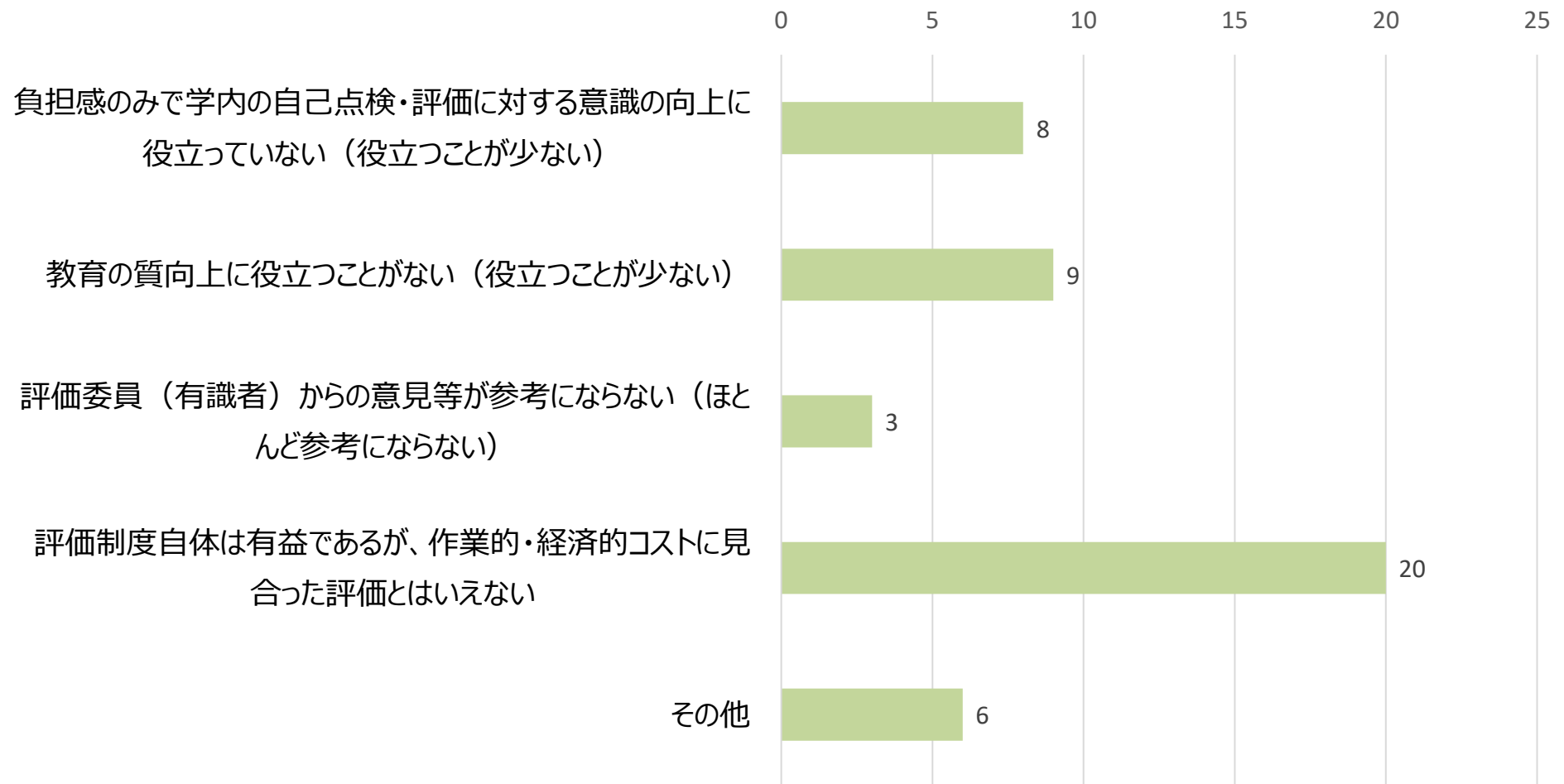


■ その他の内容

○学内の反対意見に対して、一定の方針を執行する理由となる。

1-3. 分野別認証評価の有益性について

どのような点が有益ではない(どちらとも言えない)と感じていますか。
(1-1.で「どちらとも言えない」または「有益ではない」と回答した場合、複数選択可)



1-3. 分野別認証評価の有益性について（続き）

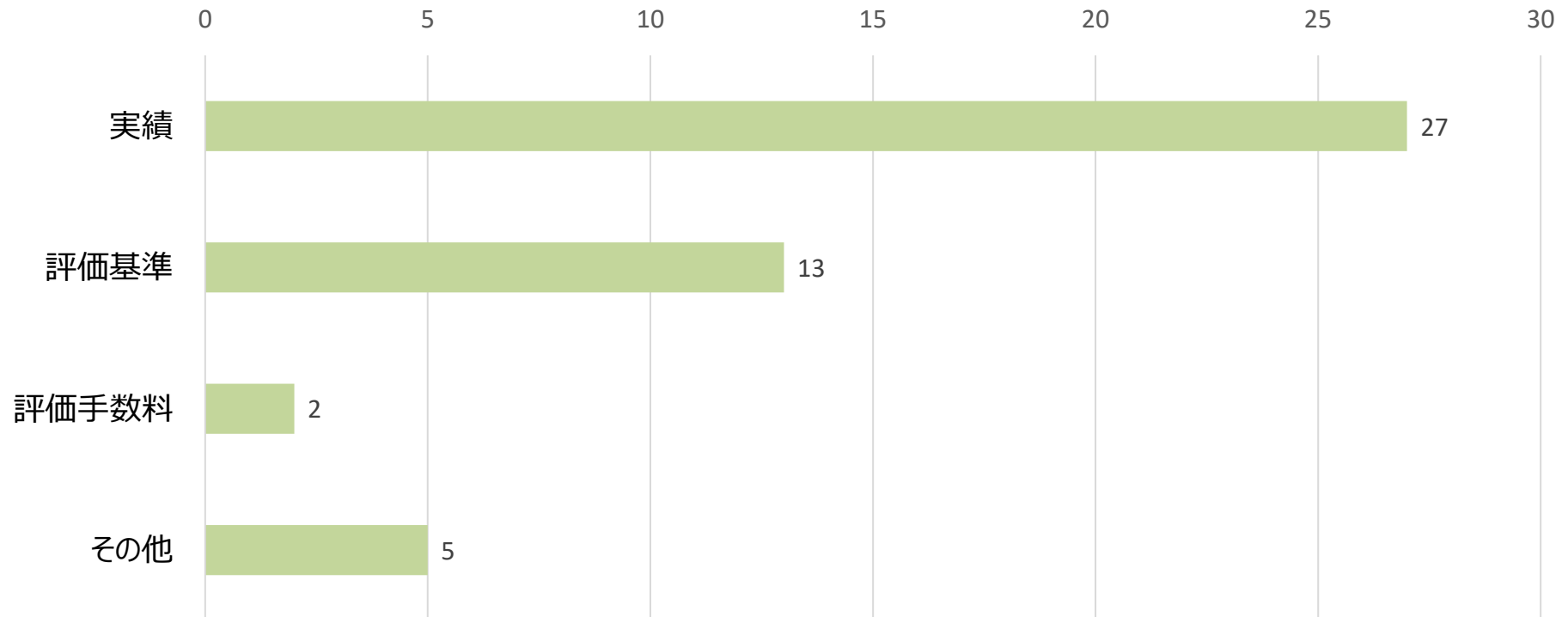
どのような点が有益ではない（どちらとも言えない）と感じていますか。
（1-1.で「どちらとも言えない」または「有益ではない」と回答した場合必須、複数選択可）

■ その他の内容（抜粋）

- 現地調査の際、評価委員の個人的な見解を前面に出して評価項目を実質的に追加することがある。評価である以上、委員の個性が反映されるのはやむを得ないところではあるが、評価項目については大学間で差異が生じないようにする必要がある。
- 評価者とのコミュニケーションが拒まれる上、一方的な評価を受け容れざるを得ないことに対するストレスが大きい。
- 評価のための資料を教員全員で作成するわけにもいかず、一部の教員のみにも過重な負担がかかっている。そのためか、教員全体の意識の向上に全くつながっていない。
- 自己点検評価書を基盤とする現行の評価構造については、形式主義に陥る傾向が内在しているとの指摘があり得る。具体的には、以下の点が認められる。
 - ・記述の表現力や叙述の巧拙によって、評価が左右される傾向がある。
 - ・記述の分量や定型的な記載によって、実質的な検証が十分に行われにくい状況が見受けられる。
 - ・評価結果が一般論的・抽象的にとどまる場合が多く、次の段階に資する具体的な改善策の提示が必ずしも容易ではない。
- 機関別認証評価と法科大学院認証評価とで評価基準の考え方が異なる場合、特に全学的な対応が必要な事項について、学内の理解・協力が得られ難く対応に苦慮する。

2. 分野別認証評価機関を選択する観点について

分野別認証評価機関をどのような観点で選択していますか。（複数選択可）

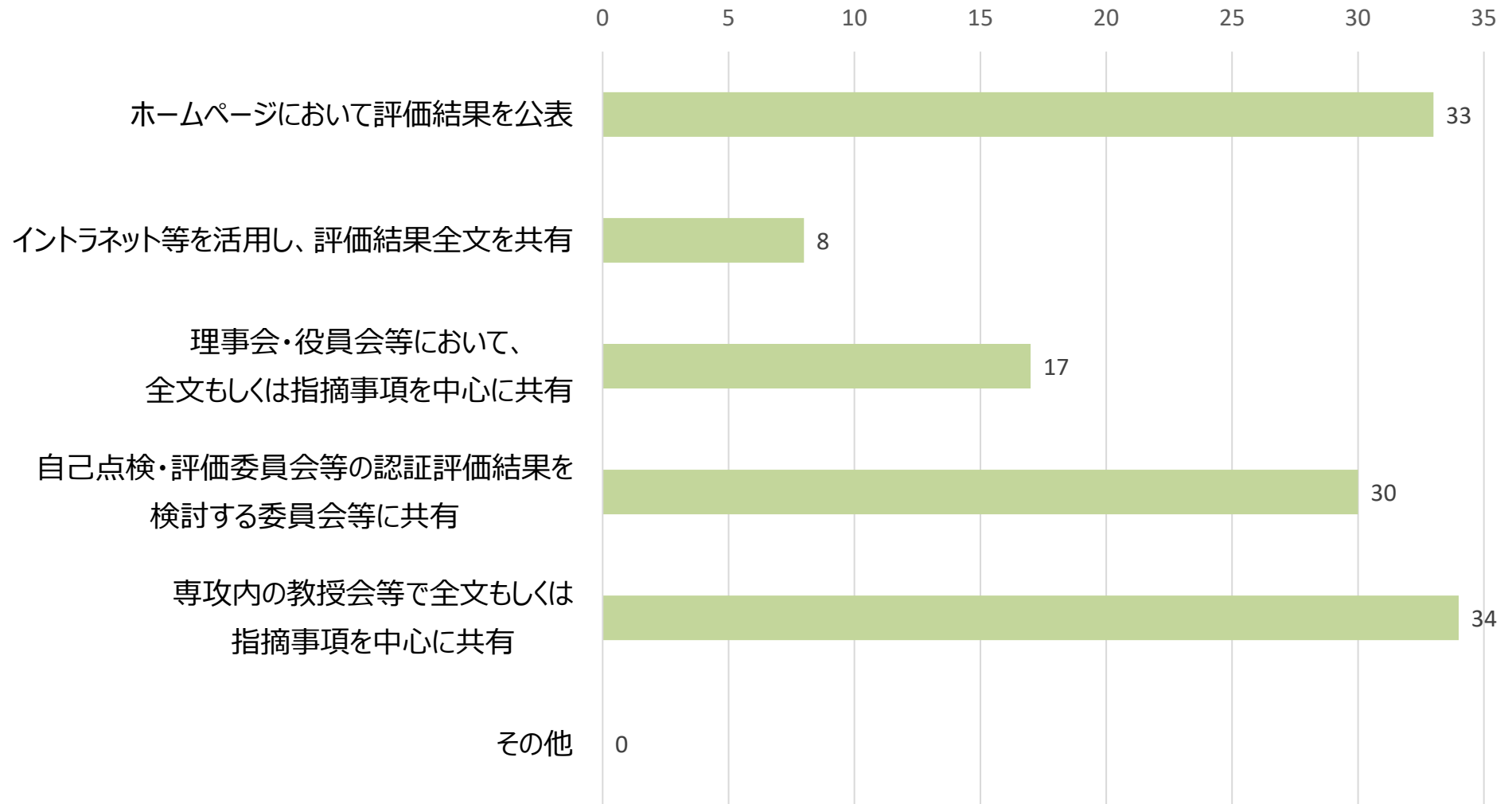


■ その他の内容

- 過去に評価を依頼した機関など、継続性の観点（4大学）
- 機関別評価機関と同一機関

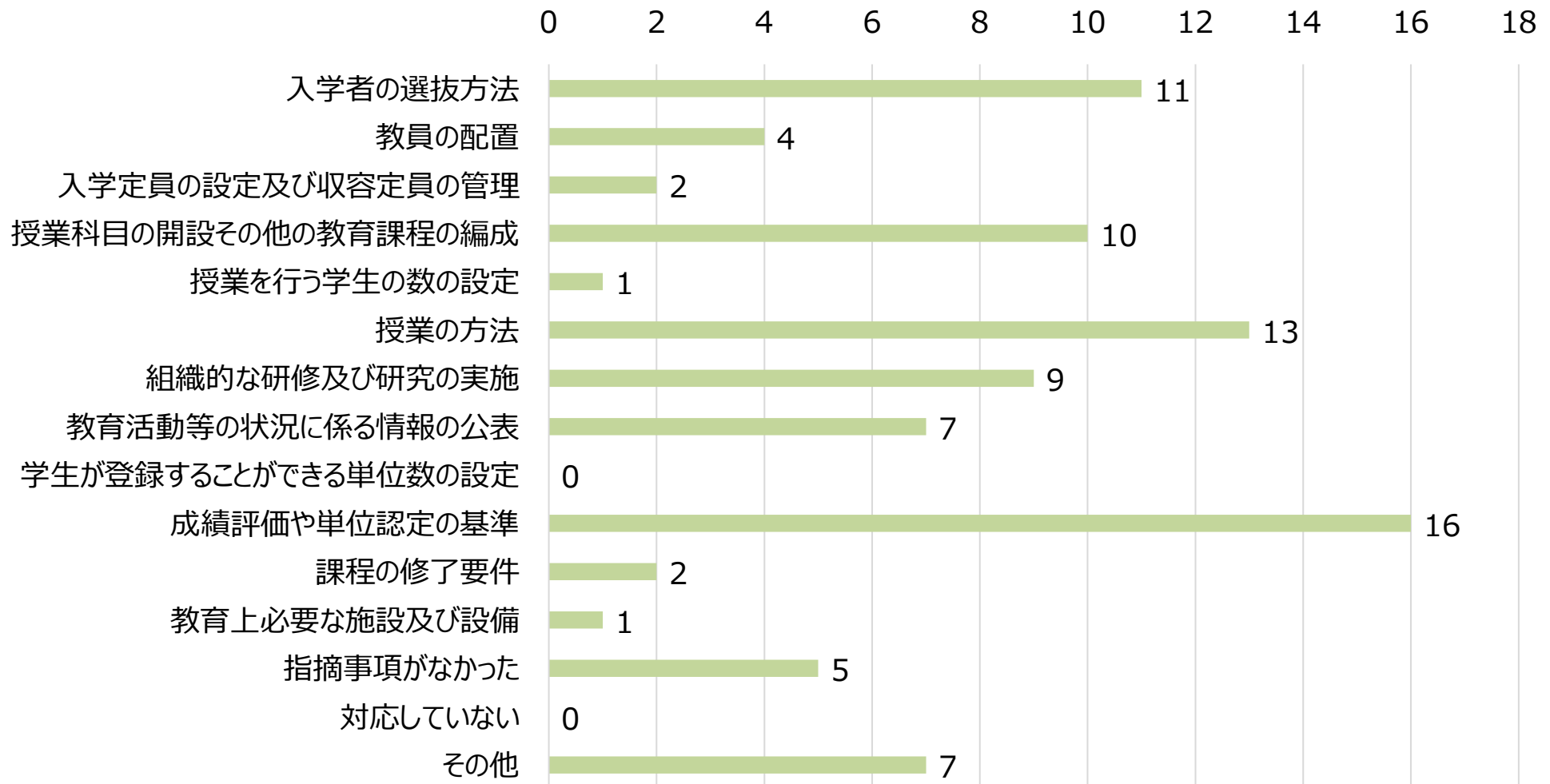
3. 評価結果の活用方法について

直近の分野別認証評価結果（指摘事項含む）をどのように活用しましたか。（複数選択可）



4. 評価結果を踏まえ対応した事項について

直近の分野別認証評価結果（指摘事項）を踏まえ、対応した事項について教えてください。
（複数選択可）



4. 評価結果を踏まえ対応した事項について（続き）

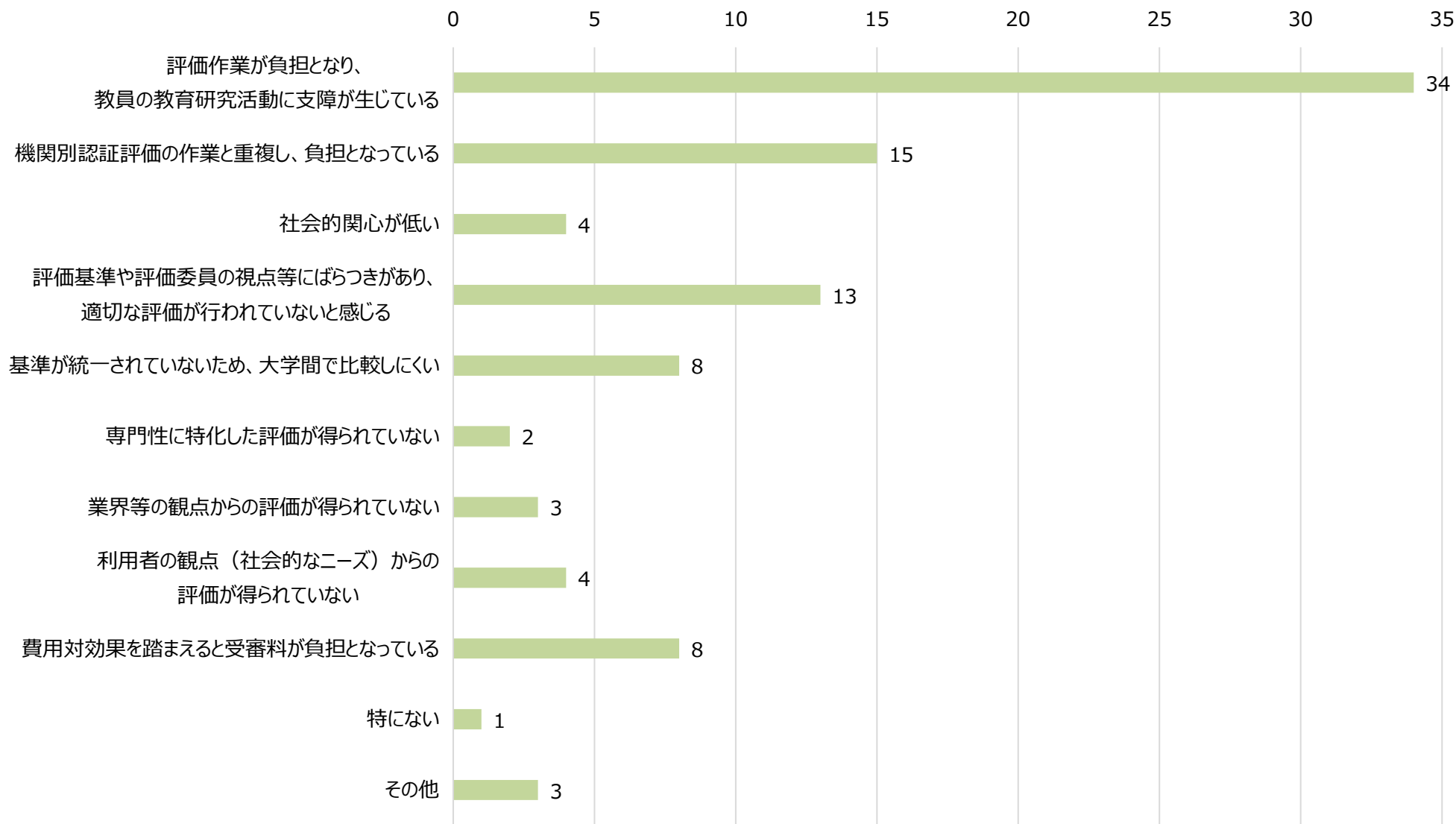
直近の分野別認証評価結果（指摘事項）を踏まえ、対応した事項について教えてください。
（複数選択可）

■ その他の内容

- 「成績評価等に関する申し合わせ」を改正した。これにより試験以外の考慮要素についても留意して、客観的かつ厳格な成績評価を行うことをより一層徹底した。またその点を、事後的にも確認した
- 学位授与方針の明確化
- 進級基準の一部変更
- 各種規程類の整備
- 認証評価結果を踏まえ、問題意識を共有し、必要に応じて意見交換を行った
- 在学中受験のための要件緩和
- 実際に実施されている1回当たりの授業時間及び授業回数が、当該規則における規定内容と整合していない旨の指摘を踏まえ、授業の実態に即して規定内容を改正した

5. 分野別認証評価に関する課題について

現状の分野別認証評価において課題であると感じる事項について教えてください。（複数選択可）



5. 分野別認証評価に関する課題について（続き）

現状の分野別認証評価において課題であると感じる事項について教えてください。（複数選択可）

■ その他の内容（抜粋）

- 専門職大学院設置基準においては、一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることが基本とされているが、参加学生数の規模が大きくても、各科目の特性等に応じて、十分な教育成果があると判断できる場合もあると思われるので、当該基準の見直しも含め、より柔軟な授業形態・方法の評価のあり方について検討いただきたい。
- 過去に指摘されていなかったことを突然指摘された。
- 機関別認証評価との基準の整合性。

6. 今後も必要だと考える評価項目について

法科大学院の質保証に当たり、今後も必要だと考える評価項目があれば教えてください。
可能であれば、その理由も教えてください。【自由記述】

(回答抜粋)

- 「**認定法曹養成連携協定において連携法科大学院が行うこととされている事項の実施状況**」については、法曹コースとの連携が制度の柱となっているため、その実効性を評価していくことは重要。
- 教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価項目**については、法科大学院を設置する意義や社会的評価の指標となるものであるため、今後も必要であると考えます。
- 既存の評価項目自体は、質保証のために今後も必要だと考えられる。しかし、作業的なコストや事務的な負担は無視できないところであり、これらを軽減するための方策を講じる必要がある。例えば、**評価項目を統合・簡略化**すること、**根拠資料・データを最低限のもの**にすること、機関別認証評価の受審を免除すること、等が考えられるのではないかと。
- 教育内容・方法とその水準の適正**（質保証にとって基本的な項目であるから）。
- 社会人学生を多数受け入れるとともに、未修者教育にも力を入れており(実際にそのような学生が優秀な成績を修めて在学中に司法試験に合格するなどしている。),「社会人や他学部出身者など多様なバックグラウンドを有する有為な人材に法曹を目指す環境を提供するとともに、質の高い未修者教育を実現する」という法科大学院を中核とする法曹養成制度改革の趣旨に沿った取り組みをしている。そのような取り組みが正当に評価されるようにしてほしい。少なくとも、**司法試験合格者数や合格率が平均を下回ったからといって直ちに低い評価となるような運用はしない**でほしい。

7. 不要だと考える評価項目について

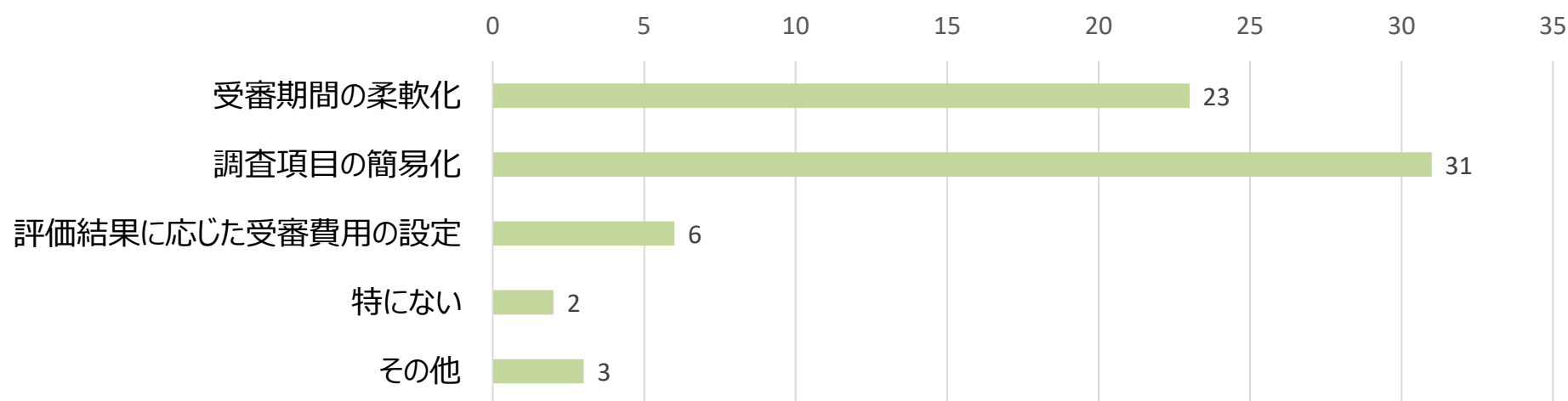
法科大学院の質保証に当たり、不要だと考える評価項目があれば教えてください。可能であれば、その理由も教えてください。【自由記述】

(回答抜粋)

- 教育の内容のうち、その意義や実効性が明らかではない「**授業の人数**」などの形式的なもの。
- 学生の多様な在り方を排除し、事情（家族のケアラーである、在学中に出産した、等）がありつつも勉学しようという意欲のある学生を不利益に扱うことを意味こととなるような、**標準年限修了率や原級留置率等を数値のみで判断する項目**。
- 評価者による法令の理解・解釈が、評価の現場に大きな影響を与えている。各評価者による法令の理解・解釈は、事前打ち合わせ等でなければ明らかにならないことが多く、評価者による解釈に違いも見られ、また、評価者・被評価者という関係上、評価者による解釈への異論が実質的に許されないという構造もあり、現場の混乱や負担感の原因になっているような**評価者による解釈の余地が大きい項目**。
- 教員の授業担当単位数の制限（数値による判断では実質的負担を計量できないから）
- 概括的抽象的で評価委員の裁量の幅が過大であり統一方針が不明である。
- 大まかな枠組みが整備されておりかつ成果も上がっている事項について、さらに**詳細な規程の作成を形式的に求めることとなる項目全般**。
- 大学全体の認証評価との重複がある**ので、より厳格になされている法科大学院の認証評価に一本化し、大学全体の認証評価においては法科大学院は対象外とすることを明確にする必要がある。これがなされていないため、大学本部から、法科大学院の認証評価基準に抵触するのではないかと思われる依頼を受けることがある。
- 重複感のある項目**に関する整理統合

8. 評価結果を踏まえた優遇策や指導方策について

令和2年中教審事務連絡(「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性について」(令和2年6月17日))においては、優れた評価を受けた法科大学院に対する措置や課題があると評価された法科大学院に応じて、メリハリある措置を行うことについて指摘されていました。優れた評価を受けた場合・課題があるとの評価を受けた場合の優遇策や指導方策等について要望があれば教えてください。(複数選択可)



■ その他の内容

- 良好な評価を得た場合は、次回までの期間延長（例：7～10年）を希望。
- 法科大学院設立から20年を経たなか、重要とされてきた評価項目（研究者と実務家教員との協同・理論と実務の架橋等）を強調しすぎることがないように、各大学の教育内容の取り組みに一定の裁量を認めて頂きたい。
- 直近の認証評価でB評価以上の評価を受けた項目は簡易な審査、C以下の評価を受けた項目は通常の審査を行うなど、評価項目ごとにメリハリある措置が行われることが望ましい。

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 第13期の審議に関する主な論点について

審議に当たっての基本認識

- 法科大学院開設から20年を迎える中、法科大学院教育を取り巻く状況は転換期を迎えた。今後は、これまでのように質の確保に特化した議論のみではなく、現在の入学定員総数の管理を前提とし、プロセスとしての法曹養成制度の中核的な機関として、各法科大学院が高い教育力を有しながら、これまで培ってきた特色・魅力の更なる伸長を図っていくことができるよう、法科大学院教育の改善・充実方策を検討する必要があること。
- 令和元年制度改正について、令和5年に、司法試験の在学中受験が実施され、法曹コース出身の法科大学院修了生が輩出されたことで、いわば制度の完成年度を迎えたが、引き続き、令和元年制度改正の成果と課題の把握及び分析を行っていく必要があること。
- 前期までの審議を踏まえ、質確保と負担軽減のバランスを踏まえた新たな評価制度への移行を念頭に置いた法科大学院に係る認証評価制度や、地方の司法を支える人材の養成について、検討する必要があること。また、多様な法曹志願者の確保や未修者教育の充実、教員（研究者）の確保に係る取組等の諸課題についても、検討する必要があること。

個別の論点

【前半で特に議論いただきたい論点】

（1）法科大学院に係る評価制度等について

- 中央教育審議会の答申において、現行の認証評価制度を新たな評価制度へ移行することを提言しているが、今後の全体の議論も踏まえつつ、法科大学院における分野別認証評価の意義や必要性、改善すべき点等について、どのようなものが考えられるか。
- 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムについては、令和6年度より新たに5年間の取組が開始されたところであるが、今後、法科大学院教育の振興を図るよう機能していくためには、新たな評価制度との関係性も考慮しつつ、どのような仕組みとすべきか。また、今後、重点的に振興していく取組内容としては、どのようなものが考えられるか。

（２）地方の司法を支える人材の養成について

- 地域の自治体や法曹界、産業界との連携、複数の法科大学院との連携等、各法科大学院において取組が進められているが、これに対応するための更なる方策として、どのようなものが考えられるか。

【後半で特に議論いただきたい論点】

（３）令和元年制度改正の運用状況の把握・分析について

- 法曹コースの運用について、連携協定の効果を具体的にどのように教育課程・教育内容に反映させ、コースの充実を図っているか。特に、複数の連携協定を締結している法曹コースにおいては、どのように複数の連携協定の効果を教育課程・教育内容に反映しているか。
- 法曹コースから法科大学院へ進学した学生は、法科大学院教育と円滑に接続等できているか。特に、連携協定を締結している法科大学院への進学に当たっては、特別選抜を経ることができることとされているが、法科大学院側からして、実際にどのような成果・課題が生じているか。
- 特別選抜のうち、特に開放型選抜の実施について、法曹コース側、法科大学院側からして、実際にどのような成果・課題が生じているか。
- 在学中受験の実施について、学生の受験志向の変化や法科大学院教育への影響など、どのような変化や影響が生じているか。

（４）法科大学院教育の改善・充実、特色・魅力の伸長等について

- 各法科大学院が高い教育力を有しながら、これまで培ってきた特色・魅力の更なる伸長を図っていくことが必要であるが、各法科大学院が持続可能な形で取組を進めていくためには、どのような点に留意する必要があると考えられるか。
- 多様なバックグラウンドを有する法曹の輩出に向け、多様な法曹志願者の確保や未修者教育は重要であり、これまでも様々な議論が行われてきたところであるが、今後、未修者教育を更に充実させ、実効性のあるものとするための方策としてどのようなものが考えられるか。
- 法科大学院教育の継続性・発展性の観点から、法科大学院教育を担う教員（研究者）の養成・確保は重要であるが、博士課程との接続等、これに対応するための方策としてどのようなものが考えられるか。

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第 120 回） における委員の主な御意見

＜全体的な論点＞

- 修了生の意見等を聴いて制度改善に生かしていくことをより一層進めると有益ではないか。
- 法曹に対する社会の多様なニーズに応える教育ができるよう、新たに意欲的な教育的取組を行っていくことが可能となるような、人的体制とそれを支える財政的基盤が必要。
- 「合格率」と「目指すべき教育」の実現のバランスをどう取るか、改革から 20 年が経過した今、改めて振り返ってみななければいけないのではないか。

＜評価制度＞

- 各大学の実情に合わせた個別的な審査の必要性を実感している。地方の小規模校の中には、司法試験の合格率につながらないけれども、魅力のある取組を行っている法科大学院もあり、そういった取組をしっかりと積極的評価できるような評価の在り方があってもよいと考える。
- 法科大学院の研究者教員が評価者を務めている場合が多く、研究者教員の業務負担の多寡に関わるものである。研究者の養成・確保とも深い関わりがあり、こうした観点からも、評価の軽量化・合理化が重要ではないか。
- 受審側の負担は大きく、加算プログラム等他の評価に係る審査との重複感もある。また、審査側・受審側双方において、形式的な行動をとることが多い。法科大学院においては、質保証のための取組を様々行っているため、教育課程連携協議会から外部の意見を聴いたり、専門的な知見を有する方のコメントをいただいたりするなど、より合理的で効率的な評価の在り方を模索すべきではないか。
- 法科大学院では、早くから質の向上・規模の適正化に取り組んできた歴史があるので、法科大学院において行われる新しい評価制度の目的や意義をどこに求めるのかを明確に整理しておく必要がある。
- 評価の項目や手法、活用の仕方について、加算プログラムと棲み分けて制度設計しなければ、関係者に受け入れられづらいのではないか。
- 地理的アクセス確保の観点から、地方の司法を支える人材の観点を新しい評価制度の重要な目的や意義として位置付けるということが考え得るのではないか。
- 共感力やマインドなど学力では測れないことが実務家においては重要な資質であり、評価制度の項目や手法を考える際に、そうした観点で取組を評価・支援することができないか。
- 認証評価は大学側の負担が大きいと、良い評価が出れば次の認証評価まで 7 年・10 年など受審期間が空く形にしていただければありがたい。教育内容等については、法科

大学院にある程度の裁量を認めてもよいのではないか。

- 負担の軽減、学生の声・満足度の反映、評価結果が入学先を選ぶ際の指標になるような発表の方法など、十分な改善が必要であろう。
- 現場での負担の軽減ということもさることながら、専門職大学院である法科大学院の教育の質とは何かという、根源的な議論が必要ではないか。
- 評価者が教員でないため、なぜ評価に必要なのか分からないデータ・文書を作らされるなど負担感が大きい。
- 一般に大学に対して、社会は定性的評価を求めておらず、定量的なもの（法科大学院であれば司法試験合格率）が一番重要な評価指標とされているのではないか。評価制度に安易な期待をせず、慎重に導入することが必要。
- 評価制度に関しては、学生・社会から求められる教育の最低限の質を担保するということに目的があるところ、当該目的を達成するのに必要かつ十分に簡素な制度の構築が必要となると考える。法科大学院は、出口における競争にさらされており、その中で質の担保が自然と行われている部分もあることを踏まえ、各法科大学院の自然な取組が自然な形で評価されることが理想である。

＜加算プログラム＞

- 法科大学院制度全体として全体最適になるように各法科大学院がそれぞれメリハリをつけた取組を行いながらも、例えば文科省において、今ここが足りないからここについては手を挙げていただくなど、法科大学院を誘導・支援することができるといいのではないか。
- 加算部分も結局は司法試験の合格に関する評価であり、基礎部分と重複して評価されていると感じており、評価に関しては学生の成長や修了生の活躍の評価など裾野を広げていくことが大事ではないか。
- 法曹を安定的に輩出するためには、今後も修了者数を大きく減らさないようにしなければならず、そのためには、法科大学院間での格差を縮小する方向で施策を講じていく必要があるため、加算プログラムについては、そのような方向で仕組みの見直しを図るべきではないか。
- 法科大学院の修了生に必要なリカレント教育と、法科大学院に必要な研究者・教員養成の2つを加算プログラムの対象としてはいかがか。

＜地方の司法を支える法曹の養成＞

- 法科大学院と法科大学院のない地域の学部との連携・協定、入試における地方枠の成果等を今後より広く調査していけるとよいのではないか。
- 多くの地方の単位会で新規登録者が減少している。担い手の減少は、地域の司法アクセスへの機会の減少に直結するため、大都市への集中は非常に大きな問題であり、取組を考えていく必要がある。

- 地方の学生が現在の住居を離れて法科大学院に入学するのはハードルが高いので、オンラインや通信教育による科目履修などを活用し、入学後に単位取得を認めるという制度が可能であればよいのではないかな。
- 法曹のみならず、地方自治体や産業界とも連携して、地域の法曹の在り方、職域拡大を含めた法曹全体に対するニーズの状況、法曹の就職・転職の動向などをデータや情報を踏まえて、適切に施策を講じていく必要がある。
- 弁護士の「地域偏在」は深刻であり、法科大学院としてこの問題にどう向き合うか、どう対応していくのかも論点になる。
- 必要とする方に必要とする法的支援が届かない社会ではいけない一方で、人口が減ると法的需要も減るという見方もあり、現状把握をしっかりとっていくことが必要になるのではないかな。

＜令和元年改正（法曹コース・在学中受験）＞

- 大学院部会では日本人学生の大学院進学に係る課題を議論しているが、法曹コースの「3+2」が参考にならないかという話もあり、人社系大学院の課題を考える上でも重要な取組だと思う。
- 在学中受験の導入により、司法試験後の秋学期の講義として、司法試験に関わらない内容の授業や実務との架け橋となる授業を設置することで、各校の特色を出せるのではないかな。
- 複数の連携協定を提携している法曹コースにおける連携協定の教育課程等への反映、特別選抜（特に開放型選抜）の実施に係る成果・課題については、法曹コースの教育の質保証も含めて議論を重ねなければいけない。
- 法科大学院側が履修者の数を限定しなければいけない等の事情により、法曹コースの学生が連携先の法科大学院の授業を聴講したり、履修したりすることについてはハードルが依然としてある。法曹コースの学生の履修枠を取っておき、法科大学院で開放されている科目を一部早期に履修させるなど柔軟化することによって、3+2のメリットを生かせるのではないかな。
- 在学中受験の導入によって、学内に合格者・不合格者・在学中受験をしなかった者が混在することになり、一部に課題も生じている。在学中に合格に至らなかった学生のフォローアップ等について、知見の共有を始めていく必要があるのではないかな。
- 在学中受験制度によって、在学期間の最後の半年間は試験のプレッシャーを比較的感じずに卒業後にどのように社会に貢献することができるのかということを見つめることが可能な時期となった。その時期に、若手の担い手が不足していると言われる範囲についても知見を深め、視野を広げる機会があれば、より社会に対して総合的に貢献する人材を輩出することができる法科大学院になるのではないかな。
- 令和元年度改正（3+2・在学中受験）が法科大学院の教育、学生の動向にどのような影響を与えているかについて、引き続き注視が必要である。合格率が比較的好調である

一方、その裏側に何があるのかということを注視していく必要がある。

＜未修者教育の充実＞

- 未修者教育の取組の経過については、留年率や標準修了年数・修了率も一つの目安となるが、重要なのは最終的に司法試験に合格できるかということであり、令和元年度修了者の合格率は56.9%に上昇しているため、未修者教育への取組の成果が出ていると見ることはできるのではないかと。
- 共通到達度確認試験は、方法・実施主体・財政的な課題など検討を要することが様々あり、特に財政面での自走を考えていく必要がある。
- 1年間で既修者に追いつかせるのは必ずしも容易ではない場合があるということを踏まえ、ゆっくり勉強したい方にはそれに合わせた教育、直ちに既修者に追いつく能力や意欲がある方はそれを支援するという、多様な支援が重要だと思う。

＜教員（研究者）の養成・確保＞

- 法科大学院制度の安定性や特色が機能している中で、それを支える教員が足りないという危機感がある。法科大学院出身の研究者に関するデータや、研究者となるためにどのようなルートがうまく機能しているかという実情を把握できるとよい。法科大学院と博士課程との接続だけではなく、一度実務に出てから研究者として戻ってくるプロセスも注目すべきでないか。
- 法曹は生涯にわたって能力向上が求められるところ、その勉学の間としては、法科大学院というよりそれ以外の大学院、法学研究科であると考えられる。大学が実務法曹と一定のやりとりをしながら、新しい知を継続的に生み出していくサイクルというのを作ることが重要であり、そうした中で自然と研究者養成にもつなげていけるような体制が構築できれば望ましいのではないかと。

＜その他法科大学院の特色・魅力＞

（グローバル化）

- 国際分野についても魅力ある大学院の取組という点では重要。

第 13 期中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会委員名簿

臨時委員：令和 7 年 6 月 13 日発令

専門委員：令和 7 年 6 月 16 日発令

※笠井委員：令和 7 年 4 月 24 日発令

※神渡委員：令和 7 年 9 月 26 日発令

(臨時委員) 1 名

佐久間 淳 一 名古屋大学副総長・教授、東海国立大学機構機構長補佐

(専門委員) 19 名

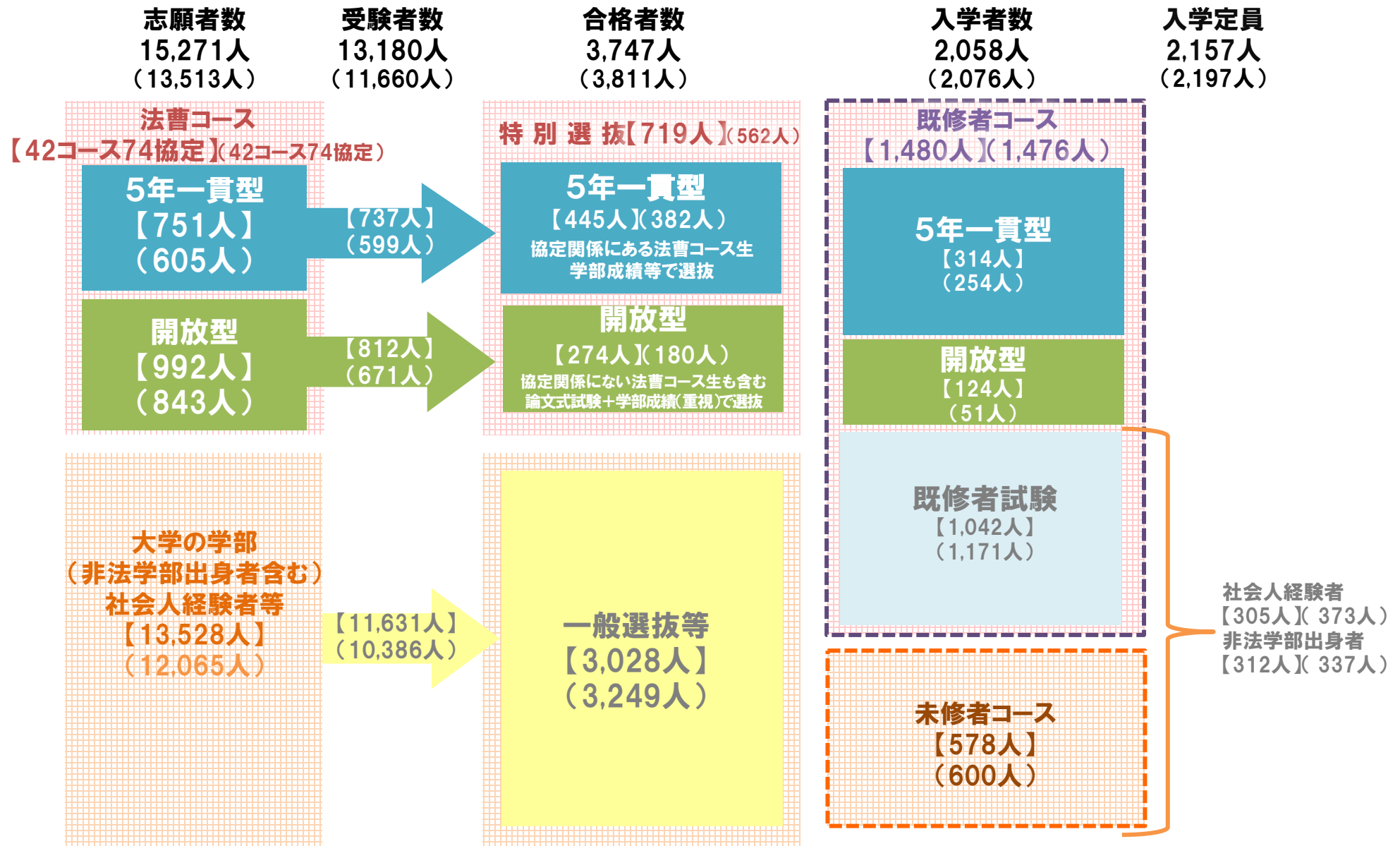
青 竹 美 佳	大阪大学大学院高等司法研究科教授
石 井 芳 明	司法研修所事務局長
大 貫 裕 之	学校法人中央大学常任理事、中央大学大学院法務研究科教授
笠 井 正 俊	京都大学大学院法学研究科教授
加 藤 貴 子	弁護士
神 渡 史 仁	法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
北 川 佳世子	早稲田大学大学院法務研究科教授
久保野 恵美子	東北大学大学院法学研究科教授
宍 戸 常 寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
高 橋 真 弓	一橋大学大学院法学研究科准教授
田 村 智 幸	弁護士
田 村 伸 子	創価大学大学院法務研究科教授
○土 井 真 一	京都大学大学院法学研究科教授
富 所 浩 介	読売新聞東京本社論説副委員長
中 川 丈 久	神戸大学大学院法学研究科教授
前 田 健	東京大学大学院法学政治学研究科教授
松 井 さやか	ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス合同会社代表職務執行者 ジェネラルカウンセル
◎松 下 淳 一	学習院大学法学部教授
道 上 貴美子	弁護士

◎：座長 ○座長代理

計 20 名

令和7年度法科大学院入学者選抜の全体像

参考資料4



※特別選抜の募集は、当該大学院の入学定員の2分の1を超えない範囲内において行う。
 ※志願者数、受験者数、合格者数は併願者を含んだ延べ人数を計上。
 ※丸かっこ内は令和6年度の数値。

文部科学大臣認定を受けた法曹養成連携協定一覧

令和 7 年 4 月 1 日現在の認定協定は 7 4 件となっている。

番号	連携法科大学院	連携法曹基礎課程（法曹コース）	協定の有効期間
1	北海道大学大学院 法学研究科法律実務専攻	北海道大学法学部法学課程 法専門職コース法曹養成プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
2		北海学園大学法学部 法律学科法曹養成プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
3	東北大学大学院 法学研究科総合法制専攻	東北大学法学部 法曹コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
4		新潟大学法学部法学科 法曹養成プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
5	千葉大学大学院 専門法務研究科	千葉大学法政経学部法政経学科 法学コース法曹コース・プログラム	令和2年4月1日から3年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
6		鹿児島大学法文学部 法曹養成連携プログラム	令和2年4月1日から3年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
7		明治学院大学法学部法律学科 法曹コース	令和2年4月1日から3年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
8	東京大学大学院 法学政治学研究科法曹養成専攻	東京大学法学部 法科大学院進学プログラム	令和2年4月1日から10年間 （期間満了後は10年ごとに自動更新）
9	一橋大学大学院 法学研究科法務専攻	一橋大学法学部 法曹コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
10	金沢大学大学院 法務研究科法務専攻	金沢大学人間社会学域法学類 総合法学コース法曹養成プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
11	名古屋大学大学院 法学研究科実務法曹養成専攻	名古屋大学法学部法律・政治学科 法曹コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
12		立命館大学法学部 法曹進路プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
13	京都大学大学院 法学研究科法曹養成専攻	京都大学法学部 法曹基礎プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
14	大阪大学大学院 高等司法研究科法務専攻	大阪大学法学部 連携法曹基礎課程	令和2年4月1日から4年間 （期間満了後は2年ごとに自動更新）
15		香川大学法学部法学科 法曹プログラム	令和5年4月1日から4年間 （期間満了後は2年ごとに自動更新）
16	神戸大学大学院 法学研究科実務法律専攻	新潟大学法学部法学科 法曹養成プログラム	令和3年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
17		神戸大学法学部 法科大学院進学プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
18		熊本大学法学部法学科 アドバンスト・リーダー・コース（法学特修クラス）法曹プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
19		鹿児島大学法文学部 法曹養成連携プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
20		立命館大学法学部 法曹進路プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
21		同志社大学法学部法律学科 法曹養成プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
22		近畿大学法学部法律学科 法曹コース	令和5年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
23	岡山大学大学院 法務研究科法務専攻	岡山大学法学部 法律専門職コース法曹プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
24		香川大学法学部法学科 法曹プログラム	令和5年4月1日から4年間 （期間満了後は2年ごとに自動更新）
25	広島大学大学院 人間社会科学研究科 実務法学専攻	広島大学法学部 法曹養成プログラム	令和3年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
26		香川大学法学部法学科 法曹プログラム	令和5年4月1日から4年間 （期間満了後は2年ごとに自動更新）

番号	連携法科大学院	連携法曹基礎課程（法曹コース）	協定の有効期間
27	九州大学大学院 法務学府実務法学専攻	九州大学法学部 法科大学院連携プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
28		熊本大学法学部法学科 アドバンスト・リーダー・コース（法学特修クラス）法曹プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
29		鹿児島大学法文学部 法曹養成連携プログラム	令和3年4月1日から4年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
30		西南学院大学法学部 法務コース	令和3年4月1日から4年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
31	琉球大学大学院法務研究科 法務専攻	琉球大学人文社会学部 法学プログラム特修法曹コース	令和6年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
32	東京都立大学大学院 法学政治学研究科法曹養成専攻	東京都立大学法学部法学科 法律学コース法曹養成プログラム	令和2年4月1日から8年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
33		明治学院大学法学部法律学科 法曹コース	令和2年4月1日から8年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
34		信州大学経法学部 総合法律学科法曹養成プログラム	令和5年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
35	大阪公立大学大学院 法学研究科法曹養成専攻	大阪公立大学法学部法学科 法曹養成プログラム	令和4年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
36	学習院大学大学院 法務研究科法務専攻	西南学院大学法学部 法務コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
37		学習院大学法学部法学科法曹コース	令和5年4月1日から5年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
38	慶應義塾大学大学院 法務研究科法曹養成専攻	新潟大学法学部法学科 法曹養成プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
39		信州大学経法学部 総合法律学科法曹養成プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
40		学習院大学法学部法学科法曹コース	令和6年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
41		慶應義塾大学法学部法律学科 法曹コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
42		明治大学法学部法律学科 法曹コースにおける一貫教育プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
43		明治学院大学法学部法律学科 法曹コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
44		立教大学法学部法学科 法曹コース	令和3年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
45	上智大学大学院 法学研究科法曹養成専攻	上智大学法学部 法曹コース	令和2年4月1日から3年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
46	専修大学専門職大学院法務研究科 法務専攻	専修大学法学部法律学科法曹コース	令和6年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
47	創価大学大学院 法務研究科法務専攻	創価大学法学部法律学科 グローバル・ロイヤーズ・プログラム	令和2年4月1日から4年間 （期間満了後は2年ごとに自動更新）
48	中央大学大学院 法務研究科法務専攻	新潟大学法学部法学科 法曹養成プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
49		信州大学経法学部 総合法律学科法曹養成プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
50		熊本大学法学部法学科 アドバンスト・リーダー・コース（法学特修クラス）法曹プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
51		鹿児島大学法文学部 法曹養成連携プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
52		学習院大学法学部法学科法曹コース	令和6年4月1日から1年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
53		中央大学法学部法律学科 法曹コースにおける一貫教育プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
54		明治大学法学部法律学科 法曹コースにおける一貫教育プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
55		明治学院大学法学部法律学科 法曹コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
56		立教大学法学部法学科 法曹コース	令和3年4月1日から4年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
57		立命館大学法学部 法曹進路プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
58		西南学院大学法学部 法務コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）

番号	連携法科大学院	連携法曹基礎課程（法曹コース）	協定の有効期間
59	日本大学大学院 法務研究科法務専攻	日本大学法学部法律学科 法曹コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
60	法政大学大学院 法務研究科法務専攻	法政大学法学部法律学科 法曹コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
61	明治大学専門職大学院 法務研究科法務専攻	明治大学法学部法律学科 法曹コースにおける一貫教育プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
62		明治学院大学法学部法律学科 法曹コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
63	早稲田大学大学院 法学研究科法曹養成専攻	熊本大学法学部法学科 アドバンス・リーダー・コース（法学特修クラス）法曹プログラム	令和7年4月1日から5年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
64		西南学院大学法学部 法務コース	令和7年4月1日から5年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
65		明治学院大学法学部法律学科 法曹コース	令和7年4月1日から5年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
66		立教大学法学部法学科 法曹コース	令和7年4月1日から5年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
67		早稲田大学法学部 法曹コース	令和7年4月1日から5年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
68	愛知大学大学院 法務研究科法務専攻	愛知大学法学部法学科 法科大学院連携コース	令和3年4月1日から5年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
69	同志社大学大学院 司法研究科法務専攻	同志社大学法学部法律学科 法曹養成プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
70		西南学院大学法学部 法務コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
71	立命館大学大学院 法務研究科法曹養成専攻	立命館大学法学部 法曹進路プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
72	関西大学大学院 法務研究科法曹養成専攻	関西大学法学部法学政治学科 関西大学法曹コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
73	関西学院大学大学院 司法研究科法務専攻	関西学院大学法学部 司法特修コース法曹養成連携プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
74	福岡大学大学院 法曹実務研究科法務専攻	福岡大学法学部法律学科 法律特修プログラム法曹連携基礎クラス	令和3年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）

連携法曹基礎課程(法曹コース)一覧

令和7年4月1日現在

法曹 コース 項番	連携 協定 項番	連携法曹基礎課程（法曹コース）	連携法科大学院	協定の有効期間
1	1	北海道大学法学部法学課程 法専門職コース法曹養成プログラム	北海道大学大学院 法学研究科法律実務専攻	令和2年4月1日から5年間 (期間満了後は5年ごとに自動更新)
2	2	東北大学法学部 法曹コース	東北大学大学院 法学研究科総合法制専攻	令和2年4月1日から5年間 (期間満了後は1年ごとに自動更新)
3	3	千葉大学法政経学部法政経学科 法学コース法曹コース・プログラム	千葉大学大学院 専門法務研究科	令和2年4月1日から3年間 (期間満了後は3年ごとに自動更新)
4	4	東京大学法学部 法科大学院進学プログラム	東京大学大学院 法学政治学研究科法曹養成専攻	令和2年4月1日から10年間 (期間満了後は10年ごとに自動更新)
5	5	一橋大学法学部 法曹コース	一橋大学大学院 法学研究科法務専攻	令和2年4月1日から5年間 (期間満了後は5年ごとに自動更新)
6	6	新潟大学法学部法学科 法曹養成プログラム	東北大学大学院 法学研究科総合法制専攻	令和2年4月1日から5年間 (期間満了後は1年ごとに自動更新)
	7		神戸大学大学院 法学研究科実務法律専攻	令和3年4月1日から5年間 (期間満了後は1年ごとに自動更新)
	8		慶應義塾大学大学院 法務研究科法曹養成専攻	令和2年4月1日から5年間 (期間満了後は5年ごとに自動更新)
	9		中央大学大学院 法務研究科法務専攻	令和2年4月1日から5年間 (期間満了後は5年ごとに自動更新)
7	10	金沢大学人間社会学域法学類 総合法学コース法曹養成プログラム	金沢大学大学院 法務研究科法務専攻	令和2年4月1日から5年間 (期間満了後は5年ごとに自動更新)
8	11	信州大学経法学部 総合法律学科法曹養成プログラム	東京都立大学大学院 法学政治学研究科法曹養成専攻	令和5年4月1日から5年間 (期間満了後は5年ごとに自動更新)
	12		慶應義塾大学大学院 法務研究科法曹養成専攻	令和2年4月1日から5年間 (期間満了後は5年ごとに自動更新)
	13		中央大学大学院 法務研究科法務専攻	令和2年4月1日から5年間 (期間満了後は5年ごとに自動更新)
9	14	名古屋大学法学部法律・政治学科 法曹コース	名古屋大学大学院 法学研究科実務法曹養成専攻	令和2年4月1日から5年間 (期間満了後は5年ごとに自動更新)
10	15	京都大学法学部 法曹基礎プログラム	京都大学大学院 法学研究科法曹養成専攻	令和2年4月1日から5年間 (期間満了後は5年ごとに自動更新)
11	16	大阪大学法学部 連携法曹基礎課程	大阪大学大学院 高等司法研究科法務専攻	令和2年4月1日から4年間 (期間満了後は2年ごとに自動更新)
12	17	神戸大学法学部 法科大学院進学プログラム	神戸大学大学院 法学研究科実務法律専攻	令和2年4月1日から5年間 (期間満了後は1年ごとに自動更新)
13	18	岡山大学法学部 法律専門職コース法曹プログラム	岡山大学大学院 法務研究科法務専攻	令和2年4月1日から5年間 (期間満了後は5年ごとに自動更新)
14	19	広島大学法学部 法曹養成プログラム	広島大学大学院 人間社会科学研究科 実務法学専攻	令和3年4月1日から5年間 (期間満了後は1年ごとに自動更新)
15	20	香川大学法学部法学科 法曹プログラム	大阪大学大学院 高等司法研究科法務専攻	令和5年4月1日から4年間 (期間満了後は2年ごとに自動更新)
	21		広島大学大学院 人間社会科学研究科 実務法学専攻	令和5年4月1日から4年間 (期間満了後は2年ごとに自動更新)
	22		岡山大学大学院 法務研究科法務専攻	令和5年4月1日から4年間 (期間満了後は2年ごとに自動更新)

法曹 コース 項番	連携 協定 項番	連携法曹基礎課程（法曹コース）	連携法科大学院	協定の有効期間
16	23	九州大学法学部 法科大学院連携プログラム	九州大学大学院 法務学府実務法学専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
17	24	熊本大学法学部法学科 アドバンス・リーダー・コース（法学特修ク ラス）法曹プログラム	神戸大学大学院 法学研究科実務法律専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
	25		九州大学大学院 法務学府実務法学専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
	26		中央大学大学院 法務研究科法務専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
	27		早稲田大学大学院 法学研究科法曹養成専攻	令和7年4月1日から5年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
18	28	鹿児島大学法文学部 法曹養成連携プログラム	千葉大学大学院 専門法務研究科	令和2年4月1日から3年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
	29		神戸大学大学院 法学研究科実務法律専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
	30		九州大学大学院 法務学府実務法学専攻	令和3年4月1日から4年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
	31		中央大学大学院 法務研究科法務専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
19	32	琉球大学人文社会学部 法学プログラム特修法曹コース	琉球大学大学院法務研究科 法務専攻	令和6年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
20	33	東京都立大学法学部法学科 法律学コース法曹養成プログラム	東京都立大学大学院 法学政治学研究科法曹養成専攻	令和2年4月1日から8年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
21	34	大阪公立大学法学部法学科 法曹養成プログラム	大阪公立大学大学院 法学研究科法曹養成専攻	令和4年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
22	35	北海学園大学法学部 法律学科法曹養成プログラム	北海道大学大学院 法学研究科法律実務専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
23	36	学習院大学法学部法学科法曹コース	学習院大学大学院 法務研究科法務専攻	令和5年4月1日から5年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
	37		慶應義塾大学大学院 法務研究科法曹養成専攻	令和6年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
	38		中央大学大学院 法務研究科法務専攻	令和6年4月1日から1年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
24	39	慶應義塾大学法学部法律学科 法曹コース	慶應義塾大学大学院 法務研究科法曹養成専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
25	40	上智大学法学部 法曹コース	上智大学大学院 法学研究科法曹養成専攻	令和2年4月1日から3年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
26	41	専修大学法学部法律学科法曹コース	専修大学専門職大学院法務研究科 法務専攻	令和6年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
27	42	創価大学法学部法律学科 グローバル・ロイヤーズ・プログラム	創価大学大学院 法務研究科法務専攻	令和2年4月1日から4年間 （期間満了後は2年ごとに自動更新）
28	43	中央大学法学部法律学科 法曹コースにおける一貫教育プログラム	中央大学大学院 法務研究科法務専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
29	44	日本大学法学部法律学科 法曹コース	日本大学大学院 法務研究科法務専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
30	45	法政大学法学部法律学科 法曹コース	法政大学大学院 法務研究科法務専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
31	46	明治大学法学部法律学科 法曹コースにおける一貫教育プログラム	慶應義塾大学大学院 法務研究科法曹養成専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
	47		中央大学大学院 法務研究科法務専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
	48		明治大学専門職大学院 法務研究科法務専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）

法曹 コース 項番	連携 協定 項番	連携法曹基礎課程（法曹コース）	連携法科大学院	協定の有効期間
32	49	明治学院大学法学部法律学科 法曹コース	千葉大学大学院 専門法務研究科	令和2年4月1日から3年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
	50		東京都立大学大学院 法学政治学研究科法曹養成専攻	令和2年4月1日から8年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
	51		慶應義塾大学大学院 法務研究科法曹養成専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
	52		中央大学大学院 法務研究科法務専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
	53		明治大学専門職大学院 法務研究科法務専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
	54		早稲田大学大学院 法学研究科法曹養成専攻	令和7年4月1日から5年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
33	55	立教大学法学部法学科 法曹コース	慶應義塾大学大学院 法務研究科法曹養成専攻	令和3年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
	56		中央大学大学院 法務研究科法務専攻	令和3年4月1日から4年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
	57		早稲田大学大学院 法学研究科法曹養成専攻	令和7年4月1日から5年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
34	58	早稲田大学法学部 法曹コース	早稲田大学大学院 法学研究科法曹養成専攻	令和7年4月1日から5年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
35	59	愛知大学法学部法学科 法科大学院連携コース	愛知大学大学院 法務研究科法務専攻	令和3年4月1日から5年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
36	60	同志社大学法学部法律学科 法曹養成プログラム	神戸大学大学院 法学研究科実務法律専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
	61		同志社大学大学院 司法研究科法務専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
37	62	立命館大学法学部 法曹進路プログラム	名古屋大学大学院 法学研究科実務法曹養成専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
	63		神戸大学大学院 法学研究科実務法律専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
	64		中央大学大学院 法務研究科法務専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
	65		立命館大学大学院 法務研究科法曹養成専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
38	66	関西大学法学部法学政治学科 関西大学法曹コース	関西大学大学院 法務研究科法曹養成専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
39	67	関西学院大学法学部 司法特修コース法曹養成連携プログラム	関西学院大学大学院 司法研究科法務専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
40	68	近畿大学法学部法律学科 法曹コース	神戸大学大学院 法学研究科実務法律専攻	令和5年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
41	69	西南学院大学法学部 法務コース	九州大学大学院 法務学府実務法学専攻	令和3年4月1日から4年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
	70		学習院大学大学院 法務研究科法務専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
	71		中央大学大学院 法務研究科法務専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
	72		早稲田大学大学院 法学研究科法曹養成専攻	令和7年4月1日から5年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
	73		同志社大学大学院 司法研究科法務専攻	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
42	74	福岡大学法学部法律学科 法律特修プログラム法曹連携基礎クラス	福岡大学大学院 法曹実務研究科法務専攻	令和3年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）